

平成20年度

# 各国および国際社会の海洋政策の動向

総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究

平成21年3月

海洋政策研究財団  
(財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)



## はしがき

海洋政策研究財団では、人類と海洋の共生の理念のもと、国連海洋法条約およびアジェンダ 21 に代表される新たな海洋秩序・政策の枠組みの中で、わが国および国際社会が持続可能な発展を実現するため、総合的・統合的な観点から海洋および沿岸域にかかわる諸問題を調査研究し、広く社会に提言することを目的とした活動を展開しています。

その内容は、当財団が先駆的な取り組みをしている海洋および沿岸域の統合的な管理、排他的経済水域・大陸棚の持続可能な開発・利用・保全・管理、海洋の安全保障、海洋教育の推進、海上交通の安全確保、海洋汚染防止など多岐にわたっています。

さて、当財団では、競艇の交付金による日本財団の助成事業により各国の海洋政策を調査し、その先進的な取り組みを調査研究して参りました。即ち、「海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究」において、平成 15 年度は米国、カナダ、オーストラリア、韓国、中国などの海洋政策を比較研究し、さらに平成 16 年度は米国、平成 17 年度は中国の海洋政策を取り上げ、平成 18 年度はわが国での海洋基本法の制定の動きに合わせて、主要な海洋国の海洋・沿岸域に関する法制度および政策の枠組みについて、包括的に研究してきました。

平成 19 年度からは、これを受け継いで新たにスタートした「総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究」において、海洋基本法の成立をうけて進むわが国の総合的管理に関する取り組みに寄与するために、昨年度は英国、今年度はフランスを中心とする諸外国の先進的な海洋政策の取り組みについて調査・研究を行いました。

本書が、海洋および沿岸域の開発、利用、保全および管理に携わる行政、研究機関、民間企業、NPO、国民の皆様の活動に、少しでもお役に立てれば幸いです。

平成 21 年 3 月

海洋政策研究財団  
会長 秋山昌廣



各国の海洋政策の調査研究  
世界及びアジアの海洋グループ活動の強化  
国際会議等の共同開催

研究メンバー

寺島紘士 海洋政策研究財団 常務理事

市岡 卓 海洋政策研究財団 政策研究グループ グループ長

遠藤愛子 海洋政策研究財団 政策研究グループ 研究員

小谷哲男 同上

段 烽軍 同上

李 銀姫 同上

以上



## 目次 (執筆者)

はしがき

はじめに (寺島紘士) ..... 1

### 第1部 各国の海洋政策と法制に関する研究

第1章 フランスにおける海洋政策の動向  
ー海洋および沿岸域の統合的管理と海洋保護区ー (遠藤愛子) ..... 5

### 第2部 国際社会における海洋問題の動き

第1章 マラッカ・シンガポール海峡の航行安全と環境保全に関する  
協力メカニズム (小谷哲男) ..... 15

第2章 海洋・沿岸・島嶼に関するグローバル・フォーラム  
(Global Forum on Oceans, Coasts, and Islands) (市岡卓・段烽軍) ..... 18

第3章 海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス第9会期  
(UNICPOLOS-9) (小谷哲男) ..... 45

第4章 PEMSEA (東アジア海域環境管理パートナーシップ) (遠藤愛子) ..... 52

第5章 東アジア海洋政策研究機関ネットワーク (OPINEAR) (李銀姫) ..... 64

第6章 その他の国際会議への参加 ..... 73

① 2008 厦門国際海洋週間  
(2008 World Ocean Week in Xiamen) (遠藤愛子) ..... 73

② 2012 海洋目標：欧州海洋戦略と公海における課題  
(2012 Marine Targets: European Marine Strategy and Issues  
in the High Seas) セミナー (遠藤愛子) ..... 75

③ 世界海洋会議 2009  
World Ocean Conference 2009 (市岡卓) ..... 82

### [参考資料]

資料1 「環境グルネル」会議第12実行委員会「海洋および沿岸域の統合的管理」  
報告書の和訳 ..... 85

資料2 グルネル実施法II (案) 海洋に関する規定第5節の和訳 ..... 124





はじめに



## 1. 海洋の法秩序と政策の枠組み

20 世紀後半に入って海洋と人間社会の関係が大きく変化し、これに対応するため、「海洋法に関する国際連合条約」（国連海洋法条約、以下「海洋法条約」）により新たな海洋の法秩序が構築され（1994 年発効）、また、持続可能な開発のための行動計画アジェンダ 21 により海洋政策の国際的枠組みが設定された（1992 年）。海洋法条約は、全海洋に関する包括的な法的枠組みとルールを定めた海洋に関する基本的な条約であり、海洋に関するパラダイムを「海洋の自由」から「海洋の管理」に改めるとともに、それまでは陸地近くの狭い領海を除いては国家の領域外であった海洋に対して、沿岸国の管轄海域を大幅に拡大した。即ち、沿岸国の領海は 12 カイリに拡大され、200 カイリの排他的経済水域（EEZ）が新設され、これと並行して大陸棚の範囲も明確化された。これにより、今やいずれかの沿岸国が管轄する海域が、全海洋の 4 割を占めることとなった。

わが国は、この条約によって、世界で 6 番目に広大な 447 万平方 km<sup>2</sup>の海域（領海+EEZ）を管轄することになった。これからは、この広大な海域が、わが国の経済発展と国民生活に必要な資源の確保、海域の円滑な利用、良好な海洋環境の保全、国家の安全保障のために重要な役割を担うことになる。

さらに、同条約は、海洋の諸問題が相互に密接な関連を有していることから、交通、利用、資源、環境など海洋の諸問題を全体的に検討し、これらに総合的に取り組むことを求めており、各国に、その管轄する沿岸海域について、資源等に関する権利と環境保全の責任等を委ねるとともに、海洋全体についても協調・協力してその管理に取り組むことを求めている。

また、アジェンダ 21（第 17 章）は、海洋の総合的管理と持続可能な開発等を目指して、7 つのプログラム分野について行動計画を定めて政策面から海洋法条約を補完している。

## 2. 海洋基本法の制定

わが国は 1996 年に海洋法条約を批准したが、わが国は海洋の諸問題に総合的・空間的に取り組む国際的な潮流にうまく乗ることができず、その対応は遅々として進まなかった。ようやく 2005 年 11 月に海洋政策研究財団が行った「21 世紀の海洋政策への提言」が直接のきっかけとなって、2006 年 4 月に自民・公明・民主の 3 党の国会議員と海洋関係各分野の学識経験者により海洋基本法研究会を設立され、海洋政策研究財団は研究会事務局として会議の運営に当たった。この研究会には、海洋関係省庁もオブザーバー参加し、海洋をめぐる近年の国際情勢の進展を踏まえてわが国の海洋政策を検討し、12 月にその成果を「海洋政策大綱」として取りまとめた。

これに基づき、自民党を中心に公明・民主の両党も参加して海洋基本法案が作成され、超党派の議員立法として第 166 回国会に提案され、社民党を除く各党の賛成により 2007 年 4 月 20 日に海洋基本法が成立し、7 月 20 日に施行された。

海洋基本法は、その第 1 条（目的）で明らかにしているように、1. で述べた新たな海洋の法秩序と国際的な政策枠組みに対応して、わが国として海洋の諸問題に本格的に取り組むために制定されたものである。

1994 年の発効を受けて 1996 年に批准した海洋法条約に対する対応としては遅きに失した観はあるが、これにより、近年、世界各国が競って取り組んでいる海洋の管理に対して、

わが国もようやく大きな一步を踏み出すことができた。

海洋基本法は、基本理念として、「海洋の開発および利用と海洋環境の保全との調和」「海洋の安全の確保」「海洋に関する科学的知見の充実」「海洋産業の健全な発展」「海洋の総合的管理」「海洋に関する国際的協調」を掲げるとともに、国、地方公共団体、海洋産業の事業者、海洋に関する活動を行なう団体その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないと定めている。

同法は、また、基本的施策として「海洋資源の開発及び利用の推進」、「海洋環境の保全等」「排他的経済水域及び大陸棚の開発、利用、保全等」「海上輸送の確保」「海洋の安全の確保」「海洋調査の推進」「海洋科学技術に関する研究開発の推進等」「海洋産業の振興及び国際競争力の強化」「沿岸域の総合的管理」「離島の保全等」「国際的な連携の確保及び国際協力の推進」「海洋に関する国民の理解の増進等」を定めた。

さらに、海洋基本法は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府に海洋に関する基本的な計画の策定を義務付けている。これを受けて 2008 年 3 月には、わが国初の海洋基本計画が閣議決定された。わが国の海洋の総合的管理は、いよいよその具体的実施の段階に入った。

### 3. 海洋の総合的管理における各国の海洋政策研究の重要性

しかし、水に満たされ、高圧で光や電波の届かない海洋空間を開発、利用、保全及び管理することは、必ずしも容易なことではない。陸域とは異質の空間である海洋空間を、具体的にどのように開発、利用、保全及び管理していくかについては、これからの新たな取り組みに負うところが大きい。海洋法条約が、平和的目的のための海洋の科学的調査の国際協力や海洋技術の発展及び移転の促進を、特に取り上げているのもこのためである。

海洋の開発、利用、保全及び管理の難しさの一例として排他的経済水域を取り上げてみよう。海洋法条約は、この制度により、沿岸国に、天然資源の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利等、並びに人工島、施設及び構築物の設置及び利用、海洋の科学的調査、海洋環境の保護及び保全に関する管轄権を付与している。では、このように相互に密接な関連を有する様々な事項を包含する国際法上の制度である排他的経済水域を、沿岸国はどのように管理するのが適当か。その答えは、必ずしも明確ではない。

広大かつ大水深の海域を含む排他的経済水域の開発、利用、保全及び管理ためには、沖合の海域に関する科学的知識の拡充、そこで使用可能な技術の開発、不可逆的な環境破壊を避けながら進めるべき海洋資源の開発手法の開発、海洋管理のための情報・データの整備、様々な利用相互間の調整や海洋空間の総合的管理の制度構築など様々な点について検討が必要である。これはどの国にとっても容易なことではなく、未だに他国の範となるような総合的管理モデルは確立していない。

しかし、既に海洋法条約発効から 15 年が経過した。近年になると、各国の中にその国情や政策的意図、さらには科学技術力、経済力に応じて、自国の EEZ の具体的管理に取り組む国が出てきている。初の海洋基本計画を制定したわが国もようやくそのスタートラインに立った。これからはわが国もそれら先進的な取り組みをしている国々に伍して、海洋の総合的管理に取り組み、海洋に関する国際的な秩序の形成および発展のために先導的

な役割を担っていくが求められている。

そのためには、互いの国家実行を比較検討し、それぞれの優れた点を参考にして各自の EEZ 制度を構築することも有力な方法論である。望ましい EEZ 制度は、そのような中から次第に具体化していくこととなるのではないか。

このことは、なにも排他的経済水域の開発、利用、保全および管理の問題だけに限らない。海洋基本法が掲げる 12 の基本的施策は、いずれも従来縦割り分野別の取り組みではなく、総合的に取り組むことが求められており、それに対する具体的取り組みにはそれぞれ新たな視点と創意工夫が求められる。

したがって、海洋基本法が、その目的で述べている「わが国が国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現する」ためには、わが国は、海洋の総合的管理と持続可能な開発に向けて、世界各国と切磋琢磨してこれらに取り組んでいくことが重要である。このために当分の間、各国および国際社会の海洋政策と法制に関する先進的な取り組みに対する研究、および国際機関や各国の研究者が参加する海洋政策に関する国際会議への参画は欠かせない。本研究は、そのような視点にたって、海洋政策研究財団が日本財団の助成を受けて行なった 2008 年度の政策研究の成果である。これらが、今後の海洋基本法に基づく海洋政策の具体化にいささかなりとも貢献できれば幸いである。



# 第 1 部

## 各国の海洋政策と法制に関する研究





# 第1章 フランスにおける海洋政策の動向 —海洋および沿岸域の統合的管理と海洋保護区—

## 1. 環境グルネル

2007年5月にフランス大統領に就任したニコラ・サルコジ大統領は、選挙公約として掲げていた経済成長・雇用創出と環境保全を両立させ持続可能な開発を実現させるため、「環境グルネル<sup>1</sup>」政策を実施している。第1ステージとなる2007年7月より10月には、政府・地方自治体、有識者、市民団体、企業、労働組合らが参加した「環境グルネル」会議が開催され、気候変動対策、生物多様性・自然環境の保全、健康リスクの防止、交通・輸送、建物・都市計画、エネルギー、農業問題等について討議がおこなわれた。第2ステージとなった2007年11月から2008年7月には、「環境グルネル」会議で確認された課題に取り組むため、35の実行委員会が設置され、法的措置を含む具体的方策が検討された。その結果、2008年10月には、「環境グルネル」政策の目的およびフレームワークを定めたグルネル実施法Ⅰが国民議会で可決され、2009年度中には、具体的方策をまとめたグルネル実施法Ⅱが制定される見込みである。

また、「環境グルネル」会議に先駆けて、2007年6月に、これまでの「エコロジー・持続可能開発及び国土整備省」からその所轄範囲を拡大させた「エコロジー・エネルギー・持続可能開発及び国土整備省」と、その外局にあたる「海洋保護区庁」が創設された。さらにフランスは、2008年7月1日より半年間、12回目となる欧州連合（EU）議長国に就任し、議長国体制のもと、10月にトゥーロン、マルセイユにおいて、海洋に関する国際会議「Biomarine」を、12月にはブレストにおいて、「2012 海洋目標：欧州海洋戦略と公海における課題」と題する国際セミナーを開催した。

フランスは、世界第2位ともいわれる排他的経済水域を有しているが、その大半（97%）が海外領土に属している。それ故、さまざまな海洋問題を解決するためには、海外自治体の固有の地理的・法的背景を考慮するとともに、国内レベル、EUレベル、地域レベル、国際レベルにおける法的背景を踏まえて検討する必要がある。本稿では、「環境グルネル」政策の枠組みのもと推し進められているフランスの海洋および沿岸域の統合的管理政策と、2007年に新たに開始した海洋保護区政策を紹介する。

## 2. 法的背景

国内の海洋および沿岸域の統合的管理と、海洋保護区政策を推し進めるうえで考慮された、国際、地域、EUレベルの主な法的背景を表にまとめた。複雑かつ急速に変化するこれら法的背景との整合性が図られている（表1参照）。

---

<sup>1</sup> グルネルの語源は、1968年にパリのグルネル通りにある労働省において、政府、労働者や学生、企業の代表者が、労働条件の改善に関する代表者会議を開催し、労使が和解した「グルネル協定」に由来している。

### 3. 海洋および沿岸域の統合的管理

表1 法的背景

国際レベル	地域レベル	EU レベル
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連海洋法条約</li> <li>・IMO（国際海事機関）関連条約</li> <li>・生物多様性条約</li> <li>・リオ地球サミット行動計画「アジェンダ 21」</li> <li>・国連ミレニアムサミット MDGs（ミレニアム開発目標）</li> <li>・ヨハネスブルグサミット実施計画</li> <li>・ラムサール条約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バルセロナ条約</li> <li>・ベルン条約</li> <li>・オスパー条約</li> <li>・ボン条約</li> <li>・カルタヘナ条約</li> <li>・CCAMLR（南極の海洋生物資源の保存に関する条約）</li> <li>・ナイロビ条約</li> <li>・ヌメア条約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野鳥指令</li> <li>・共通漁業政策</li> <li>・生息地指令（ナチュラ 2000 ネットワーク）</li> <li>・水枠組み指令</li> <li>・沿岸域統合管理の実施に関する勧告</li> <li>・通達「欧州持続可能開発戦略」</li> <li>・グリーンペーパー</li> <li>・ブルーブック</li> <li>・海洋戦略枠組み指令</li> <li>・通達「海洋政策の統合的アプローチのためのガイドライン」</li> <li>・リスボン戦略</li> </ul>

資料)「環境グルネル」実行委員会レポート、[www.aires-marines.fr](http://www.aires-marines.fr) および海洋保護区庁での聞き取りによる。

第1ステージとなった「環境グルネル」会議において確認された海洋および沿岸域の諸問題を解決するために、統合的アプローチの必要性が認められ、国家的枠組みの創出と同時に、国と地方自治体が共同で施策を展開することを可能にするためのアプローチとツールを開発することが優先目標とされた。そこで、第2ステージとなった2008年1月から6月までの間、海洋および沿岸域の統合的管理を専門に扱う実行委員会（COMOP12）が設置され、グルネル実施法案に海洋に関する条項を設けるための作業がおこなわれた。

#### (1) 実施組織

COMOP12のメンバーは、フランス国民議会議員（委員長）、全仏県連合会、全仏州連合、海洋事務総局、エコロジー・持続可能開発及び国土整備省、海洋保護区庁、国家沿岸域審議会、土木総評議会、国立海洋開発研究所、国立自然史博物館、海洋漁業・養殖業国家委員会等の代表で構成され、10回の全体会合が開催された。さらに限定された領域を扱うため、「商業漁業および遊漁」と「海洋汚染源および海洋環境に対する人間活動の影響の予防と削減」の2つの作業グループが設置された。「商業漁業および遊漁」作業グループは、政府・地方自治体、有識者、市民団体等、13の団体代表者が参加し、「海洋汚染源および海洋環境に対する人間活動の影響の予防と削減」作業グループには、同様に34の団体代表者が参加し、それぞれ3回の会合が開かれた。

#### (2) 検討項目

COMOP12における具体的な検討項目は、第1に、沿岸域を生態系アプローチに基づき統合的に管理することである。沿岸域統合管理の拡大にむけて、①新規プロジェクトを支援・認証するための国家的メカニズムの設置、②2012年までに、10の海洋自然公園を設置

し、共同管理ネットワークを確立させること、③こうした生態系アプローチに基づいた統合的管理のための地中海パイロット・プログラムを2008年より導入すること等が検討された。

第2に、漁業資源の持続可能な管理について検討された。具体的には、①海釣りや潮干狩り等遊漁の統制や違法漁業対策の強化、②2008年より、水産エコラベル制度の導入、③地中海でのマグロ漁に関して、譲渡不可能個別割当制度を、2008年～2009年から試験的に導入すること等が決定された。

第3に、陸上活動に起因する海洋汚染の削減と防止について検討された。具体的には、①採掘活動、浚渫、発電等、海洋では生物多様性の喪失を引き起こす可能性のある活動に対して罰則規定を設け、故意の汚染を防止する、②漂流・漂着ゴミ（大型ゴミ）の収集と管理、③港湾活動による汚染の削減と防止、④海洋採掘等の海洋産業の制度の見直し等、グルネル実施法に盛り込むべき事項が検討された。

### **（3）法律案**

COMOP12が作成した法律案には、第1に、国家レベルでは、国家海洋・沿岸域戦略ガイドラインを2010年までに策定し、地域レベルでは、沿岸地域戦略を策定すること（計画の策定）、第2に、国家レベルでは国家海洋・沿岸域審議会を設置し、地域レベルでは海洋・沿岸域審議会を設置すること（多機関調整）、第3に、海洋・沿岸域管理国家基金を創設すること（資金調達）が盛り込まれた。

#### **1) 国家海洋・沿岸域戦略ガイドライン**

COMOP12は、国家の主権下または管轄下に置かれる全ての海域における諸活動の管理、海洋および沿岸域の環境保全ならびに資源利用のために、生態系アプローチに基づく海洋・沿岸域管理の原則および基本方針を定める国家ガイドラインを、2010年1月1日までに国が策定することを法案に盛り込んだ。ガイドラインは最初2014年に見直され、その後は6年ごとに見直しされる。

フランス本国および海外県では、フランス政府が海洋に関して多くの権限を有する一方、仏領ポリネシアでは、当該権限は主に地方自治体が有している。しかしながら、共通の管理原則を各地域に適用することは可能であるし、適用する必要があることが改めて確認された。

国家海洋・沿岸域戦略ガイドラインには、i) 海洋・沿岸域環境ならびにその景観の保護・保全、ii) 海洋・沿岸域の観察および監視、iii) 海洋沿岸域の生物・鉱物・エネルギー資源の保全、探査および利用、iv) 自然・技術リスクの管理ならびにあらゆる原因の汚染および公害の予防、v) 海洋・沿岸域空間における活動規制、vi) 海洋・沿岸域における科学的・技術的研究、vii) 国民に対する教育、訓練、啓蒙および情報提供、viii) 評価、等について規定されている。

## 2) 国家海洋・沿岸域審議会

COMOP12 では、ローカル・レベルのステークホルダーが、国家的枠組みを背景に、自ら目標を設定し、選択をおこなうための自立性と、国と関係自治体が共同で施策を展開することを可能とするツールを開発する必要性が確認された。そのため、海洋分野の管理は、意味のあるレベルで実施されなければならないと、全国レベルおよびファサード<sup>2</sup>レベルにおいて実施されなければならないとした。そして、全国レベルのガバナンス機関として、国家海洋・沿岸域審議会、ファサードレベルでは、海洋・沿岸域審議会の創設が提案された。

国家海洋・沿岸域審議会のメンバーは、国会議員、フランス本国および海外領土の自治体、公施設法人、民間セクター、学術機関、市民団体等、海洋・沿岸域に関するステークホルダーで構成される。

国家海洋・沿岸域審議会の役割は、i) 海洋または沿岸域に関するあらゆる法案について、政府の諮問に応じて提案・意見表明をおこない、ii) その意見および提案を通じて、海洋および沿岸域における公共政策の調整に寄与する。ii) 統合的管理の観点から目標を提示し、海洋および沿岸域の管理、保護または利用に必要なだと判断する施策を策定する。iv) グルネル実施法および海洋または沿岸域に関する法令の実施の監視、v) 海洋・沿岸域管理国家基金の資金配分条件について諮問をうける、vi) 欧州、国および地域間レベルで実施される海洋・沿岸域に関する活動に参加し、専門研究機関に研究提案をおこなう、ことである。

## 3) 海洋・沿岸域審議会と海洋・沿岸域戦略計画

ファサードレベルで設置されるべき海洋・沿岸域審議会は、ファサードに関する全てのステークホルダーとの協議により、経済的、環境的、社会的視点にたった地域の管理目標を制定し、これを達成するための管理方法を定めた海洋・沿岸域戦略計画（地域計画）を策定する。当該戦略計画は、既存の空間計画、地域計画、分野別計画や、陸域に関する計画、国家海洋・沿岸域戦略ガイドラインとの整合性を図る必要がある。具体的には、海洋・沿岸域戦略計画は、国家海洋・沿岸域戦略ガイドラインが公布された翌年に策定される。

海洋・沿岸域戦略計画は、2008年6月に欧州委員会環境総局が発表した海洋戦略枠組み指令第3条にある規定、つまり2020年までに良好な環境状態を達成または維持するために必要な措置を導入することを目標に策定されるため、EU加盟国および第三国と連携することが定められている。

## 4) 海洋・沿岸域管理国家基金

### ①財源

---

<sup>2</sup> ファサードとは、生態系管理の単位

COMOP12 は、海洋および沿岸域の管理に関わる諸措置のための資金を持続的に確保し、共同施策およびプロジェクトのため、さまざまな担い手間で資金を共有するツールを備える必要があるとし、海洋・沿岸域管理国家基金の創設を提案した。

COMOP12 は、基金の財源として、i) 公的予算（国、沿岸域の自治体）、ii) 資源および空間の利用料、iii) 海洋・沿岸域環境への悪影響を名目として徴収する税、iv) 罰金収入、v) 海洋管理に関係する経済セクターからの出資金、vi) 寄付および遺贈等が考えられるとした。特に、ii) の天然資源（生物資源、鉱物資源、エネルギー資源）と海洋・沿岸域の公共空間の利用にかかる税および料金が、海洋・沿岸域の統合管理のための大きな財源となり得ると判断した。具体的には、フランスにおける海洋公共物利用料は、さほど高くないうえにさまざまな免除が設けられている。例えば、鉱物資源の採掘権料は、隣国や他国に較べて安く、炭化水素の採掘権料は無料となっていて、十分に活用されていない。また、これら海洋によって生じた収入は、海洋のために使用されることはほとんどない。例えば、海洋公共物利用料や採掘権料収入は、一般会計予算に配分されているし、風力発電等の新エネルギー産業にかかる料金の一部は、補償費あるいは海洋・沿岸域管理に無関係な施策に配分されている。さらに、航空監視費用の大部分は利用者が負担しているのに対し、海上の監視活動や警察活動にかかる費用は、利用者ではなく自治体が負担しているため、これらを再考する余地があるとした。

## ②使途

海洋・沿岸域管理国家基金は、i) 海洋・沿岸域資源の探査およびモニタリング活動、ii) 海洋・沿岸域の調査および研究、iii) 海洋・沿岸域に関する公的なデータベースまたは知識データベースの構築、iv) 海洋・沿岸域の環境および海洋活動の監視、v) 海洋・沿岸域の観測と、沿岸域の海洋地図の作成、vi) 海洋・沿岸域に関する将来予測、vii) 海洋・沿岸域管理に関する教育・訓練、viii) 管理者および一般市民に対する情報提供、ix) 一般的に、海洋・沿岸域環境の知識の改善および当該知識の普及に寄与するすべての施策等に対し資金援助できるものとする。

## 5) 「商業漁業および遊漁」作業グループ

COMOP12 は、さらに限定された領域を扱うための「商業漁業および遊漁」作業グループを設置した。ここでは、i) 水産エコラベル制度の創設、ii) 資源管理の取り組み、iii) 海面遊漁の統制について検討された。

### ①水産エコラベル

作業グループは、水産エコラベルに関する法律条文を提案し、持続可能な漁業のための基準や認証および検査のための手続きは、国家海洋・沿岸域審議会の意見を徴した後に政令で定められるとした。具体的な内容に関する検討は、全国水産養殖同業者連合会

(OFIMER) が実施する。

## ②資源管理の取り組み

地中海マグロに関して個別割当方式を試験的に導入することは、既に欧州規則 1559/2007 に定められており、国内レベルにおいても、2008年4月9日省令でも扱われているため、作業グループはこれらを支持することとした。

## ③ガバナンスと違法漁業

作業グループは、フランス国内の資源管理政策、許可・免許制度、個別割当制度、釣りライセンス制度等を、EUの共通漁業政策(CFP)やEU規則の中に位置づけ直す必要があるとした。また、欧州委員会が設置した地域諮問評議会(RACs)にならって、フランス国内においても、ステークホルダー間の協議会を組織することが提案された。

違法漁業については、i) 監視員等の配置、ii) 監視活動を実施する国家機関の連携の必要性、iii) 違法漁業に関する欧州規則を提案する等法律的措置の実施、iv) 水産物トレーサビリティシステムの必要性、v) 漁業者を違法漁業対策に参加させるメリットの構築、vi) 消費者啓蒙活動の実施等が検討された。

## ④遊漁の統制

作業グループは、遊漁に関する法律案ではなく、国、市民団体、遊漁者団体が署名する「遊漁憲章」案を作成した。憲章案には、i) 遊漁者団体等は、必要な科学的データを科学技術機関に提供する等科学研究を支援する。ii) 遊漁者団体等は、「遊漁監視委員会」を設置し、遊漁に関する行政決定をおこない、決定事項を遊漁者に知らしめる。iii) 遊漁者団体等は、不正行為を防止するために、遊漁者の捕獲物にマーキング措置を施す。iv) 遊漁者団体等は、違法な捕獲活動や、違法捕獲物の販売・流通防止に努める。v) 「釣り客届出制度」および「スピア・フィッシング許可制度」を導入する等の規定が設けられた。

## 6) 「海洋汚染源および海洋環境に対する人間活動の影響の予防と削減」作業グループ

作業グループは、河川流域ガバナンスに関して、海洋のステークホルダーがほとんど関与しておらず、沿岸域の問題が軽視される一方で陸域の問題ばかりが重視されていることや、水税制の大部分の負担者は、その汚染者ではなく利用者となっており、フランスの水税制が「汚染者負担の原則」に従っていない等の問題点を指摘した。作業グループは、これらの問題点を解決するために、i) 全体的な戦略ビジョンと総合的な環境評価が不可欠であること、ii) 沿岸域と河川流域を一体的に管理する必要がある、海洋を対象とする戦略的計画を策定する上で、河川流域の計画(水資源整備管理基本計画や水資源整備管理計画)と綿密な連携をとる必要があると指摘した。また、以下の個別の活動に関して、改善に向けた行政の施策が不十分であると判断した。

#### ①海上輸送

海上輸送分野の大気汚染問題について、現行の国内法制では不十分であり国内法の改正が必要である。さらに、フランスがイニシアティブをとって国際機関または EU 機関において規則を設ける必要がある。

#### ②レジャー

レジャー分野では、徐々にではあるが環境への配慮に向けた改善がみられるが、さらなる包括的アプローチが必要である。

#### ③港湾活動

港湾活動が環境に与える影響は大きく、今後改善する余地が大きい。いくつかの国では、すでに環境に対する配慮がなされているにもかかわらず競争力が落ちていないことから、浚渫物の問題等、積極的に取り組む必要が認められる。

#### ④採掘活動

採掘活動を実施するうえで、環境影響評価が義務づけられているが、対象地域は、生態的に重要な地域であることから、戦略的な環境評価と、地域のステークホルダーとの協議を同時に確保する必要がある。

#### ⑤発電

風力発電や水力発電の分野において、環境への影響を抑制するため、他の活動にも留意した総合的な戦略ビジョンを策定する必要がある。

#### ⑥その他の提案

COMOP12 と作業グループは、すべての問題に対する解決策を提示することはできなかったため、今後も引き続き国家沿岸域審議会を枠組みとして、あらゆるステークホルダー（国、議員、事業者、専門家、NGOs 等）を召集し、作業を継続することを提案した。その際に、海洋汚染源および海洋環境に対する人間活動の影響の予防と削減、環境税および資金調達の主たる検討項目となる。

### **（４）国民議会で審議中の法律**

2009 年 3 月時点で、上述したグルネル実施法Ⅱは、国民議会で審議中であるが、2009 年度中には、国民議会で可決される見込みである。しかし、海洋に関する条項は、当初、COMOP12 が作成した法律案とは、異なったものとなっている。グルネル実施法Ⅱは、海洋だけに関する法律ではなく、気候変動対策、生物多様性・自然環境の保全、健康リスクの防止、交通・輸送、建物・都市計画、エネルギー、農業等、全体的な環境政策に関して

規定されたもので、全部で 6 章、104 条項におよぶ法律となっている。そのうち海洋に関する条項はわずか 1 章、4 条項分に留まった。海洋に関して規定された内容は、①国家海洋戦略の策定、②沿岸地域戦略の策定、③水産物エコラベルについてのみである。COMOP12 が作成した法律案からはかなり縮小された内容となったが、フランスにおいて、海洋および沿岸域の統合的管理に関する最初の法律であり、今後フランスの海洋政策を実施するにあたり、グルネル実施法制定の意義は大きいといえる。

#### 4. 海洋保護区政策

フランスでは、1976 年に制定された「自然保護に関する法律」に加え、新たに 2006 年「国立公園・海洋自然公園及び地方自然公園に関する法律」が制定された。法律で定義されている海洋保護区（以下、MPA）のタイプ、設置数、広さを表 2 に示した。将来は、海

表 2 法律で定義された MPA の対応

タイプ	設置数	広さ (km <sup>2</sup> )
ナチュール 2000 サイト	208	6,970
自然保護区 (フランスとコルシカ島)	26	1,220
海洋自然公園	1	3,550
国立公園	1	13
沿岸域保全整備機構の公共海事財産	4	55
ビオトープ保護令に指定された場所	3	13
“Côte Bleue”海洋公園	1	91
特別保護区 (ニューカレドニア)	1	86
特別海洋保護区 (ニューカレドニア)	6	96
統合自然保護区 (ニューカレドニア)	1	157
南極大陸のうち特別に保護されている場所	1	2

資料) [www.aires-marines.fr](http://www.aires-marines.fr)

棲哺乳動物保護区や、禁漁区も MPA のカテゴリーに加えられる予定である。海洋保護区庁は、これら法律で定めた海洋保護区の一つとして、2007 年ブレスト沖に、広さ 3,550 km<sup>2</sup>におよぶフランス最初のエロイーズ海洋自然公園を設置した。そして、2012 年までに 10 の海洋自然公園の設置が

計画され、毎年 4,000 万ユーロの予算が見込まれている。

ブルターニュ半島西端に位置するエロイーズ海洋自然公園が設置されたエリアの特徴は、i) ヨーロッパの中で最大規模の藻場が形成されていること、ii) 13 種の海鳥や 126 種の魚類の生息地であること、iii) 年間 1 億人の観光客がおとずれる観光地であり、漁業では特に牡蠣やムール貝の養殖が盛んで、港湾都市、軍港としての役割も果している。このように生物の多様性に富み、経済的にも重要な地域であるブルターニュ沿岸域では、これまで、さまざまな EU・国家・地方プロジェクトが実施されてきた。例えば、ブレスト湾は、1996 年から 1999 年の間、EU 加盟国全域で 35 カ所指定された沿岸域統合管理デモンストレーション・プログラムサイトの一つであり、また、2001 年から 2002 年には、フランス政府が全国 25 カ所で実施した沿岸域統合管理政策のパイロットサイトにも選ばれた。さらにブルターニュ沿岸域では、2005 年地域開発計画である沿岸域統合管理プロジェクトが開始されている。一方、1999 年 12 月にブレスト沖で、タンカーエリカ号の破損・沈没事故が発生し、約 11,000 トンの重油が流出し、海洋生態系や人間活動に被害を与えた。



海洋自然公園の設置過程は、第一段階として、GIS（地理情報システム）を用いて3種類（i）海洋自然遺産、ii）生態系機能、iii）利用・圧力・資源）のマッピングが作成される。これは、集めた情報から地域の特性を把握し、優先的に管理する対象や管理地域、管理方法を決定するためにおこなわれるもので、管理対象は、“Surface, Current & Seabed”という3次元空間である<sup>3</sup>。第二段階として、マッピングにより経済的、生態的に重要な地域が選定され、海洋自然公園のエリアが決定される。第三段階では、エリアを管理するステークホルダーが選出される。ステークホルダーとは、i）就業者（漁業者・養殖業者・農業・観光業者）、ii）専門家（海洋・観光・地域開発）、iii）国家サービス機関（海事・環境・施設）、iv）地域の代表者（島嶼部のコミューン、コミューンの中の共同体、県議会、地方議会）、v）保護区を管理する代表者（沿岸域保全整備機構等）、vi）レジャー利用者（ヨットマン、遊漁者、自然体験活動リーダー、ダイバー）、vii）自然保護協会(NGOs、NPOs)等である。

表3 マッピングの種類

マッピングの種類	集められる情報
海洋自然遺産	生息地、海棲哺乳動物・海鳥の生息地、藻場、サンゴ、大陸棚外縁
生態系機能	渦潮、環状海流、直線的海流、反復的に植物プランクトンが発生する場所、川の流れ、大規模な泥地、干潟、岩礁、湧昇域、大陸棚外縁
利用・圧力・資源	漁場、マリナー、航路、海洋産業集積地、風力・波力発電所、油田、射撃練習所、貝類の養殖場、大陸棚外縁

資料) [www.aires-marines.fr](http://www.aires-marines.fr)

エロイズ海洋自然公園では、これらステークホルダーの代表49人で運営される協議会において、海洋生態系調査研究活動の普及・促進、海洋生物・生息地の維持・保全、生物の生息地（陸上・海上）の汚染防止（油流出等）、藻場等からの鉱物資源・砂利等採取の制限、沿岸漁業活動の支援、漁業資源の持続的開発、藻場の持続的開発、島嶼部における海洋活動の支援、建築遺産・考古学遺跡の保全、エコツーリズムの推進等の活動がおこなわれている。

新たに設置された海洋自然公園とは、従来型のトップダウンで一方向的に設定された、人間活動が制限若しくは排除された自然保護区ではなく、ステークホルダー自らが管理を実施する試験的エリアといえる。ここでは、海洋保護区が管理手段の1つとして位置づけられているのが特徴である。また、エロイズ海洋自然公園の場合、管理者は、ステークホルダーの代表49人で運営される協議会であり、海洋に関する諸問題を、ステークホルダーを幅広く集めて議論した上で解決する仕組みが実施されている。

このようにフランスでは、これまで存在しなかった統合的アプローチに基づく国家的枠組みの創出と、国と関係自治体が共同で施策を展開するための地方分権化の動きがみられ

<sup>3</sup> Spatial Planning や Spatial Management と呼ばれている。

る。これらの動きは、今後日本で海洋政策を実施するにあたり大いに参考となるであろう。

## **第 2 部**

### **国際社会における海洋問題の動き**



# 第1章 マラッカ・シンガポール海峡の航行安全と環境保全に関する 協力メカニズム

## 1. 協力メカニズム設立の背景

世界で最も通航量が多く経済的に重要な海路であるマラッカ海峡は、1000キロ以上の長さ及び上に数多くの浅瀬を有するため、海難事故やそれに伴う海洋汚染が頻繁に起きており、同海峡の航行の安全と環境保全対策が急務となっている。20世紀末までは、同海峡を利用するのはほとんどが日本船籍の船舶であったため、これらの対策については、海峡の沿岸国として一義的責任を有するインドネシア、マレーシア、シンガポールに対して、日本が日本財団とマラッカ海峡協議会を通じて協力してきた。しかし、近年、中国を中心とする東アジアの経済が著しく発展したのに伴い、コンテナ貨物や中東からの石油輸入が急増し、これにともなって同海峡の通航量が増加するとともに、船舶の大型化・高速化も進んでおり、沿岸国の費用負担が限界を越えている。こうした中、沿岸3カ国は、国際海事機関（IMO）と協力して2005年から同海峡の安全及び環境保全を推進するための新たな協力に関する国際会議を開いて検討を重ね、2007年9月のマラッカ・シンガポール海峡に関するシンガポール会議で、沿岸国、利用国、海運業界、その他利害関係者との対話と協力を促進する新たな国際的協力メカニズムの設立が合意された。

表1 マラッカ海峡の通航量予測

	2004年	2010年	2020年
DWT	40億	47億	64億
隻数	9.4万	11.7万	14.1万

運輸政策研究機構（JITI）作成

## 2. 協力メカニズムの概要

協力メカニズムは、協力フォーラム（沿岸国と利用国等の協力促進のための一般的協議の場）、プロジェクト調整委員会（沿岸国提案のプロジェクトを支援する利用国等と沿岸国と調整の場）及び航行援助施設基金（航行援助施設の整備・維持管理に関する基金）からなり、同海峡における航行安全・環境保全対策に関するプロジェクト（※）が推進されることとなっている<sup>1</sup>。

なお、2008年4月に同基金が設立、同年5月にはフォーラムの初回がマレーシアで開催され、同年9月には同海峡内の主要な航行援助施設の現況調査（マレーシアで18カ所、インドネシアで28カ所行い、そのうち計29の施設の更新が必要と判断された）が完了した。

<sup>1</sup> 国土交通省 HP 「『マラッカ・シンガポール海峡に関するシンガポール会議』の結果概要」 参照。 < [http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/10/100907\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/10/100907_.html) >

(※) 沿岸国が支援を求めている 6つのプロジェクト

- (1) 分離通航帯 (TSS) 内における沈船の除去
- (2) 有害危険物質 (HNS) への対応体制整備
- (3) 小型船舶用の船舶自動識別システム (AIS) クラス B の実証支援
- (4) 潮流・潮汐等の観測システムの整備
- (5) 既存の航行援助施設の維持・更新
- (6) 津波の被害を受けた航行援助施設の復旧整備

日本財団は、当初 5 年間、航行援助施設基金に対し予算額の 3 分の 1 までを支援する旨を表明している。日本財団の積極的働きかけを受けて、INTERTANKO、ICS、BIMCO など主要国海運団体が「協力メカニズム」に対する支援を表明している。

各国からは、以下のような支援が表明されている。

日本：プロジェクト 3、5 の支援を表明

中国：プロジェクト 2、4、6 の支援 (2 と 6 については、着手済)

米国：プロジェクト 2、4 の支援 (2 については、中国とともに着手済)

韓国：プロジェクト 3、5 の支援を表明

豪州：プロジェクト 2、3 の支援を表明

アラブ首長国連邦：プロジェクト 5 の支援を表明

### 3. 協力メカニズムの評価

同メカニズムは、国際海峡における航行安全と環境保全に関する沿岸国と利用国の協力を求める国連海洋法条約第 43 条の規定を初めて実現するものであり、また、海峡の沿岸国と利用国だけでなく、海運産業その他の多様な利害関係者が「利用者」として任意で参加出来るようにしている点では、同条約の制定当時に期待された内容を超えたものであると評価できよう。これが実現したのは、日本財団が海峡通過の直接受益者である海運産業界に「企業の社会的責任 (CSR)」という 21 世紀的コンセプトの上に立って任意の協力を提案したことによるところが大きい。

日本財団はまた、2007 年 3 月にクアラルンプールで沿岸国の研究機関とシンポジウムを共催して必要となる航行援助施設の整備等の費用対効果の分析を提示したり、2008 年 11 月には同じくマレーシアで国際海運団体ラウンドテーブルとシンポジウムを共催し、協力メカニズムにおける海運産業を含む利害関係者による貢献のあり方に関する議論を主導したりするなど、NGO として協力メカニズムの具体化に民間の知見を組み入れ、大きな貢献を果たしている。

航行援助施設基金は、2009 年度予算として 800 万米ドルを計上している。これに対して日本財団から 250 万米ドル、中東航行援助サービス (MENAS) から 100 万ドル、ギリシアから IMO を通じて同じく 100 万ドル、日本船主協会から 70 万ドル、合計 520 万ドルの資

金拠出が表明されている。

海運産業等の非国家主体による自発的貢献の受け皿としての性格を併せ持つ同メカニズムは、いかに海運業界をはじめとする「利用者」の自発性を引き出していくかという点も大きな課題である。

## 第2章 海洋、沿岸、島嶼に関するグローバル・フォーラム (Global Forum on Oceans, Coasts, and Islands)

### 1. グローバル・フォーラムの概要

「海洋・沿岸・島嶼に関するグローバル・フォーラム」(以下、グローバル・フォーラム)は、海洋・沿岸・島嶼に関する持続可能な開発問題に取り組むことを目的とする国際的なフォーラムである。2002年8月のヨハネスブルグ・サミット(持続可能な開発に関する世界サミット:WSSD)に先立ち2001年に創設された。特に、海洋・沿岸・島嶼の問題に総合的に取り組み、国際的・地域的政策及び国内政策を改善するために、分野横断的な情報交換の場を提供することを目的とする。グローバル・フォーラムは、政府、国際機関、NGOから個人の資格で参加した者から構成される。活動としては、①情報発信(ニュースレターの発行など)、②WSSD実施計画の実施支援(UNEP/GPAの支援等に基づく)、③WSSDの成果を実施するためのイベントの開催(世界水フォーラム、国連海洋法条約20周年記念会議など)、④海洋・沿岸・島嶼に関する世界会議の開催等があげられる。海洋政策研究財団は発足当初から参加し、海洋・沿岸・島嶼に関する世界会議の共催などグローバル・フォーラムの活動に積極的に貢献しているほか、寺島常務理事が運営委員会(Steering Committee)の委員を務め、グローバル・フォーラムの運営にも参画している。

2008年度における活動は、ベトナム・ハノイで開催された第4回海洋、沿岸、島嶼に関する世界会議を中心に行われた。

### 2. 第4回海洋、沿岸、島嶼に関する世界会議(ハノイ会議)の概要

第4回海洋、沿岸、島嶼に関する世界会議(GOC2008):気候変動を背景とした2010年までの生態系管理と統合的沿岸と海洋管理促進(Fourth Global Conference on Oceans, Coasts, and Islands: Advancing Ecosystem management and Integrated Coastal and Ocean management by 2010 in the Context of Climate Change)が、4月3-11日にベトナムのハノイで開催された。会議は、グローバル・フォーラム(organizer)とベトナム政府・農業と農村開発省(host)の主催で、地球環境ファシリティ(GEF: Global Environment Facility)をはじめとするスポンサーの支援により行われた。

今回の世界会議は4回目である。過去3回はいずれもパリのユネスコ本部で開催されたが、今回初めてアジアでの開催となった。海洋関係の国際機関、地域機関、各国政府、NGOに交じって、日本からは、日本財団、海洋政策研究財団がオーガナイザーに名前を連ねた。会議は、グローバル・フォーラムの共同議長である米国デラウェア大学のBiliana Cicin-Sain教授、ベトナムのCao Duc Phat 農業・農村開発大臣とIbrahim Thiaw 国際環境計画環境政策実施局長が共同議長を務めた。国際機関からは、地球環境ファシリティ(GEF)、国連開発計画(UNDP)、国連環境計画(UNEP)、国連教育科学文化機関の政府間海洋学委員会(UNESCO-IOC)などのトップが参加した。開催国のベトナム政府は、副首相兼外務大臣、



農業・農村開発大臣が会議に出席して会議を盛り上げ、来年 5 月に世界海洋会議を開催するインドネシアからは海洋水産大臣が、また中国からは国家海洋局副長官が出席した。全体では 71 ケ国から、政府、政府間組織、国際機関、NGO、商業団体、研究機関などを含むあらゆるセクターの 430 人が参加した。

今回の世界会議は、初めて海洋政策と気候変動をリンクし、特に「気候変動による格差」(Climate Divide：気候変動の影響で南北格差が拡大し、貧困地域が最もダメージを受ける)を取り込み、それに対応するための生態系に基づく統合的海洋管理を中心議題とした。議論の空間的範囲も、従来の国家管轄下の沿岸域・排他的経済水域と地域海域のほかに、公海 (High Sea) を国家管轄外海域 (ABNJ：Areas Beyond National Jurisdiction) として取り入れた。

## 2. 1 会議内容

恒例により、プレ会議と本会議により構成される。

### 2. 1. 1 Pre-Conference 会議

4 月 8 日からの世界会議に先駆けて、4 月 3 日から海洋関係者が集まってプレ会議が 7 日まで土日も含めて開催された。プレ会議には、テーマ別ワークショップ・会議、ワーキンググループ会議とハイレベル円卓会議があり、5 つ前後の会場に分けて同時並行で行われた。

#### **テーマ別ワークショップ・会議：**

本会議の中心議題をめぐって、地域的或いは分野的にホット的なテーマで、それぞれ半日から三日間にわたって行われた。タイトル、主催機関と議長は以下の通りである。

- ① 国際水域管理におけるステークホルダーの参加に関するアジア地域ワークショップ  
主催：Environmental Law Institute, GEF  
議長：Jessica Troell, Dann Sklarew
- ② 生態系に基づく養殖と漁業管理  
主催：NOAA, IUCN, WWF, MARD, SCAFI
- ③ 生態系サービス補償 (PES) 設計ワークショップ  
主催：IUCN, GEF, 世界銀行  
議長：Jams Oliver, Mark Smith, Janot-Reine Mendler de Suarez
- ④ ベトナム海洋保護区ネットワーク：経験、挑戦、管理課題と機会  
主催：IUCN, GEF, MCD
- ⑤ 小島嶼発展途上国 (SIDS) の海洋戦略ワークショップ  
主催：太平洋応用地球科学委員会 (SOPAC) , Global Forum  
議長：Arthur Webb, Ralph Payet

- ⑥ 国家管轄外海域の生態系と利用ワークショップ  
 主催：Global Forum, 日本財団  
 議長：Salvatore Arico, Biliana Cicin-Sain, Miriam Balgos, Sivu Maqungo, David Freestone
- ⑦ アフリカの海洋と沿岸管理における能力開発ニーズの対応  
 主催：アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）, 世界銀行  
 議長：Ali Mohamed, Indumathie Hewawasam
- ⑧ 違法・非報告・非規制（IUU）漁業活動に関する国際対話  
 主催：NOAA, 国際観測・管理・監督ネットワーク（MCS）  
 議長：Rebecca Lent
- ⑨ 生態系ベースの地域海洋管理の経験と教訓共有  
 主催：NOAA, GEF, UNIDO  
 議長：Kenneth Sherman, Jan Thulin, Chidi Ibe, Michael O'Toole, Al Duda
- ⑩ 気候変動・変化への順応－沿岸計画と開発のガイダンス  
 主催：USAID  
 議長：Pam Rubinoff
- ⑪ コーラル・トライアングル・イニシアティブに関する調整会議  
 主催：MOMAF, ADB, UNDP, WWF  
 議長：Tonny Wagey, ANNA Tengberg
- ⑫ 生態系サービスと価値評価  
 主催：UNEP/GPS, UNEP/GEF  
 議長：Anjan Datta, Vo Si Tuan

各会合にはそれぞれ、10～50人ぐらいが参加して熱心な討議と情報共有が行われた。プレ会議は、世界会議を有意義なものにする工夫の一つであり、本会議に向けた討論の積み上げのほか、情報交換、人的交流の機会を提供しており、有用な仕組みである。

#### **ワーキンググループ会議：**

グローバル・フォーラムは、68ヶ国の254名の海洋専門家が参加した12のワーキンググループを設置し、世界会議に各分野の研究分析と個別政策提言に関する報告書を準備した。本会議開幕前の4月6日午後に、各グループは2時間前後の会議を行い、準備した政策概要をレビューして、次の段階について議論した。各グループのタイトルとリーダーは以下の通りである。

- ① 2010年までの生態系管理と統合的沿岸と海洋管理・成果評価指標  
 Ned Cyr, NOAA
- ② 海洋生物多様性と海洋保護区ネットワーク  
 Jihyun Lee, 生物多様性条約（CBD）

- ③ 小島嶼発展途上国とモーリシャス国際戦略の実施  
Rolph Payet, セーシェル
- ④ 淡水の沿岸と海洋との繋がり  
Torkil Jonch-Clausen, デンマーク
- ⑤ 漁業と養殖：持続可能性と管理  
Chris Tompkins, イギリス環境・食糧・農村地域省 (DEFRA)
- ⑥ 海上輸送  
リーダーなし、4人で事務局が用意したアジェンダについて議論した。
- ⑦ 気候・海洋・安全保障  
Gunnar Kullenberg, GEF
- ⑧ 大規模海洋生態系における生態系に基づくアプローチの実施  
Ken Sherman, NOAA
- ⑨ 国家管轄外海域の海洋生態系管理と利用  
Salvatore Arico, UNESCO
- ⑩ 能力開発  
Indumathie Hewawasam, 世界銀行
- ⑪ 法遵守と法執行  
Carl Bruch, 環境法研究所
- ⑫ 公衆教育とアウトリーチ  
Manuel Cira, NAUSICAA, 世界海洋ネットワーク

## ハイレベル円卓会議

4月7日午後、本会議の前夜祭として、出席する各国大臣クラスの代表及び各機関のトップクラスの代表が集まり、円卓会議を行い、海洋・気候・生物多様性の課題への対応、特にポストバリ最新情報について議論した。

### 2. 1. 2 本会議

本会議は、開会式、七つの総会パネル、21の分科討議会、大会報告と閉会式により構成される。それぞれの簡単なまとめは以下の通りである。

## 開会式

前出した三人の共同議長のほか、GEFのCEOのMonique Barbut氏、UNDP環境エネルギーグループ長Veerle Vandeweerd氏、UNESCO-IOC委員長Javier Armando氏も開会挨拶を行った。各氏とも、①気候変動に対応するためアクションを起こさなければならない；②行動の中心となるのは海洋管理の促進と強化である；③そのため共同利益に基づく協力が必要であるなどと強調した。

ベトナム外務大臣 Pham Gia Khiem 氏がベトナムの経済開発と海洋環境について講演した。Monique Barbut 氏は、GEF の海洋統合管理活動をレビューし、現在構築している二つのプログラム（コーラル・トライアングル・イニシアチブと持続可能性のための太平洋アライアンス）を紹介した。

開会式の最後に、Biliana Cicin-Sain 氏は大会の由来、準備、内容を紹介した。

## 総会パネル

下記の七つのテーマ別で、ハイレベル代表の講演と総合討論が行われた。

### ① 総会パネル1：海洋・気候・小島嶼発展途上国（SIDS）

ベトナム外務省国家境界委員会副委員長 Nguyen Hong Thao 氏とセーシェル大統領顧問 Rolph Payet 氏が共同議長を務めた。セーシェル大統領 James Alix Michel 氏のビデオ基調講演を含む六件の講演が行われた。気候変動により、SIDS は多大なチャレンジを迎えている。そのため、①緩和（Mitigation）の他に、順応（Adaptation）が必要である；②環境政策のほかに、産業政策（エネルギー・漁業）の転換も必要である；③各国の対策のみならず、地域協力・国際協力も必要である；④技術移転を含む能力開発が必要である；⑤既存の地域・国際プログラムを見直して、ファイナンスメカニズムを強化する必要があるなどと講演、議論された。

### ② 総会パネル2：2010年までの生態系管理と統合的沿岸と海洋管理：意思決定者への挑戦

GEF 高級顧問 Alfred Duda 氏、UNEP 環境政策実施局長 Ibrahim Thiaw 氏、UNDP-GEF 国際水域主幹技術顧問 Andrew Hudson 氏とベトナム漁業経済・計画研究所所長 Nguyen Chu Hoi 氏が共同議長を務め、今大会の中心議題をめぐって、15件の講演と総合討論が行われた。気候変動に対応して持続可能な沿岸・海洋開発のために、各国（中国、アメリカ、日本、モナコ、フィリピン、ブラジル、インド、アンゴラ）、地域協力機構（PEMSEA－東アジア）、国際機関（GEF、UNEP、UNDP、グローバル水パートナーシップ（GWP）、UNESCO、IMO）の政策・計画・体制・活動が紹介された。有効な ICM のキーワードとして、実施メカニズム、科学に基づく評価、長期ビジョン、国際協力、順応管理、セクター間の信頼関係、生態系に基づく管理、能力開発、LCA、政治と行政支援、評価の評価（AoA）などが挙げられた。

### ③ 総会パネル3：漁業と養殖：持続可能性と管理

NOAA 事務局長 Rebecca Lent 氏、前出した Nguyen Chu Hoi 氏とベトナム漁業研究所所長 Le Thanh Luu 氏が共同議長を務め、5件の講演が行われ、林司宣・早稲田大学名誉教授のコメントの後、総合討論が行われた。四つの中心テーマ、即ち地域漁業管理機関（RFMO）改革、違法・非報告・非規制（IUU）漁業、乱獲と持続可能漁業が挙げられ、ベトナムの状況、アフリカ国間協議、マグロ資源の現状などを紹介された。漁業の持続可能性と管理に当たって、より柔軟な対策、議論交流のプラットフォーム

ーム、透明性などが提言された。林名誉教授は、RFMO と他の国際研究機関との協力を評価し、段階的レビューに基づく一層効率的な管理の必要性を出張した。

④ 総会パネル4：生物多様性喪失の阻止と海洋保護区の典型的ネットワークの設立

生物多様性条約事務局 Jihyun Lee 氏とベトナム海洋漁業研究所所長 Do Van Khuong 氏が共同議長を務め、7 件の講演が行われた。2002 年の WSSD における生物多様性目標を達成するために必要な施策が中心議題であった。政府の関与、ファイナンスの強化、海洋生物多様性アジェンダ、生態系サービス補償、既存保護プログラムの強化、海洋保護区（MPA）設計における科学研究の役割、国際協力ネットワーク、能力開発の必要性、MPA 管理などについて発表・議論が行われた。

⑤ 総会パネル5：海洋と気候

UNESCO-IOC 前委員長 Gunnar Kullenberg 氏とベトナム気候水文研究所 Vu Thanh Ca 氏が共同議長を務め、7 件の講演と総合討論が行われた。気候変動が人間社会にもたらしたマルチスケールの影響・災害の実態が紹介された。それを緩和・順応するため、長期対策の必要性、地域ベースアプローチの有用性、LME 研究成果に基づく戦略が論じられ、クリーンエネルギーへの転換、特に海洋再生可能エネルギーの役割に関して熱心に議論が行われた。

⑥ 総会パネル6：国家管轄外海域の管理

国連 DOALOS の Gabriele Goettsche-Wanli 氏、シンガポール駐パナマ・キューバ大使 Mary Seet-Cheng 氏とベトナム大学法学院 Ngoc Giao Hoang 氏が共同議長を務め、8 件の発表が行われ、新たな議題について議論した。共通認識として、①人間活動と気候変動により、国家管轄外海域、特に生態系（生物多様性、遺伝子資源など）も多大な影響を受けている；②それゆえ管理が必要である；③管理には複数のギャップ（知識・情報、管理・規制など）を埋めなければならないなどが論じられた。これらのギャップを埋めるために、マルチレベル協力、プラットフォーム構築、メカニズム開発などが提案され、また、情報に基づく意思決定、エリアベース管理ツール、科学的ノウハウ、統合的管理の重要性と有用性も議論された。

⑦ 総会パネル7：分野横断課題に関して

UNDP 地域技術顧問 Anna Tengberg 氏、GEF 事務局 Nicole Glineur 氏とベトナムホーチミン国立政治と管理科学院管理社会学研究科長 Le Ngoc Hung 氏が共同議長を務め、5 件の発表が行われた。能力開発に関して、必要性、プライオリティ（管理、科学アジェンダなど）、成功の障害（政治的意欲不足、プライオリティ衝突など）、グローバル・フォーラムの役割（リーダーシップ、アジェンダ作り、ハイレベル・マルチドナー会議、技術開発支援、地域協力サポート）などが講演された。進歩評価指標開発に関して、短期目標と行動計画が紹介され、評価対象がアウトプット（出力）からアウトカム（成果）に転換すると宣言された。法遵守と法執行について、根本的な法律の問題、能力不足、政治的意欲不足などの課題が紹介され、公衆参加の促

進、地域協力の強化、市場原理アプローチの導入などのオプションが論じられ、次のステップとして、対話継続、政治・技術資源開発のほかに、分野横断のアジェンダ作りが提案された。マスメディア戦略の現状と計画も紹介された。パネルの最後に、日本財団の伊藤グループ長がグローバル海洋管理における能力開発イニシアチブを紹介し、重点的に国際海洋管理ネットワークを紹介した。

## 分科討議会

上述した 12 のワーキンググループの検討内容に基づき、ホットな話題に関して以下の 21 の分科討議会が開催された。

- ・ SIDS モーリシャス戦略実施の促進
- ・ 国主導による GEF LME プログラム実践の経験
- ・ 成果評価指標
- ・ 統合的沿岸・海洋政策：1－国の観点
- ・ 統合的沿岸・海洋政策：2－地域の観点
- ・ 海洋の変化への対処：海洋の温暖化、酸性化と極域における変動
- ・ 海上輸送
- ・ ポルトガル語使用国の地域社会における能力開発
- ・ 統合沿岸・海洋管理のためのローカル政府官僚ネットワークの構築
- ・ 気候変動への順応の実行可能な解決策
- ・ 気候変動による影響の緩和策：代替エネルギー資源の促進（風力、波浪、潮力、海流、海洋熱）
- ・ 国家管轄外海域における海洋生態系利用
- ・ 許容量を超えた漁業のコントロール
- ・ 養殖権の実行
- ・ 国の計画や予算プロセスへの沿岸・海洋政策上の課題の取込み
- ・ 淡水と海洋の繋がり及び第 5 回世界水フォーラムの準備
- ・ 国連機関の連携強化：世界的・地域的な海洋環境の評価
- ・ 2010 年までの生物多様性喪失の阻止における成果評価プロセスの次のステップ
- ・ 法遵守と法執行
- ・ 能力開発
- ・ 公衆教育とアウトリーチ

これらのうち、当財団は、統合的沿岸・海洋政策（1 と 2）を主催した（詳細については、「3. ハノイ会議における OPRF の貢献」を参照）。

これら分科討議会の内容については、プレ会議の議論と合わせて、各ワーキンググループのリーダーにより大会報告が行われた。

## 大会報告

下記のワーキンググループより、報告が行われた。発表順に、簡単にまとめる。

### ① 海洋・気候・SIDS

セーシェル大統領顧問 **Rolph Payet** 氏の報告には、SIDS がすでに気候変動への順応をもっとも緊急な課題と認識して、海洋アジェンダを作ったと言及され、海面上昇イニシアティブと GEF の EBM イニシアティブが評価された。SIDS の経済発展と大陸棚延伸申請能力の開発に資するために、遺伝子資源問題の早期解決の必要性が強調された。モーリシャス戦略実施のためのメカニズム開発を呼びかけた。

### ② 生態系管理と統合的沿岸と海洋管理

NOAA 海洋生態系局長 **Ned Cyr** 氏は、ICM 原則と実施ガイドラインが良くできたが、EBM がまだまとめていないと総括し、二つの管理が矛盾ではなく、お互いに補足と一貫性を持つものであると協調した。各レベルの実施状況を紹介し、進歩の評価指標が必要であると指摘した。インフォーマルネットワークの維持、発展途上国の能力開発への支援、進捗を記録する系統的プロセスの開発などを呼びかけた。

### ③ 大規模海洋生態系 (LME)

NOAA 北東漁業科学センター長 **Ken Sherman** 氏が、成功した越境課題の事例を紹介して、GEF の国別ファンドへの政策転換が国間協力に消極的に働く心配も示した。既存の LME 評価管理枠組を強化する必要があると指摘した。

### ④ 漁業と養殖：持続可能性と管理

イギリス環境・食糧・農村地域省 (DEFRA) **Chris Tompkins** 氏が、八つの中心テーマ、即ちマーケットベースメカニズムの必要性、管理アプローチの調整と統合、漁業と海洋管理の統合、養殖の漁業全体枠組への統合、能力開発、IUU 漁業の挑戦、ステークホルダー参画の必要性、気候変動の影響を挙げて、四項目の漁業政策提言と五項目の養殖政策提言を説明した。

### ⑤ 生物多様性損失の食い止めと海洋保護区の典型的ネットワークの構築

生物多様性条約 (CBD) 事務局 **Jihyun Lee** 氏は、WSSD の 2010 生物多様性目標と 2012MPA 目標の達成できない可能性を示した。障害となるのは、海洋生物多様性価値の低い市場化レベル、政治的意欲とコミットメントの不足、有限な能力とファイナンス資源、基礎データと傾向情報の不足、非効率的な報告メカニズムなどが挙げられ、解決策として、**Jakarta Mandate** への約束の更新、効率的な観測と報告枠組の構築、海洋生物多様性価値の促進などが指摘された。

### ⑥ 気候・海洋・安全保障

独立コンサルタント **Gunnar Kullenberg** 氏は、海洋が人類の気候変動影響に危惧される基本需要に満たすべきと主張した。順応、計画と緩和活動の包括的統合を呼びかけた。必要なツールが既に存在しているため、必要なのは能力開発と実施であり、特に海洋酸性化と気候変動の食物連鎖に対する影響に関する観測研究が急務だと指

摘した。

⑦ 国家管轄外海域の管理

UNESCO 生物多様性プログラム専門家 Salvatore Arico は、ワーキンググループが準備した政策提言概要を説明した。理想ビジョンと長期展望のバランスに成功し、事実・理論と解決策に基づいて、統合科学の必要性を認識し、国と国際機関の協力ないし科学者の協力を呼びかけた。管理ギャップに関して、複数の選択肢が必要と指摘した。

⑧ 淡水の海洋への繋がり

デンマーク水文研究所 Torkil Jonch-Clausen 氏は、淡水と沿岸域管理団体に調整と交流を薦めた。一つに特定できない汚染源への関心と呼びかけ、河川と淡水統合管理のツール開発に実証プロジェクトの役割を示した。特に発展途上国における能力とファンド不足問題も指摘した。

⑨ 能力開発

世界銀行コンサルタント Indumathie Hewawasam 氏は、能力問題が今大会あらゆる分野に議論されたことを言及し、能力開発の障害をまとめた。主となるのは、政治的意欲、リーダーシップ、制度の弱み、技術スタッフの高い転職率、透明性の不足、パブリックとプライベート団体交流の不足などと指摘した。グローバル・フォーラムがプラットフォームを提供して、あらゆるセクターの交流、技術の養成を促進することを薦め、ファイナンス、協力、効率性を議論する会議の開催を呼びかけた。

⑩ 公衆教育

世界海洋ネットワーク NAUSICAA コーディネータ Manuel Cira 氏は、教育者育成のための世界海洋リーダーシップ学会の成立を宣言した。来る 6 月 8 日の世界海の日について強調し、2012 年に 20 周年の際に国連の正式承認を呼びかけた。今回の世界会議の勢いの継続に期待を示した。

## 閉会式

今大会の総合司会を務めた GEF 国際水域経験交流とリソースネットワーク (IW: LEARN) 次長 Janot-Reine Mendler de Suarez 氏の運びで、まず共同議長・事務局長 Biliانا Cicin-Sain 氏が大会総括を行った。グローバル・フォーラムのワーキンググループは、今大会に中間成果を出したが、これからも 2016 年までのアジェンダに従い継続活動をしていくと報告した。今大会の議題の中に、国家管轄外海域における ICM/EBM が新たな課題であって、今後のフォローアップが期待されている；能力開発が横断的課題であって、国別の長期的プログラムが望ましいと指摘した。次のステップには、①6 月に大会報告を完成する；②2009 年 5 月の World Ocean Conference を準備する；③EBM/ICM をフォローアップする；④ハイレベルパートナーシップによって、新たな GEF プログラムを開発する；⑤執行委員会の開催などが挙げられた。



続いて、南アフリカ環境・観光副大臣 Rejoice Mabudafhasi 氏、ベトナム農業・地方開発副大臣 Nguyen Viet Thang 氏、共同議長 Ibrahim Thiaw 氏、UNDP-GEF 国際水域の主管技術顧問 Andrew Hudson 氏、デンマーク水文研究所 Torkil Jonch-Clausen 氏、ワールド・オーシャン・オブザーバトリー長官 Peter Neill 氏とカナダ漁業・海洋省政策局長 Lorraine Ridgeway 氏がスピーチをした。各氏は大会の成果、特に①ハイレベル対話メカニズムの確立；②気候変動に対する危機感の共有；③国際協力への貢献などを高く評価した。今大会の成功要因として、有力な組織、ベトナム政府のサポート、事務局スタッフの努力、Biliana 氏のリーダーシップなどと挙げられた。また今後の展開に関して、他の国際機関と協力して、長期ビジョンと包括的目標を確立し、新しいウィンウィン・アジェンダを作成するなどの期待が語れた。

### 3. ハノイ会議における OPRF の貢献

当財団は、大会の中心議題である生態系管理と統合的沿岸・海洋管理の枠組の中で、4月8日と9日に二部に分けて「統合的沿岸・海洋政策」分科討議会を主催した。

第一部の「国の観点」セッションについては、本会議初日、8日午後の全体会議後に開催し、寺島紘士常務理事が議長を務めた。同セッションでは、仏、日、比、露、米の5カ国の海洋政策を取り上げ、相互に密接な関連を有している海洋の諸問題に対して統合的な海洋政策をどう推進するかを中心に議論を行った。フランスはイブ・エノック氏、日本は林司宣早稲田大学名誉教授、フィリピンはロバート・ジャラ氏、ロシアはウラジミール・ゴリチン教授、米国はリチャード・マックローリン教授が発表し、その後討論を行った。同セッションには30人あまりが参加した（参考1）。

発表では、国家・地域・地方各レベルでの新たな海洋・沿岸政策を推進しようとしているフランスの新しい取組み、「海洋指令」を発出し、首相の下に海洋委員会を置いて総合的海洋政策に取り組んでいるロシアの取組みなどが新しい興味深い情報が提供された。各国の海洋政策がこの2、3年でまたさらに進展していることを実感した。また、海洋政策先進国の米国については、閣僚レベルの省庁横断的な調整の仕組が機能していないこと、米国行動計画のうち、地域レベルの協力は予想以上にうまくいっているが、財源措置は期待通りでないことなど、実施段階での米国海洋行動計画の評価が聞けて参考になった。前国連海洋法課長で国際海洋法裁判所判事のゴリチン教授が指摘したように、各国はそれぞれ異なった歴史的経緯、地理的・社会的状況を持ち、発展段階が異なるので、各国の海洋政策を機械的、かつ、一律に論じることは必ずしも適当でない。しかし、それにもかかわらず、今回発表された各国の海洋政策には、かなりの共通点や共通の問題点が見出されて大変興味深かった。例えば、基本理念として「生態系に基づく管理」を多くの国が取り上げていること、政府中枢の司令塔作りに各国とも苦労していること、財源の確保がなかなか難しいことなどである。セッションの詳細内容は、参考2にまとめてある。

第二部の「地域の観点」セッションについては、9日午後の全体会議後に開催し、秋山昌

廣会長が議長を務めた。同セッションでは、地中海、東アジア海域、南太平洋、太平洋諸島、北西太平洋の五つの海域を取り上げ、統合的沿岸・海洋管理の実践、成果の情報交換及び問題点の整理、将来の方向性に関する展望を行った。UNEP/MAP プライオリティ行動計画の Ivica Trumbic 氏、PEMSEA の Stephen Adrian Ross 氏、南太平洋常置委員会の Gonzalo Pereira 氏、南太平洋応用地学委員会の Arthur Webb 氏、UNEP 北西太平洋行動計画の Xiaodong Zhong 氏が発表し、その後討論を行った。同セッションには 30 人弱が参加した（参考 3）。

発表では、海洋政策の先進地域である欧州がリードしている地中海の統合的管理の枠組が紹介された。1994 年の「地中海アジェンダ 21」の制定から一連の統合的管理に関する政策により、大きな成果が達成されたが、戦略的ビジョンの欠落、資源管理と伝統的な土地利用計画のバランス、従来の行政システム、不足しているファイナンスサポートなどの問題点を解決するために、実行可能性研究、コンサルと協議などのプロセスを経て、2008 年 1 月に新たな「ICZM 協定書」が合意された。その協定書の内容と策定プロセスは、東アジア海域の参考になるだろうと感じた。また、アジア地域の事例として、PEMSEA 地域プログラムが紹介された。既存公約実施のプラットフォーム機能、実施メカニズムなどが紹介され、実践の経験と教訓についても説明があった。発展途上地域である太平洋諸島の統合的海洋政策が紹介された。2005 年に統合的戦略行動に関する枠組が五つの原則で制定され、それによって具体策と行動計画などが議論されているとの情報が提供された。セッションの詳細内容は、参考 4 にまとめてある。

参考1 「統合的沿岸・海洋政策」分科討議会1 「国の観点」：参加者リスト

Name	Organization
NGUYEN Ba Son	Ministry of Foreign Affairs, Vietnam
NGUYEN Manh Dong	Ministry of Foreign Affairs, Vietnam
Kenji HOTTA	Nihon University, Japan
Steven PURVIS	Department of Fisheries and Oceans, Canada
Yves HENOCQUE	IFREMER, France
Thia-Eng CHUA	Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia (PEMSEA), Philippines
Arthur WEBB	South Pacific Applied Geoscience Commission (SOPAC), Fiji
Ali Mohamed	NEPAD, Kenya
Nor Aieni HAJI MOKHTAR	Ministry of Science, Technology and Innovation, Malaysia
Raphael P. LOTILLA	Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia (PEMSEA), Philippines
Pedro FERNÁNDEZ-CARRASCO	Universidad Politécnica de Madrid, Spain
Robert JARA	Department of Environment and Natural Resources Philippines
Shinji SOEDA	Headquarters for Ocean Policy JAPAN
Masahiro AKIYAMA	Ocean Policy Research Foundation JAPAN
Moritaka HAYASHI	Ocean Policy Research Foundation Japan
Nhung NGUYEN	Department of Geography, RHUL, UK
Tam NGUYEN	Vietnam Institute of Meteorology
Partice TALLA TAKOUKAM	World Bank
Janesh K. VYAS	Forests and Environment Department, INDIA
Hardik SHAH	Forests and Environment Department, INDIA
Kunihiro SHIMAYA	Government of Japan
Xiaodong ZHONG	Northwest Pacific Action Plan, UNEP
Richard MCLAUGHLIN	Harte Research Institute for Gulf of Mexico Studies, Texas A&M University-Corpus Christi, USA
Michael HAYNES	MPA Tourism Consultant
HO Thi Yen Thu	Center for Marinelife Conservation and Community Development, Vietnam

Asuka HINO	OPRF, Japan
Vladimir GOLITSYN	MGIMO-University, Russia
Janette SHAW	Australian Maritime Collage
S. Kaitikei ROTIKEN	Task Force on Kenya's Continental Shelf, Kenya
Hiroshi TERADHIMA	OPRF, Japan
Akari NAKAJIMA	OPRF, Japan
Fengjun DUAN	OPRF, Japan

参考2 「統合的沿岸・海洋政策」分科討議会1 「国の観点」：レポート

Report of the concurrent discussion session on April 8<sup>th</sup> 2008

Integrated Coastal and Ocean Policies: 1-National Perspectives

National Ocean Policies of France, Japan, Philippines, Russian Federation, United States.

Chaired by Mr. Hiroshi Terashima, Ocean Policy Research Foundation, Japan

Co-chaired by Dr. Raphael P. Lotilla, Consultant, PEMSEA

The chair opened the session with the following statement.

In the 21<sup>st</sup> century mankind get much more depending upon oceans, as the world population keeps increasing and our developing economies need ocean resources and its space. Ocean space covers 70% of the surface of this planet and it is an international space by nature. No single nation can not manage ocean space properly, because the problems of the ocean space are closely inter-related each other and should be considered as a whole. Each nation is requested to manage ocean space under her jurisdiction adequately and also should cooperate to manage oceans as a whole under the common legal and policy framework of UNCLOS and Agenda 21. Our challenges in this area now are how to establishing a good national ocean policy which address the ocean issues and problems in an integrated manner, and to implement it effectively. Many nations are addressing this issue and some of them have already established their national ocean policies and many of them are on the way. However to establish and implement the integrated ocean and coastal policy is not an easy work. So it is definitely useful to exchange the information on the ocean policy of each country and find out good practices.

Five presenters from France, Japan, Philippines, Russian Federation, and United States introduced their national ocean policies.

Dr. Yves Henocque from French Research Institute for Exploitation of the Sea (IFEMER) scoped the French ocean policies. The EU integrated maritime policy including Blue Paper of 2007 and marine strategic directive was introduced firstly as a background. The mainstreaming marine sustainable development framework was shown to explain the relationship among the international and regional convention, EU integrated maritime policy, National strategy, regional and local strategic plans. The institutional setting and overall framework for marine and coastal governance was highlighted to show the structure of ocean policy. At national level, the government is responsible to draft a National Marine and Coastal Directive, while the stakeholders form a National Marine and Coastal Committee to give advices. At regional level, with the region means ecoregion, a Maritime and Coastal Board is established to make strategic plan. At local level, the strategic plan is to be adapted and implemented. To benefit the

policy implementation, National Marine and Coastal Fund is set up from various resources, especially through the linkage with water agencies. Envisioning through the ecosystem based approach, French national ocean policy will adapt integrated management covering watershed to large marine ecosystem built on the existing administrative system.

Professor Moritaka Hayashi from Ocean Research Foundation introduced the Basic Ocean Act and new ocean policy of Japan. He emphasized the background and process of policy making. After a brief introduction on the Japanese marine and coastal situation and a brief review on the status of the governance, proposals on ocean policy were introduced. Compared with the proposals from public sector, two proposals from NGO were highlighted by their effectiveness. Following the timetable of the policy making process, the Basic Ocean Act outline including the basic philosophy/principle, basic plan for ocean policy, basic policy measures and ocean policy headquarters was explained. To ensure the implementation of the integrated marine and coastal governance, the headquarters chaired by the prime minister was set up.

Mr. Robert Jara from Department of Environment and Natural Resources introduced the status and challenges of Philippine National marine and ocean policy. To address the problems occurring in the coastal areas, the Philippines introduced the ICM framework from early 1990's. To develop ICM, donor-assisted government and non-government programs have provided a foundation, several legal and policy framework were established, and multi-sector institutions were involved. As well as participated the international ICM program such as PEMSEA, the Philippines developed a national ICM program focusing on the sustainable development of marine and coastal areas. Despite that there are still many issues to be addressed in it, the national program defined a fixed target of managing 20% of the coastline using ICM by 2015. ICM in the Philippines is at its transition phase of integration of its policies and functions, and is growing but the lessons are substantial.

Dr. Vladimir Golitsyn from Moscow State Institute of International Relations stated that depending on the economic and political situations, the marine and coastal management were not taken into account during the 1990's in Russian Federation. As the difficult conditions for introducing the integrated management, some historical and geographical data, the domination of sector approaches in the past, and the complicated political status were introduced. As a positive factor, the fact that the authority of ocean area belongs to Federal Government was also mentioned. For the first step of restoring the capacity of the country, the Russian Federation adopted the World Ocean Act in 1999. The Act is designed for 15 years and to be implemented in three stages (1998-2002, 2003-2007, and 2008-2012). The second step was the adoption of Maritime Doctrine in 2001. To coordinate the activities included in the Doctrine, a Maritime Board was established. The Board is headed by prime minister, and chaired

by vice prime minister. Members are the heads of the related agencies and administrative departments. The Board is responsible to the national marine policy. It is the time for the country to move to ICM. The ICM is not only driven by public sectors, but also driven by private sectors.

Mr. Richard J. Mclaughlin from Harte Research Institute for Gulf of Mexico Studies, Texas A&M University-Corpus Christi introduced briefly the ocean policy in the United States. The traditional ocean policy approaches during 1945-1970 was sector specific, and little cooperation across various boundaries was performed. The Congress created the Blue Ribbon Stratton Commission in 1966, published a very influential report entitled *Our Nation and the Sea: A Plan for National Action*, and led to the creation of NOAA and several national Acts. But during the following years till 2000, widespread dissatisfaction with Nation's Ocean Policies continued due to the fragmented management and conflicting authority. Recently, two national ocean policy commissions are established, one by private sector, and the other by the Congress. The Commission established by the Congress published an *Ocean Blueprint for the 21<sup>st</sup> century*, which was responded by the Bush Administration with its own U.S. Ocean Action Plan in December 2004. But most of the recommendations in the Ocean Blueprint have not been implemented. Although the Action Plan is working well now, the funding is still a problem for the implementation.

Following the presentations, Dr. Raphael P. Lotilla introduced the PEMSEA, and stated that the most important challenge is to implement ICM at local level for sustainable development.

After several questions on international cooperation, the chair summarized the session with the following statement.

Each country has established its ocean policy according to their own geological, social, economical, cultural or political conditions. So it has its own characteristics. Yet it has commonalities and similarities as it was established under the common legal and political frameworks.

From today's presentations and discussions probably we have verified the following.

1. To cope well with the ocean issues which are closely inter-related each other and should be considered as a whole, an integrated approach is necessary.
2. To accomplish an integrated management, philosophy or principles, system or framework, government organizations or mechanisms, which secure the integrated management of oceans and coasts are very important.
3. To get financial support for the implementation is a complicated and difficult problem, should be addressed through hard work and international/regional collaboration.

As we are now in the implementation stage of UNCLOS, the exchange of information and discussion on good practices of these points will help us a lot.

Dr. Chua provided additional comments for the session. Things are changing in an accelerating way. We did not need ocean policy several decades ago. Therefore the stage before 2020 is an important period for ocean policy. The challenge is how to implement it. It is a long way to go for achieving the final goals, but the integrated management is a way to go, and ecosystem based management is an integrated thinking but nothing new. The most important issue for financing is to show the government how much the ocean and coastal areas contribute to the national economy.

The chair closed the session with the following statement.

Lastly but not least, I would like to thank all of you who contributed to make this session fruitful. And also would like to express my sincere appreciation to the organizers of this Global Conference, especially to the University of Delaware and Vietnamese government for their efforts and hospitality.



参考3 「統合的沿岸・海洋政策」分科討議会2「地域の観点」：参加者リスト

Name	Organization
Akari NAKAJIMA	Ocean Policy Research Foundation JAPAN
Xiaodong ZHONG	Northwest Pacific Action Plan, UNEP
Moritaka HAYASHI	Ocean Policy Research Foundation Japan
Arthur WEBB	South Pacific Applied Geoscience Commission (SOPAC),Fiji
Tam NGUYEN	Vietnam Institute of Meteorology
Gonzalo PEREIRA	Premanent Commission for the South Pacific (CPPS)
Adriano QUINTELA	University of the Azores
Elaine BAKER	UNEP/GRID-Arendal
Nguyen NGOC ANH	Ministry of Foreign Affairs, VIETNAM
Asuka HINO	Ocean Policy Research Foundation
S. Adrian ROSS	Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia (PEMSEA),Philippines
Ivica TRUMBIC	UNEP/MAP Priority Actions Programme Regional Activity Centre
Arungugan SENTHILVEL	Ministry of Environment and Forest, India
HARDILSHAH	Government of Gujarat, India
Ralph CANTRAL	NOAA, USA
Kaitikei ROTIKEN	Task Force on Kenya's Continental Shelf
Sam BAIRD	Fisheries and Oceans, Canada
Patrick ANVROIN	Conference of Peripheral Maritime Regions of Europe, France
LE Lam Tuan	The Conservation and Marine Entertainment Development Center / Ha Long Bay Management Department, Vietnam
MINH Hoang	Centre for Marinelifelife Conservation and Community Development, Vietnam
Hyung Tack HUH	Korea Ocean Research & development Institute,Korea
Anna TENGBERG	Land Degredation and International Waters, United Nations Development Programme (UNDP), Thailand
Masahiro AKIYAMA	Ocean Policy Research Foundation, Japan
Fengjun DUAN	Ocean Policy Research Foundation, Japan

参考4 「統合的沿岸・海洋政策」分科討議会2「地域の観点」：レポート

Report of the concurrent discussion session on April 9<sup>th</sup> 2008

Integrated Coastal and Ocean Policies: 2-Regional Perspectives

Chaired by Mr. Masahiro Akiyama, Ocean Policy Research Foundation, Japan

The chair opened the session with the following statement.

It is important to discuss the integrated coastal and ocean policy and management from the viewpoint of national level and regional level. Yesterday we discussed the issue at national level, and today we will discuss the regional perspectives. I noticed that the presentations in this session cover five regions, which are Caribbean, sea of Southeast Asia, South Pacific, Northwest Pacific, and in general Pacific. And also two international programs, the UNEP Regional Sea Program and UNEP/MAP Priority Actions Program, are included.

Five presentations were performed.

Mr. Ivica Trumbic, Director, UNEP/MAP Priority Actions Program presented a summary of issues in Mediterranean coastal areas. Following a brief introduction on the basic conditions, critical issues, and spatial focalization, the initial responses including conferences, conventions, action plans, and protocols were described. After the MedAgenda 21 launched in the Conference on Sustainable Development in the Mediterranean in 1994, a series of recommendations of Integrated Coastal Zone Management (ICZM) were established. Although significant achievements were obtained, many barriers remained to a more effective implementation of ICZM. To address the problems, a protocol on ICZM was discussed through feasibility study and consultation and negotiation processes, and signed on January 21<sup>st</sup> 2008. The Protocol consists 7 parts, and is bold, innovative, forward-looking and proactive, comprehensive, and integrated. Although it is precise in many aspects, several emerging issues is still remained to be solved.

Mr. Stephen Adrian Ross, Acting Executive Director, PEMSEA introduced the PEMSEA regional program. He highlighted the Sustainable Development Strategy for the Seas of East Asia (SDS-SEA), and indicated that the SDS-SEA provides a collaborative platform for implementing existing commitments including WSSD Declaration and Plan of Implementation, UN Millennium Development Goals, Agenda 21, GPA, and other Multi-lateral Environmental Agreements. The framework of transformation to sustainability and the PEMSEA Regional Implementing Mechanism as established by the Haikou Partnership Agreement (December 2006) were also introduced. Finally, as the lessons learned, Mr. Ross concluded that Progress is stepwise, incremental and evolutionary; Principles-based approach (through ICM); Multiplier effect (build on experience and knowledge-sharing); Top-to-Bottom

and Bottom-to-Top (roles at different levels; opportunities; time).

Mr. Gonzalo Pereira, Secretary General, Permanent Commission for the South Pacific (CPPS) introduced the report of the permanent commission for the South Pacific on the implementation of policies, actions regarding the integrated management of coasts and oceans, and regulations based on the ecosystem approach in the Southeast Pacific. The ensemble of policies, programs, projects, and activities carried out by the CPPS and the Plan of Action contribute towards the objective of achieving an integrated marine and coastal management and regulations based on the ecosystem approach. The work is done in close coordination with the Ministries of Foreign Affairs and around 40 technical institutions from each one of the member countries. CPPS also have cooperation links with United Nations agencies and international organizations such as FAO, UNEP, IOC, WMO, and the Convention on Biological Diversity, among others.

Mr. Arthur Webb, manager of Oceans and Islands, South Pacific Applied Geoscience Commission, presented the challenges and directions of the Pacific Islands Regional Ocean Policy (PIROP). Very detailed information about the area was described at first. Then the PIROP Framework for Integrated Strategic Action launched 2005 was explained. The PIROP has five key principles, which are Improving our understanding of the ocean; Sustainable developing & monitoring the use of ocean resources; Maintaining the health of the ocean; Promoting the peaceful use of the ocean; and Creating partnerships & promoting co-operation. After introducing the structure of the framework, Mr. Webb summarized the current status of the implementation, and presented several future works including adaptation to climate change, stakeholders participation and ECS submission deadline.

Mr. Xiaodong ZHONG, Deputy Coordinator, Northwest Pacific Action Plan (NOWPAP) of UNEP, introduced very briefly about NOWPAP and its activities on Integrated Coastal and Ocean Management. NOWPAP was established in 1994, and the participants are China, Russia, Republic of Korea and Japan. It works for the sustainable development of marine ecosystem in Yellow Sea and Japan Sea. The action plan was established without any regional convention. It contains four center, one is for pollution prevention, one is for assessment of marine environment, one is for oil and chemical spill, one is for data collection and database construction. As to the ICM, an activity so-called ICARM (Integrated Coastal Zone and River Basin Management) was launched last year, and a working group was established with the members come from the member countries. A report including methodology is being prepared. And the collaboration with other organization is also being planned.

After several questions, the chair stated that he hope the discussion could benefit the further study on ICM, and closed the session.

## 4. その他ハノイ会議のハイライト

### 4. 1 小島嶼発展途上国海洋戦略ワークショップ (Small Island Developing States (SIDS) Ocean Strategy Workshop)

本ワークショップ (WS) は本会議の Plenary 1「海洋、気候と小島嶼国発展途上国 Oceans, Climate, and Small Island Developing States」の予備会合であり、SIDS の海洋戦略の到達の整理及び SIDS の抱える最優先課題の明確化により、本会議で議論すべき論点を示すことが目的である。なお、Ralph Payet 共同議長は本会議 Plenary 1 においても共同議長を務めている。

本 WS においては、午前に SIDS モーリシャス戦略履行のための地域や国による取り組みが紹介され、午後には海洋と資源の持続可能な開発とガバナンスに関して SIDS の抱える問題やその対応策に関してプレゼンテーションと議論が行われた。

本 WS で明確化された SIDS の最優先課題としては、①海面上昇・サンゴ白化・塩害等の温暖化にともなう諸現象への順応と ICM の役割、②大陸棚延伸申請、③能力開発、④海洋・沿岸管理への生態系アプローチの導入 (生物多様性保持を含む) の 4 点である。このうち、最も関心の高かったものは①の気候変動に対する順応であり、午前に紹介された取り組み (太平洋島嶼国地域海洋政策 The Pacific Islands Regional Ocean Policy、カリブ海気候変動イニシアティブ Caribbean Climate Change Initiative、世界島嶼パートナーシップ Global Island Partnership (GLISPA)、海面上昇財団 Sea Level Rise Foundation) は全て、島嶼国は温暖化に対して非常に脆弱であるとの認識の上で、気候変動に対する順応を活動目的のひとつとしている。また、②の大陸棚延伸申請は事前に用意された Policy Brief: Small Islands Developing States and Implementation of the Mauritius Strategy(主著者: Ralph Payet 氏)にはほとんど記載されていない問題であるが、期限内(2009 年まで)の大陸棚延伸申請実施の困難さは SIDS だけでなく開発途上国全体に共通することでもあり、期限延長の為の国連への働きかけ、国連機関や先進国からの援助、地域機関 (SOPAC) を通じた SIDS 間の協力などが活発に議論された。

本会議 Plenary 1 では、Ralph Payet 共同議長はここでの議論をもとに、上記 4 点の関心事項を述べ、アダプテーションのための資金メカニズムや環境評価メカニズムの強化等を主張した。本会議では会議参加者を交え、能力開発の必要性や海洋エネルギー開発による資金調達、UN 信託基金等の既存のリソースの活用等が議論された。

### 4. 2 国家管轄海域外の海域の生態系と利用に関するワークショップ (Workshop on Ecosystems and Uses in Marine Areas Beyond National Jurisdiction)

上記ワークショップ (WS) 並びにワーキンググループ (WG) 会合は、Global Forum の「国家管轄権外水域 (ABNJ) のガバナンスに関するワーキンググループ Working Group Meeting of Governance of Marine Ecosystems and Uses in Areas Beyond National Jurisdiction」が開催する会合であり、本会議の Plenary 6「ABNJ のガバナンス Governance of Marine Areas Beyond National Jurisdiction」の予備会合にあたる。本 WG は 2005 年に第三回 Global Conference(2006 年)に向

け、国際レベル・国内レベルでの ABNJ 管理への取組みの評価を行うことを目的として結成され、第三回 GC での議論の成果は「ABNJ における生物多様性の維持と持続可能な利用に関する国連アドホック非公式ワーキンググループ会合(2006年2月開催)」へ提出された。その後も本 WG は活動を継続し、2008年初頭にはフランス・ニースにおいて会合を開いている。このような流れの中で、本 WS 並びに WG 会合では ABNJ 管理の為の取組みの整理や問題の明確化、対応策の検討などを行い、本会議 Plenary6 において議論の成果を報告し、参加する政府関係者の注意を喚起するとともに、2009年開催予定の World Ocean Conference 他での ABNJ 管理の議論の下地を作るものである。なお、本 WG の議論には当財団も以前からメンバーとして参加している。

本 WS 並びに WG 会合では、ABNJ 管理のための国連や地域機関の取組みが紹介された後、参加者の間で活発な議論が行われた。議論の内容は要約すると、①海洋遺伝資源の取り扱い、②IUU 漁業対策、③統合的な ABNJ の為の手法、の3点である。

①の海洋遺伝資源に関しては、既に国連等で政府レベルでも議論がなされてきたが、適用される法的枠組みに関して、公海自由原則派（先進国）と深海底レジーム派（途上国）が争い、国際社会の合意は形成されていなかった。今回の WS 及び WG 会合でも、海洋遺伝資源のベネフィットシェアリング制度の確立の必要が議論されたが、参加者からは早急な解決は難しく、国連等の場で対話を通じ、徐々に制度を確立するべきであるという意見が出された。

②の IUU 漁業については、現在の法的枠組みや FAO の便宜置籍船対策では決定的な解決は難しいという認識の上で、各国レベルでの取組み（IUU 漁業への取組みを行っていない国を旗国とする船舶からの水産物の水揚げ及び輸入の制限、IUU 漁業を行わない漁業者へのイニシアティブの付与、IUU 漁業問題の一般市民への周知など）や関連する国際機関や地域機関の連携の強化（FAO、IMO 他）などが議論された。

③の統合的な ABNJ の為の手法に関しては、主に3つの論点が議論された。第一には、ABNJ 管理に関しての関連機関のネットワーク作り、第二には ABNJ 管理の取組みに関しての「評価を行うための評価 Assessment of assessment」、第三にはエリアベース管理の導入である。

第一の ABNJ 管理に関しての関連機関のネットワーク作りに関しては、はじめに ABNJ 管理が漁業、海運その他様々な分野をまたがるにもかかわらず、現在関連する機関や各国の間での対話がなされていない状況であるという問題意識が示され、対話を行い、国際レベル・国家レベルでの取組みを評価し、対策が必要な問題を洗い出し、関連機関や各国がとりうるオプションを議論し合う場が必要であるという意見が出された。Global Forum には、クロスカッティングな対話や情報交換の場としての機能が期待されるということで参加者の意見がまとまった。

第二の ABNJ 管理の取組みに関しての「評価を行うための評価」については、ABNJ 管理体制を評価するには十分な情報が必要であるが、現在 ABNJ の状態に関する情報自体が不

足している（とりわけ気候変動が ABNJ にもたらす影響に関して）という認識の上で、ABNJ の科学的調査を既に行っている機関の間の協力関係の構築、途上国の科学調査技術不足に対しての地域機関などの活用等が議論された。

第三のエリアベース管理の導入については、脆弱な深海底生物の生物多様性の保全のためには生態系アプローチが欠かせないが、その実施には ABNJ を統合的に管理する必要があるという認識の上で、エリアベース管理の導入（広域 MPA 等）の必要性が議論された。また、エリアベース管理の導入に際しては、状態評価の段階から導入すること、ABNJ だけでなく隣接する EEZ や領海も視野に入れることが提唱された。

上記の議論の上で、本会議 Plenary6 において Salvatore Arico 氏は ABNJ に関する情報の整備、ABNJ への生態系アプローチ及びエリアベース管理の導入、既存の措置や関係機関の連携、海洋遺伝資源の取扱いの議論の必要性などを参加者に訴えた。

#### 4. 3 国際水域管理におけるステークホルダー約束に関するアジア地域ワークショップ (Asian Regional Workshop on Stakeholder Engagement in International Waters Management)

本ワークショップは GEF/IW: LEARN と ELI(Environmental Law Institute) の共催で開催されたワークショップであり、Mekong River Commission や VIWRR (Vietnam Institute for Water Resources Research) など特にベトナムのメコン流域に関わる実務者向けに、国際河川管理における市民参加について実践的なワークショップを行うことを目的としたものである。参加者は、上記のベトナムの実務者だけでなく、トンガやカナダなど実際のプロジェクトにかかる実務家が多く参加していたことが特徴的である。また、仮想的なプロジェクトを設定してそれに関係する利害関係者のリスト作りや、グループ作業などを行い、作業を通じてそれぞれの経験に基づく情報交換が行われた。

主要なトピックは①GEF/IW Project における市民および利害関係者の参加について②ステークホルダーの特定および分析③情報へのアクセスと戦略的コミュニケーション④国際河川管理における市民参加の法的枠組み⑤国際河川管理における市民参加の制度的枠組み⑥国際河川管理におけるジェンダー・メインストリーミングであり、多様な関係者が存在する国際河川の管理において、忘れがちなステークホルダーをいかに特定し、政策決定に取り入れるかについて、その手法が議論された。

最も活発に議論されたトピックのひとつは参加の制度化の意義であり、本来自主的な活動である参加を「制度化」することへ懐疑的な意見も出たが、参加の制度化とは、最初から関わっていた人材がいなくなっても継続して参加が確保されるための仕組みづくりであり、その仕組みは今後それぞれの経験をもちよって考えていく必要があるとの結論が出された。

#### 4. 4 生態系サービス補償 (PES) 設計ワークショップ (IWLEARN Regional Workshop on Payments for Environmental Services (PES))

本ワークショップは、本会議と一味違う会合であった。持続可能な資源（生物資源を含む）管理のために、法制度で規制するほかに、直接に経済とファイナンス手法で刺激（incentive）を与える方法もある。その経済刺激の一種として、生態系サービス補償（PES、環境サービス補償とも言う）の見込みが良いため、徐々に普及されている。三日間のワークショップには、PES スキームに関して、基本概念、アジア事例、確認・設計・実施などが紹介・議論され、またグループ分けて練習も行った。

基本概念講義の中に、IUCN グローバル経済と環境プログラムリーダー Lucy Emerton 氏が、環境保護に必要な三要素：規制、緩和と刺激に関して語れ、刺激の位置づけを明らかにした上で、PES の経済的理論根拠について説明した。特に興味深いのは、生態系価値の中身（直接価値、間接価値、オプション価値、存在価値）に関する解析であった。続いて IUCN メコン下流国クラスターのリーダー Katherine Warner 氏が、PES の定義（キャッシュ、代替手段）、原則（使う方が払い、提供する方が貰う）、主体（バイヤー、セラー）、金額（価値）、保証などについて論じ、コスタリカの例を挙げて説明した。アジアの事例に関して、WWF メコンプログラム、中国の海域使用権制度、フィリピンの森林管理、ベトナムの Dong Nai 湿地管理、インドの事例、ベトナムの Hon Mun 海洋保護区などが紹介された。

また、PES スキーム開発のツールと課題に関して、市場化できる生態系サービスの認定、提供されるサービスの評価、価値評価手法、補償ニーズの確定、支払う形式の確定、サービス提供状態の監視などが講演・議論された。河川流域、湿地と海洋保護区など三つのグループ作業で、講義された手法を利用して、具体的な練習問題に対して PES スキーム設計を行い、議論を経て、参加者の理解を深めた。

#### 5. グローバル・フォーラム運営委員会 (Steering Committee Meeting)

2008 年度には、運営会議が二回開催された。

一回目は、2008 年 6 月 22 日に米国・ニューヨークで開催され、上述した第 4 回海洋、沿岸、島嶼に関する世界会議の成果が紹介された後、今後の運営方針について話し合われた。その結果、キャパシティ・ビルディングの重要性と公教育及びアウトリーチの重要性が確認された。また、資金調達に関しては、地球環境ファシリティ（GEF : Global Environment Facility）が 90 万ドルの資金提供を表明したことが報告されたが、さらに 270 億ドルを募集することとし、特に気候変動の調査のために資金が必要なことが確認された。運営会議において、11 月 3-5 日にシンガポール政府とともに The Workshop on Management Issues and Policy Alternatives to Improve Governance of Areas Beyond National Jurisdiction を開催することが決定された。また、2009 年 5 月 11-15 日にインドネシア・マナドで開催される世界海洋会議にサイドイベントを企画すること、次回（第 5 回）の海洋、沿岸、島嶼に関する世界会議が 2010 年 4 月に予定されることが決定された。

二回目は、2009年2月5日～6日の2日間、米国・ワシントンで開催された。ここでは、GEFプロジェクト第2フェイズ（2009～2012年）の活動内容について紹介があった。2009年5月に開催される世界海洋会議には、グローバル・フォーラムとしては、5月13日の「世界海洋政策の日」をインドネシア政府・UNEPと共催する形で参加するとのことであった。また、第5回の海洋、沿岸、島嶼に関する世界会議は、2010年4月にパリのユネスコ本部で開催されることが紹介された。また、小島嶼国を含む途上国のハイレベルの政策決定者を対象として新たに実施する訓練プログラム「Ocean Leadership Training Program」の進め方について議論が行われた。さらに、グローバル・フォーラムの運営体制について、監視・評価システムの整備、運営の透明性確保等の観点から見直すこと、その一環として、運営委員会のメンバーについても、地域バランス等を考慮して見直すことについて、事務局からの提案をもとに議論が行われた。

## 6. グローバル・フォーラムによる国家管轄外海域の管理に関するワークショップの開催

国家管轄外海域の管理に関するワークショップ（Workshop on Governance of Marine Areas Beyond National Jurisdiction: Management Issues and Policy Options）が、11月3～5日にシンガポールで開催された。会議は、「海洋・沿岸・島嶼に関するグローバル・フォーラム」、デラウェア大学 Gerard J. Mangone 海洋政策センターとシンガポール国立公園局の主催で、日本財団と地球環境ファシリティ（GEF）の支援を受け行われた。

今回のワークショップは、日本財団の支援を受けデラウェア大学 Gerard J. Mangone 海洋政策センターが実施した「国家管轄外海域管理：海洋管理推進のための多様な利害関係者政策解析と政策ダイアログ（Governing the Oceans Beyond National Jurisdiction: Multistakeholder Policy Analyses and Policy Dialogues for Improving Ocean Governance）」プロジェクトにおける活動シリーズの一環である。同シリーズのワークショップは、過去に二回が行われた。2008年1月23-25日にフランスのニースで「気候変動に関連する国家管轄外海域における地球規模の海洋問題に関する戦略企画ワークショップ（Strategic Planning Workshop on Global Oceans Issues in Marine Areas Beyond National Jurisdiction in the Context of Climate Change）」と題して、一回目が行われ、2008年4月5日にベトナム・ハノイで「国家管轄外海域の生態系と利用に関するワークショップ（Workshop on Ecosystems and Uses in Marine Areas Beyond National Jurisdiction）」と題して、二回目が行われた。二つのワークショップの報告は、国連の特別 Open-ended 非公式ワーキンググループの第二次会議（2008年4月28日～5月2日、ニューヨーク）に提出した。

今回のワークショップは、上記二回のワークショップと、海洋・沿岸・島嶼に関する世界フォーラムの国家管轄外海域管理に関する専門家ワーキンググループ（政府機関、国連組織、NGO、産業などのセクションから集まった72の専門家により構成され、当財団の寺島紘士常務理事もその内の一人）の成果により行われた。会議は、グローバル・フォーラムの共同議長である米国デラウェア大学の Biliana Cicin-Sain 教授、世界銀行の David



Freestone 氏、シンガポール外務省 Mary Seet-Cheng 氏、トリニダードトバゴ国連常任代表 Eden Charles 氏と国連教育科学文化機関 Salvatore Arico 氏が共同議長を務めた。政府、政府間組織、国際機関、NGO、商業団体、研究機関などを含むセクターの約 50 人が参加した。今回のワークショップのキーワードは、管理課題と政策オプションである。管理課題の重点として議論されたのは「遺伝子資源」であり、政策オプションには生態系ベースの管理を中心に議論した。

ワークショップは、関連する最新動向のレビュー、国家管轄外海域の生態系ベース管理向けのオプション、遺伝子資源管理などの三つのセッションにより構成された。国家管轄外海域に関する最新動向のレビューでは、国連総会と特別ワーキンググループの議論と、国連機関の UNESCO、IUCN、CBD における議論と、さらにグリーンピース、EU の動きなどが紹介された。生態系ベース管理向けのオプションに関して、ニースとハノイのワークショップで議論・提案されたオプションについて、管理オプションの評価基準、セクトラル管理の促進、クロスセクトラル管理と広域環境影響評価の展開、新たな管理体制の構築などの面から議論された。当財団の寺島紘士常務理事は、海洋空間管理の包括的アプローチについて、海洋空間計画を例示して、情報提供をした。遺伝子資源管理に関して、①機会確認・価値とプロセスに関する理解の強化；②アクセスと利益配分に関する関連経験及びオプション；③ガバナンスギャップの解決などの議題を議論し、グループ分けての検討により下記のように提案をまとめた。

#### ①価値とプロセス理解の強化及び利益配分オプション

- ・マイクロスケールから始まり、マクロスケールに拡張していく。
- ・利益の解明
- ・情報統合
- ・教育強化
- ・倫理的アプローチの開発
- ・研究機構合意形成

#### ②ガバナンスギャップの解決

- ・短期的に
  - 国家管轄外海域問題に関するパーマネントな協力体制の構築
  - 既存公約の実施の促進
  - 科学研究促進及び科学情報利用の促進
  - 環境影響評価と海洋空間計画実施するステークホルダープロセスの構築
  - 公海ガバナンスの原則の確立
  - 管轄海域における遺伝子資源管理の強化
  - 国連機構間の協力の強化
  - GEF に参加要請
- ・中長期的に

基準／標準設定

機構／体制構築

行動計画

## 7. その他

グローバル・フォーラムは、2008年6月23日、UNICPOLOSのサイドイベントとして、Advanced Ecosystem Management and Integrated Coastal and Ocean Management in the Context of Climate Change: Special Focus on Maritime Security and Safetyを開催した。

## 第3章 海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス第9会期 (UNICPOLOS-9)

### 1. UNICPOLOS の概要

海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス(UNICPOLOS : United Nations Open-ended Informal Consultative Process on Oceans and the Law of the Sea.しばしば ICP と略される)とは、1999年11月24日の国連総会決議 A/RES/54/33により導入された、海洋問題を議論する非公式協議プロセスである(毎年開催)。本協議は国連総会における海洋問題の評価の支援を目的とし、海洋と海洋法に関する事務総長報告をもとに協議を行い、新たな海洋問題や国際協力が必要な分野の特定を行う。協議の結果は議長が総会に提出する報告において、勧告として盛り込まれる。3会期ごとに協議プロセスの継続が審議されることとなっており、今回9会期を迎えた。

### 2. UNICPOLOS-9 の議題

今回の UNICPOLOS-9 の議題は、「海上保安と安全」であった(海洋と海洋法に関する国連事務総長報告(A/63/63)に基づく)。共同議長は、Paul Badji (セネガル) と Lori Risgeway (カナダ) で、日本からは、外務省経済局海洋室からの参加があった。

### 3. 内容

会議のスケジュールは以下の通り。

日程	午前	午後
6月23日	共同議長挨拶 全体会合(海上保安と安全に関する各国の意見表明)	パネル1「海賊と船舶に対する武装強盗に焦点を当てた海上における安全保障上の脅威」
6月24日	パネル2「国境を越える犯罪の防止と抑制」	パネル3「海上安全の経験と課題」
6月25日	パネル4「海上における人間」	パネル5「協力・調整・統合の推進と能力構築の強化」
6月26日	音響機材故障のため休会	全体会合(各国による共同議長による提言案への意見表明)
6月27日	全体会合	全体会合

## (1) 共同議長による開会挨拶

共同議長は、海上保安と安全をテーマとした今会期の重要性を指摘するとともに、各国に先入観を捨てて自由に議論することを求めた。また、海洋保安と安全と持続可能な開発の関連を協調した。

## (2) 初日及び第4日目午前の全体会合における各国の立場の表明

協議プロセスの継続、海上保安と安全、経験・課題・脅威、IUU（違法・無報告・無規制）漁業、協力・調整・能力構築（キャパシティ・ビルディング）等について各国が意見表明を行った。

### <協議プロセスの継続>

- ・ ブラジル・イラン：協議プロセスは本来の目的である海洋の持続可能な開発に関わるテーマを扱うべき。
- ・ アルゼンチン：協議プロセスの継続は毎年協議されるべき。次回は旗国主義を取り上げるべき。
- ・ オーストラリア・ロシア：協議プロセスの継続を支持。
- ・ 太平洋諸島フォーラム：次回は気候変動を取り上げるべき。
- ・ ノルウェー：次回はIUU漁業を取り上げるべき。

### <海洋保安と安全>

- ・ 77カ国グループ+中国：海上保安と安全には社会・経済・環境の観点が必要。
- ・ マレーシア：「人間の安全保障」の概念には国際的なコンセンサスがないので、今会期中で普遍的に使われるべきではない。
- ・ イラン：海上保安に関して不法で一方的な取り組みが行われており、途上国の経済に悪影響を及ぼしている。
- ・ EU・ニュージーランド：国際的な法的枠組みの強化が必要。

### <経験・課題・脅威>

- ・ マレーシア・シンガポール：マラッカ海峡の海賊被害は、沿岸三カ国の協力により状況が改善。
- ・ EU・ノルウェー・韓国：国連安保理決議1816を支持。
- ・ ノルウェー：IMOの海賊対策における役割を評価。
- ・ オーストラリア・日本・インド：ReCAAPの海賊対策における役割を評価。
- ・ 南アフリカ：アフリカ沖の海賊問題が人間の安全保障と経済発展を阻害。
- ・ AALCO：アフリカ版ReCAAP構想の重要性を強調。
- ・ セネガル：密出国の取り締まりを強化している。
- ・ マーシャル諸島・ソロモン諸島：IUU漁業は小島途上国にとって重要な問題。
- ・ バルバドス：核廃棄物の輸送の危険性を指摘。

### <IUU漁業>

- ・ 中国：IUU漁業は国際組織犯罪とは無関係。

- ・ キューバ：IUU 漁業は環境に悪影響を与えるが、海上保安の問題ではない。
- ・ インド：IUU 漁業は食糧安全保障の問題。

<協力・調整・能力構築>

- ・ ケニア：ソマリア沖の海賊問題に沿岸国と旗国、その他の国の協力が必要。
- ・ カナダ：情報共有と途上国への能力構築の必要性を強調。

**(3) パネル討議**<sup>\*</sup>

<パネル 1：海賊と船舶に対する武装強盗に焦点を当てた海上における安全保障上の脅威>

オーストラリア・メルボルン大学の **Stuart Kaye** は、海洋保安に対する脅威として海賊、テロ、密輸、IUU 漁業を挙げ、旗国と沿岸国間の情報共有と能力構築の必要性を訴えた。IMB の **Pottengal Mukundan** は、IMB の海賊通報センターの役割について説明するとともに、ナイジェリアとソマリア沖の危険性を指摘した。ReCAAP 情報共有センターの伊藤嘉章は、同センターの役割を説明するとともに、情報共有における各国のフォーカルポイントの役割を強調した。インドネシア外務省の **Arif Havas Oegroseno** は、マラッカ・シンガポール海峡での法的枠組みの展開について説明した。ケニア海上当局の **Nancy Karigithu** はケニアがソマリア沖で行っている海賊対策への取り組みを紹介するとともに、海上での脅威に対抗するためには陸上での対策も必要だと指摘した。

討議：IUU 漁業と海洋保安の関係について、**Oegroseno** は航行安全、海上保安、環境保護の関連性を強調した。IMB の役割について、**Mukundan** は得た情報を即座に関連する法執行機関に提供していると説明し、法執行機関に取って代わろうとしているわけではないことを強調した。航行の自由について、**Oegroseno** は国連海洋法条約 23 条が外国の原子力船舶と核関連物資を輸送する船舶に無害通航権が与えられるのは、沿岸国及び群島諸国にとって問題であると述べた。国連安保理決議 1816 については、**Oegroseno** はあくあで暫定的措置であることを強調し、**Mukundan** は各国の海軍がソマリア領海で海賊討伐を行う場合は、ソマリア暫定政府の許可を求めるべきだと述べた。官民協力に関して、伊藤は ReCAAP と IMB の協力の例を挙げた。

<パネル 2：国境を越える犯罪の防止と抑制>

米務省の **J. Ashley Roach** 氏は国境を越える犯罪として、麻薬・人身売買、武装強盗、IUU 漁業などを挙げ、協力と能力構築、主権と領土の統合、政治的独立の尊重の重要性を訴えた。トリニダード・トバゴ・海洋研究所の **Anthony Franklin** 氏はカリブ海での組織犯罪の脅威には武器・麻薬売買、国外追放者と資金洗浄があるが、法的枠組みの脆弱性と情報の欠如、人的資源の不足、国境問題と汚職のため十分な対策が取れていないと説明した。欧州委員会の **Ana Isabel Sánchez Ruiz** は EU の密航・海上での人身売買対策について説明し、国際協力の重要性を指摘した。ノルウェー漁業沿岸省の **Gunnar Stølsvik** は大規模な IUU 漁業がグローバルな犯罪網によって行われていることを指摘し、このような活動に

<sup>\*</sup> パネル討議の報告者および報告内容は下記参照。

[http://www.un.org/depts/los/consultative\\_process/9thmeetingpanel.htm](http://www.un.org/depts/los/consultative_process/9thmeetingpanel.htm)

関わっている船舶を特定するとともに、IMO と国連食糧農業機関（FAO）間が協力する必要性を強調した。

討議：IUU 漁業と海上保安の関係については合意が得られなかった。保安上の問題でないという意見もあれば、保安上の問題とみなすべきという意見もあった。Stølsvik は IUU 漁業は国際犯罪組織と関連があるので保安上の問題から切り離すべきでないと述べた。IUU 漁業を食糧安全保障の問題とみなす意見も多く、Roach は FAO が IUU 漁業対策に乗り出していると説明した。EU の国境警備の強化について、Sanchez は人権保護の観点を十分考慮していると強調した。人身売買について、現代の奴隷制度とみなし、関係国の協力を強化することを主張する国家も多かった。

<パネル 3：海上安全の経験と課題>

IMO の関水康司は IMO の海上安全への取り組みとして、1988 年の海洋航行不法行為防止条約とその議定書、能力構築と地域的枠組みなどを紹介した。国際海運会議所（ICS）の Simon Bennet は IMO の国際安全管理（ISM）コードと STCW 条約（船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約）が船舶の損失と大規模な油漏れを減らしてきたか説明した。アルゼンチン沿岸警備隊の Walter Alfredo Guido は寄港国の立場から発言し、IMO と国際労働機関（ILO）の役割の重要性と旗国と寄港国、保険会社が国際的な安全水準の維持のために協力することを主張した。イエメン沿岸警備隊の Majed Mastoor はソマリアの不安定な状況を説明し、申告な不法移民、海賊、密輸へのイエメン当局の取り組みに言及した。オーストラリア・インフラ交通地域開発地方政府省の Brendan McRandle は沖合石油ガス生産の保護について、ISPS(船舶と港湾施設の国際保安)コードの重要性を指摘した。

討議：海上安全に関する IMO の役割を評価する意見が多かった。関水はアフリカでの捜索救援制度の必要性に言及した。Bennet は ISPS コードの実施に当たっては、海運業界がめざましい役割を果たしたが、寄港国にはまだまだ浸透していないと述べた。オーストラリアの沖合石油ガス生産について、McRandle は十分な環境安全対策を行っている と述べた。関水は安全対策の一義的責任は旗国にあると述べ、Bennet は任意による IMO 加盟国監査スキームを強制的なものにすることに期待を寄せた。

<パネル 4：海上における人間>

ILO の Cleopatra Doumbia-Henry は船舶と漁船の安全には乗員の労働条件の改善が重要であると指摘し、2007 年の漁業労働統合条約(Work in Fishing Convention)と 2006 年の海事労働条約(Maritime Labour Convention)、2003 年の船員身元証明条約 (seafarers' identity documents convention) の批准を求めた。国際運輸労連（ITF）の Jon Whitlow は船員の非人道的扱いを避けるため、船員に上陸許可を与えることと港湾厚生通信施設の提供の必要性を強調した。UNHCR の Anja Klung が海上で被救援者となった移民と難民の取り扱いについて発言し、沿岸国の中に人身売買組織の船舶を取り締まる能力がないことが最大の問題だと述べた。モロッコ・ムハンマド V 大学の Aicha Belarbi は毎年 200 人の

移民が海上で死亡している地中海を「死の海」と呼び、関係国が不法移民を減らす努力をするべきだと述べた。

討議：人的ミスが大きな事故につながりかねないので、海上安全と船員の福利厚生のバランスを考えなくてはならない。たとえば、保安上の理由で、船員の上陸期間が短縮している。船員は職業としての人気は落ちているが、**Doumbia-Henry** は女性船員の数を増やすことを提案した。賃金不払いや不十分な医療、死体の家族への不返還などの船員の虐待が深刻だが、**Whitlow** は旗国と船主の区別がつきにくいことが根本的問題だと述べた。**Klug** は海上での難民と被救援者の扱いについては、長期的及び短期的解決法が必要で、**UNHCR** は長期的措置として、地中海沿岸国の能力構築を行っているとした。短期的措置としては、各国が緊急措置として難民に亡命や保護を求める権利を与えるように提案した。**Belarbi** は難民に対して人道的な措置を取るよう主張した。

#### <パネル 5: 協力・調整・統合の推進と能力構築の強化>

米国沿岸警備隊の **Brad Kieserman** は国境を越える犯罪が海で多発しているが、多国間の乗船検査の取り決めの例としてカーボベルデの法執行機関が米国沿岸警備隊の警備艇から **EEZ** の監視を行っていることを挙げた。西・中央アフリカ海洋機関の **Magnus Addico** は地域における海上保安・安全協力の例を挙げ、規制と執行体制の重複が非効率を生み出していることを指摘し、国境を越えて海賊・武装強盗を取り締まる地域協定の必要性を訴えた。インドネシア外務省の **Arif Havas Oegroseno** は **ASEAN** 諸国にとって海上保安問題は重要で、**ASEAN** 海洋フォーラムが設立過程にあることを紹介した。また、**ASEAN** 地域フォーラム (**ARF**) の海上保安に関する会合で、脅威が国境を越えるために情報共有や国際法の遵守、そして海軍同士の連携パトロールの必要性を訴えた。**APEC** 交通ワーキンググループの **Marc Mes** はカナダの海上保安への取り組みが国際海上交通安全水準の確立や、途上国への能力構築支援、海上保安に関する最優良事例の共有を柱としていることを紹介し、カナダが **IMO** 国際海上保安信託基金に資金を拠出していることや **APEC** 諸国に **ISPS** コード導入に必要な能力開発支援を行っているとした。

討議：**Addico** は海上訓練センターを大学に格上げすることや、**IUU** 漁業と違法移民は同じ航路を取ることで、**IUU** 漁業を保安問題として扱うことが提起された。**Oegroseno** も違法漁業によって年間 2 百億ドルもの損失が生まれているので、**IUU** 漁業取り締まりの必要性を訴えた。能力構築に関しては、**IMO** の訓練プログラムの重要性が指摘されたが、財政・技術両面での支援の必要性が強調された。**Kieserman** は国内外での協力を進めるには、権限・能力・有効性・連携が必要だと指摘した。また、米国は従来麻薬・人身売買と同じように武器の密輸への対策に力を入れるようになった。

## 4. UNICPOLOS-9 の成果

### (1) 総会への勧告の骨子\*

---

\* 勧告前文及び UNICPOLOS-9 の議事録は、

海上安全保障と海上安全は海洋の持続可能な開発にとって死活的に重要であり、グローバルで時機に適った緊急の課題である。また、これらの課題には国際的な協力・調整・統合が必要である。海上安全保障と海上安全に関しては、国連海洋法条約を中心として様々な法的枠組みがあり、国際海事機構（IMO）などの国際機関や地域的な取り決めも重要な役割を果たしている。これらの国際的な枠組みの強化を行うとともに、発展途上国へのキャパシティー・ビルディングを行うべきである。

## (2) UNICPLOS-9 の要点

- ・ 海上保安・海上安全においては、人・貨物船の船員や漁民から海上で救助された移民や難民—という要素が重要である。つまり、様々な枠組みや取り組みを通じて、船員が十分な訓練を受け、健康な生活を送り、適正な報酬を受け取れるようにすること、漁民と漁船の安全を確保すること、また、国際法に則って海上における被救助者の人道的な取り扱いを行うことが重要である。
- ・ 海賊と船舶に対する武装強盗に関しては、迅速で性格な情報共有が重要で、この点で IMO とアジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の情報共有センターが大きな役割を果たしている。
- ・ ソマリア沖の状況は深刻であるが、国連安全保障理事会決議 1816 はソマリアでの事案にのみ適応され、国連加盟国の権利と義務に影響を及ぼすものではなく、国際慣習法の前例となるものであってはならない。
- ・ 麻薬密輸や人身売買などの国境を越える組織犯罪は、多様化しているだけでなく、相互に関連していると考えられるので、すべてのレベルにおける国際協力と法執行能力に欠ける国家のキャパシティー・ビルディングが重要である。
- ・ IUU（不法・無報告・無規制）漁業に関しては、これを組織犯罪、つまり海洋安全保障の問題とみなす国家（ノルウェー、カナダ、インドネシア、オーストラリア、マーシャル諸島等）と、これを水産資源の枯渇や食糧安全保障、つまり持続可能な開発の問題とみなす国家（ブラジル、アルゼンチン等）で意見が割れたが、最終的に提言では両論併記となった。
- ・ 放射性物質の輸送に関して、事故によって沿岸国が被る可能性のある環境や経済への影響と損害補償に関する条項に日本は最後まで難色を示したが、最終的に合意を優先し、提言に盛り込まれた。

## 5. おわりに

UNICPOLOS-8 で各国は合意に達することができなかつたため、UNICPOLOS の重要性を認識する各国は今回は妥協をしてでも合意に達することを目指しているようだった。今回のテーマである海上保安と海上安全は時機を得た問題だと歓迎する国家がある一方、

---

[http://www.un.org/depts/los/consultative\\_process/documents/icp9\\_advance\\_unedited.pdf](http://www.un.org/depts/los/consultative_process/documents/icp9_advance_unedited.pdf)で入手可能。



UNICPOLOS 本来の目的である持続可能な開発とは関係がないと考える国家もあった。一部には UNICPOLOS の継続は毎年見直すべきであると主張する国家や、合意形成の困難さを指摘する国家もあったが、他に海洋に関して総会に勧告できる包括的な場が他にないことから、大多数は UNICPOLOS の継続を支持していた。また、各国が IUU 漁業を大きな問題と考えつつも、認識には大きな差があり、今後重要な課題となることが予想された。UNICPOLOS は継続が決定され、2009 年 6 月に開催予定の UNICPOLOS-10 では 1～9 会期までのすべての議論が見直されることになっている。

## 第4章 東アジア海域環境管理パートナーシップ (PEMSEA)

PEMSEA は、1994年に GEF（地球環境ファシリティ）の地域プログラム「Prevention and Management of Marine Pollution in the East Asian Seas（東アジア海域における海洋汚染防止および管理）」として、UNDP（国連開発会議）により実施、IMO（国際海事機関）により執行開始された。第1期プロジェクト（1994年～1999年）では、1）アモイ（中国）とバタンガス（フィリピン）における沿岸域統合管理（ICM）デモンストレーションサイト設置、2）マラッカ海峡・シンガポール海峡の海洋汚染問題に対処するため準地域的な取組みが実施された。

環境管理における政府間、省庁間、多部門間のパートナーシップの構築に焦点をあてた第2期プロジェクト（1999年～2007年）「東アジア海域環境管理パートナーシップ」が引き続き GEF による資金援助を受け、1999年10月に実施開始された。沿岸域統合管理については、2001年に、5カ所のデモンストレーションサイトと、2カ所のパラレルサイトが新たに設置された。一方、海洋汚染問題に対処するため準地域的な取組みとして、渤海（2000年開始）、マニラ湾（2001年開始）、タイ湾（2002年開始）という3カ所における汚染地区（ホットスポット）で、廃棄物・海洋汚染を削減するためのデモンストレーションプロジェクトが立ち上げられた。

さらに、2003年12月に、マレーシアのプトラジャヤで開催された東アジア海洋会議において、「東アジア海域の持続可能な開発のための地域協力に関するプトラジャヤ宣言」及び、東アジア海域の持続可能な開発を達成するための地域戦略として「東アジア海域の持続可能な開発戦略（SDS-SEA）」が採択された。SDS-SEA は、1）1992年6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロ市で開催された地球サミット（環境と開発に関する国際連合会議）で採択されたアジェンダ21第17章、2）2000年9月、ニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットで採択されたミレニアム開発目標（MDGs）、3）2002年9月に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）の実施計画、等の国際協定や行動計画の目標を達成するための行動の枠組みと、東アジア地域の協働のための共通戦略を示している。

2006年12月には、中国海南島の海口市で東アジア海洋会議2006が開催され、「東アジア海域の持続可能な開発に関する海口パートナーシップ合意（海口合意）」、および、新たな協力体制の組織構成や運営手続きを定めた運営協定が採択・署名された。海口合意では、PEMSEA を SDS-SEA 実施のための地域調整メカニズムとして位置付け、東アジア海域の各国が、分野別の取り組みから統合的な海洋・沿岸域管理へ、危機対応型から持続可能な開発・管理を達成するための人材育成・能力構築へ、また計画立案段階から実際のプログラム実施へと転換することを目指している。また、海口合意に基づく運営協定では新たな運営体制が合意された。

第3期となる2007年以降では、PEMSEA の自立的な地域協力機構への転換が促進され

ている。一方で、2007年6月にGEFによりSDS-SEA実施に向けた10年プロジェクト(2007年～2017年)の第1期が承認され、SDS-SEAの実施のため引き続き資金援助を受けることとなっている。

## ① 第3回執行委員会

### 1. 執行委員会概要

執行委員会は、2007年7月17日～20日に、インドネシア・マナドで開催された第1回パートナーシップ会議で、正式に発足した。執行委員会の役割は、意思決定機関であるEASパートナーシップ会議の決定を受けて、次の会議までの間、業務上の重要事項を決定するとともに、事務局であるPEMSEAリソース・ファシリティ(PRF)の実施を監督することである。構成メンバーは、パートナーシップ会議議長および同会議を構成する2つの会合、技術会合および政府間会合、の議長計3名と、PEMSEA事務局長からなる。執行委員会の第2回会議は、2007年9月にフィリピン・マニラのPEMSEA事務局にて開催され、第3回委員会は、2008年7月に東京で、また第4回委員会は、2008年12月に北京で開催された。

今回の主な討議内容は、1) PEMSEAの法人格取得、2) SDS-SEA実施のためのGEF/UNDP/UNOPSプロジェクトのプログラム、3) 2009年フィリピン・マニラで開催予定の東アジア海洋会議と第3回閣僚級会議についてであった。

### 2. 会議概要

- ・日時：2008年7月13日(日) 13:30～18:30
- ・場所：海洋船舶ビル8階第1会議室

### 3. 主な討議事項

#### (1) 第2回パートナーシップ会議の準備

##### 1) カウンシル(総会)について

第2回パートナーシップ会議開催にむけて、会議資料、参加者、総会の進行ルール、ジョイントセミナーについて検討された。政府間会合の議長であるLi氏が欠席であるため、パートナーシップ会議の議長が政府間会合の議長を兼任するとともに、主催国である日本も共同議長を務める旨が決定された。また、執行委員会は、2007年8月から2008年7月までの業績レポートに言及し、新ED(事務長)のもと、PRF(PEMSEAリソース・ファシリティ)の業務が順調に遂行されていることを確認した。

##### 2) 技術会合について

まず、PEMSEAの法人格取得について議論された。事務局は、i) PEMSEAの法人格取得が緊急を要していること、ii) 既にステート・パートナーに配布されているプロトコル

ル案、iii)「プロトコール」の定義と、法人格取得のために3カ国の承認が必要である旨の説明がなされた。これらは、技術会合にて議論され、政府間会合に報告されるが、ECにより、プロトコール案の詳細についてワーキンググループを立ち上げることが提案された。

次にその他の議題である、a) PPRF (プロジェクト準備回転資金)、b) 現在進行中の越境プロジェクト、c) FoPP (パートナーシッププログラムの枠組)、d) SOC (沿岸の状況)、e) 2009年東アジア海洋会議と閣僚級会合、f) RTF (地域作業部会)・NTFs (国別作業部会)、g) RCoE (卓越した地域研究拠点)プログラム、h) PSHEM (港の安全・健康及び環境管理)コードの認証システム、i) twinning arrangements (ツイニング協定)、j) PNLG (持続可能な沿岸域開発のための地方公共団体の PEMSEA ネットワーク)、k) CSR (法人の社会的責任)について議論された。これらに対し執行委員会により、①他の地域の越境プロジェクトと積極的に連携し協力すること、②計画中の事業数を減らすこと、③パートナーや地方政府の要求に見合った FoPP と SOC の実施と発展、④RTF と NTF の連携、⑤ICM コードと PSHEM コード作成のために、関係国、非ステートパートナー、有識者や国際機関で構成されたワーキンググループを組織すること、⑥ツイニング協定について、知識の共有と、河川流域と沿岸域の管理プロジェクトのネットワーク構築にむけた技術的サポート、⑦ICM 拡大化を支持するネットワークとして PNLG を活性化させること、⑧沿岸域と海洋ガバナンスを促進させるため CSR に重点を置き、地域、国家、地方レベルにおいて企業分野と協働すること、⑨2009年東アジア海洋会議に参加する基調講演者、有識者を決定すること、等が提案された。

### 3) 政府間会合について

政府間会合準備にむけて、i) PEMSEA の法人格取得の重要性やプロトコール案、各国のスケジュールについて、ii) 閣僚級会合の議題、iii) GEF/UNDP/UNOPS プロジェクトの事業計画と予算について議論された。執行委員会により、a) PEMSEA の法人格取得に関する議題を優先させること、b) 閣僚級会合で議題となる気候変動への適応策として ICM が有効であること、c) PRF は、2009年マナドで開催される World Ocean Conference (世界海洋会議)と、2008年フランスで開催予定の BioMarine と情報を交換すること、d) PEMSEA の銀行口座を開設することが提案された。

## (2) その他

次回のパートナーシップ会議は、2009年東アジア海洋会議の6ヵ月後に延期された。

## ② 第2回パートナーシップ会議

### 1. パートナーシップ会議概要

すべてのパートナーによる技術会合、政府代表による政府間会合から構成される EAS パ

ートナーシップ会議が、1年半に一度を目途に開催される。EAS パートナーシップ会議では、東アジア海洋会議（3年ごとに開催）および閣僚級会合の決定方針にもとづき、まず全パートナーが参加する SDS-SEA 実施に関する政策的・科学的・技術的側面について勧告がとりまとめられ、それにもとづき政府間会合で必要事項が決定される。第1回 EAS パートナーシップ会議は、2007年7月にインドネシア・マナドで開催され、第2回は、2008年7月に東京で開催された。

## 2. 会議概要

・日程：

2008年7月14日（月）：総会、技術会合

2008年7月15日（火）：技術会合

2008年7月16日（水）：技術会合、フィールドトリップ

2008年7月17日（木）：政府間会合

・場所：虎ノ門パストラル新館4階「ミント」

## 3. 主要な討議事項

### （1）総会

#### 1) パートナーシップ会議運営のためのルール

第2回パートナーシップ会議は、技術会合および政府間会合により構成される。最初に総会において、パートナーシップ会議の運営に関する事項及び会合間の作業進捗報告書が審議される。次に、技術会合において、SDS-SEA の実施に関連する問題について議論する。政府間会合では、技術会合から勧告された内容について審議・決定する。

#### 2) 執行委員会における重要事項の報告

i) 会議の開催に関するガイドライン、ルールおよび手続き、ii) 執行委員会議長の選出、iii) 地域プログラム事務局長の選出、iv) PEMSEA 地域メカニズムの持続性、v) PRF の運営等を含むパートナーシップ会議の執行委員会の会議間活動について報告された。

#### 3) PRF 事務局長の報告

PRF の技術専門職員より、i) PEMSEA の業績と成果、ii) GEF/UNDP/IMO 地域プログラムの終了、iii) PRF の設立、iv) SDS-SEA の実施に関する GEF/UNDP/UNOPS プロジェクトの開始等について報告された。

#### 4) 新パートナー

EMECS（財団法人国際エメックスセンター）が新パートナーとして正式承認された。

## **(2) 技術会合**

### **1) SDS-SEA の実施に関する事項**

本セッションでは、主に以下3つのプロジェクト内容の紹介と進行状況が報告された。

#### **①GEF/UNDP/UNOPS 地域プロジェクト「Implementation of the SDS-SEA (SDS-SEA の実施)」**

本プロジェクトは、カンボジア、中国、インドネシア、ラオス、フィリピン、タイ、サモアとベトナムの8カ国が GEF から資金援助を受ける地域プロジェクトである。日本は本プロジェクトの支援をしている GEF に対し資金を拠出している。本プロジェクトの期間は、2008 年から 2010 年の3年間で、プロジェクトの内容は、SDS-SEA 実施のための地域メカニズムの構築、ICM プログラムの拡大、持続可能な沿岸および海洋ガバナンスのための政策と改革等、合計8つのプロジェクトが計画されている。

#### **②GEF/WORLD BANK プロジェクト「Partnership Investment Fund for Pollution Reduction in the East Asian Sea (東アジア海域の海洋汚染削減のためのパートナーシップ投資基金)」**

本プロジェクトは、中国、フィリピンの合計7箇所で実施される海洋汚染削減プロジェクトであり、2005年に開始した。本セッションでは、「Project Preparing Revolving Fund (プロジェクト準備回転基金)」が、本プロジェクトの重要な資金源であることが説明され、あわせて、「PEMSEA Trust Fund (PEMSEA 信託基金)」と、「Partnership Investment Fund (パートナーシップ投資基金)」の使用目的、資金源の相違についても説明が加えられた。前者はパートナーからの自主的な拠出金であり、PEMSEA の管理・ガバナンスに使用される。後者は、GEF と World Bank より拠出された、東アジア海域の海洋汚染削減プロジェクトのために使用される資金である。

#### **③小地域横断プロジェクト**

本セッションでは、SDS-SEA と関連した地域横断プロジェクト (Yellow Sea、Coral Triangle Initiative、Mangroves for the Future、Northwest Pacific Sea Marine Environment Protection) が紹介された。

今後はパートナー間や、パートナーと協力者の情報・経験・技術・手段の共有の必要性が確認された。

### **2) パートナー間の共同研究・共同作業に関する事項**

本セッションでは、主に13個の議題について検討されたが、主に PEMSEA の法人格の取得に関して議論が集中した。

## ①法人格の取得

2003年12月にマレーシア・プトラジャヤにて署名されたプトラジャヤ宣言において、WSSD実施計画等をアジア海域で実施するための地域協力を共通目標として、そのための政策やプログラム開発・実施のための枠組として SDS-SEA が採択された。その後、2006年12月に中国・海口で開催された閣僚級会合にて、海口パートナーシップ合意およびパートナーシップ運営協定が採択・署名され、SDS-SEAの実現にむけて、PEMSEAをこれまでのプログラムベースの組織体から、自立的な地域協力メカニズムとして移行させることが合意された。

本会合では、これを受けて、法人格取得の必要性の再確認、取得ための方法および必要な手続きについて議論された。PEMSEAがUNDPのプログラムベースの組織から、地域協力メカニズムとして活動するためには、法人格取得が必要である。例えば、法人格をもたない組織体が、GEFをはじめとするドナー機関から資金援助を受けるのは困難である。

法人格取得の方法および必要な手続きに関して、PRFに技術作業グループが組織され、プロトコル（案）とコンセプトペーパー（案）が作成され、本会合では、これらのタイトル・内容の検討がなされた。その結果、「Agreement Recognizing the International Legal Personality of the Partnership in Environmental Management for the Seas of East Asia（PEMSEAの国際的な法人格の承認に関する合意）」案が作成された。合意案には、本合意の理論的解釈と目的、PEMSEAが国際機関であることについての各国の承認を得るための手続き等について記載されている。

今後、本合意は、各ステートパートナー間で調整がなされた後、2009年11月にマニラで開催予定の東アジア海洋会議における閣僚級会合の重要議題となることが合意された。

## ②FoPP（パートナーシッププログラムの枠組）

海口パートナーシップ合意により、SDS-SEAを目的として、2009年までに10年間の地域パートナーシッププログラムを構築することが採択された。第1段階として、ステートパートナー及び非ステートパートナーは、海洋および沿岸域管理プロジェクトの計画、向上、取り組みの手段としてFoPPテンプレートを作成する。本セッションでは、DNER（環境・天然資源省）の協力のもとに作成されたフィリピンのFoPPテンプレートが紹介された。今後、ステートパートナー及び非ステートパートナーより提出されたFoPPテンプレートは、PEMSEAのウェブページに公開されることとなった。

## ③SOC（沿岸の状況）報告の実施

SOC報告は、地方自治体によるICM実施の進捗や影響を評価するためのシステムである。目的は、i) 持続可能な沿岸域の開発について傾向と途中経過をあきらかにする、ii) 問題点の決着をつける、iii) 管理メカニズムを評価する、iv) ICMプログラムの効果を評価する、v) 潜在的変化の重要性をあきらかにする、vi) 適切な管理を推進することである。今後、

すでに報告されたバタガス以外の ICM サイトにおいて SOC を作成し、2009 年の海洋会議にて公開される。

#### ④東アジア海洋会議 2009

2009 年 11 月 23～27 日にフィリピン・マニラで開催予定の東アジア海洋会議は、フィリピン政府環境・天然資源省の協力のもと実施される。会議のテーマは、「Partnerships at Works: Local Implementation and Good Practices (パートナーシップ：地域の実施とグッド・プラクティス)」であり、会期中、i) 持続可能な沿岸域および海洋の発展に関する国際会議 (11 月 23～25 日)、ii) 第 3 回閣僚級会合 (11 月 25～26 日)、iii) パートナーシップ会議 (11 月 27 日)、iv) 技術革新とグッド・プラクティスの展示 (11 月 23～27 日)、v) 第 2 回ユースフォーラム (11 月 23～25 日) が開催され、その他にもビジネスフォーラム、PNLG (持続可能な沿岸域開発のための地方政府の PEMSEA ネットワーク) フォーラム等の開催が予定されている。持続可能な沿岸域および海洋の開発に関する国際会議では、7 つのテーマの下、合計 36 のセッションの開催が予定されている。

#### ⑤RTF (地域作業部会) と NTF (国別作業部会) の発展と実施

RTF と NTF は、短期的には ICM のスケールアップを実施するために必要な技術的補助やトレーニングを提供することを目的としている。一方で、中期的には、2013 年までに、パートナー各国において、トレーニングやサービスを提供する組織や個人を認定する専門家、機関等を組織化することを目的とする。

#### ⑥PEMSEA トレーニングプログラム

PEMSEA のトレーニングプログラムは、海洋および沿岸域の環境や資源の統合的管理と持続的開発にむけた経済的、科学的、技術的および社会的な難問に取り組む地域の知的資本および人的資源を強化することを目的としている。トレーニングプログラムは、i) ICM モデルコース、ii) スペシャルトレーニング、iii) インターンシッププログラム、iv) ICM 学習センター、vi) ICM 大学院カリキュラム等に分類できる。2008 年から 2010 年の間に、80 個のトレーニングの実施が予定されているが、人材および資金不足より、今後トレーニング数の見直しがおこなわれる。

#### ⑦ICM コードと PSHEM (港の安全・健康及び環境管理) コードの認証システム

ICM コードと PSHEM コードの認証システム開始の目的は、i) 成分化することにより ICM と PSHEM の実地経験を規格化すること、ii) 認証メカニズムを確立することで、実地経験をシステム化することである。2 つのコードは、世界的に広く認知されている ISO9001 (品質管理)、ISO14001 (環境管理)、OHSAS18001 (労働安全衛生) の主要要素に基づいている。PSHEM コードは、バンコク港 (タイ) とタンジュン・プルパス港 (マ



レーシア)で成功裏に検証された。今後も、2つのコード認証システムが広範囲で適用されるよう、各国の協力が必要となる。

#### ⑧Corporate Social Responsibility (法人の社会的責任)

PEMSEAは、地方政府と協力して私企業がICMの実施と発展に従事することを促進させるため、CSRに関するコンセプトペーパーを作成した。これは、PEMSEAのデモンストレーションサイトであるBatanagsと、パラレルサイトであるBataanの経験をもとに開始されたもので、今後、別のICMサイトで反復実行される。

#### ⑨RCoE (卓越した地域研究センター) プログラム

本セッションでは、香港大学のMERIT (海洋環境研究・技術革新センター)を、最初のPEMSEA・RCoEとして選定することが議論された。選定理由として、MERITは、国際的にも広く認知されており、海洋汚染防止と管理に関して、PEMSEAのプロジェクトと関連している。

#### ⑩ツイニング協定

ツイニング協定とは、サイト間の協定を通して、河川流域管理と沿岸域管理の南・南協力 (途上国間協力)、南・北協力 (途上国・先進国間協力) の構築を目的としている。本セッションでは、韓国においてツイニングプロジェクトの事務局が設立されたこと、プログラム期間は2008年から2010年であり、第4回ツイニング・ワークショップが2008年10月にインドネシアで開催されることがKMI (韓国海洋水産開発院)より報告された。また、日本の国土交通省からは、「東京湾再生計画」について、環境省からは、「汚染総量規制システムの支援」、経済産業省からは、「中国地方における水環境再生技術」について、それぞれプレゼンテーションがおこなわれた。

#### ⑪PNLG (持続可能な沿岸域開発のための地方公共団体の PEMSEA ネットワーク)

PNLGは、ICMプログラムを実施する地方政府間のネットワークであり、2001年に設立された。本セッションでは、PNLG事務局より、SDS-SEA実施にむけた過去および将来の活動紹介がおこなわれた。次回のPNLG会議は、2008年11月にカンボジアが開催国となり実施される予定で、将来、PEMSEAの非ステートパートナーとなる意向が伝えられた。

#### ⑬パートナーによる SDS-SEA 実施報告

本セッションでは、SDS-SEAの実現にむけたパートナーの声明が発表された (海洋政策研究財団の声明書は別紙2参照)。

### 3) 東アジア海域における重要かつ緊急問題に関する事項

本セッションでは、東アジア海域において、SDS-SEA を実施するうえで重要かつ緊急問題として、i) 沿岸域の埋め立て問題、ii) 沿岸域のゾーニング、iii) 島嶼部の管理、iv) 気候変動の4点について議論された。これらは、2009年に開催される東アジア海洋会議のトピックとして議論される予定である。

### **(3) 政府間会合**

#### **1) PEMSEA 再編のための行動計画**

##### **①PEMSEA の法人格取得**

政府間会合においても、PEMSEA の法人格取得は緊急を要する事項であり、技術会合にて議論された合意案が承認された。今後、合意案は各国の政府機関、特に外務省と協議された後、PRF に協議結果がフィードバックされ、最終決定される。また、合意書の承認国として、現在 PEMSEA 未参加のブルネイ、マレーシア、タイにも参加を促すこととした。

##### **②PEMSEA パートナiership 基金**

PRF は、執行委員会の指導のもと、PEMSEA パートナiership 基金の規則、資金源、配分、支出、監査、報告等の詳細部分を作成していくことが報告された。また、それらの結果は、次回パートナiership 会議で報告される。

##### **③PRF の持続可能な計画**

本会合では、法人格の取得が、PRF の持続可能性計画の発展にとって最優先事項であることが確認された。

#### **2) 閣僚級会合 2009**

2009年にマニラで開催される閣僚級会合のテーマは、技術会合において気候変動問題を取り上げることが議論されたことに基づき、具体的に、「Adaptation to Climate Change through Integrated Coastal and Ocean Management (沿岸域統合管理を通じた気候変動への順応)」に決定した。

#### **3) GEF/UNDP/UNOPS 支援による SDS-SEA 実施作業計画と予算 (2008-2010)**

PRF より提示された作業計画と予算案が承認された。今後、執行委員会は、参加国とともに作業プログラムを完成させること、RTF/NTF のネットワークの発展と運営を早期に軌道に乗せること、プロジェクトの開発と資格を有する技術担当者を探すこと、ドナー国とともに若手専門職員の開発と採用等を実施することが決定された。

#### **4) その他**

・2009年7月にフィリピン・マニラで、2009年の東アジア海洋会議および閣僚級会合の

開催に備え、関係する各ステートパートナーおよび非ステートパートナー参加のもと、執行委員会が開催される。

- ・第3回 EAS-PC は、2009 年の東アジア海洋会議および閣僚級会合の開催を受けて、2010 年 7 月に開催される。
- ・2012 年開催予定の東アジア海洋会議は、韓国で開催されることが決定した。

### ③ 第4回執行委員会

#### 1. 会議概要

- ・日時：2008 年 12 月 20 日（土）
- ・場所：中国・北京 湖湾飯店（Human Hot Spring Leisure Hotel）

#### 2. 主な討議内容

##### (1) EAS パートナーシップ会議及び EC の決定・勧告事項の実施状況報告

###### 1) East Asian Seas Congress 2009 の準備状況について

- ・事務局（PRF）から、East Asian Seas Congress 2009（東アジア海洋会議 2009／EASC2009）の準備状況について報告があった。基調演説については、トミー・コー大使（シンガポール外務省・第3回国連海洋法会議議長）、ラジェンドラ・パチャウリ博士（IPCC 議長・2007 年ノーベル平和賞受賞者）の了解が得られており、日本財団の笹川会長にもお願いしたいと考えているとの報告があった。
- ・事務局から、ワークショップ等開催の検討状況について、
  - ①当財団が PEMSEA と共同で海洋・沿岸域政策に関するワークショップを開催すること
  - ②WMU が気候変動の東アジアの海洋・沿岸域への影響に関するワークショップを開催すること
  - ③青少年を対象としたフォーラムへの日本財団の参画を期待していることを含め報告があった。
- ・複数のメンバーから、EASC2009 を、青少年、地方政府、海洋政策研究機関、政治家、大学など様々なネットワーク作りの場とすべきとの意見があった（OPINEAR としての参加もよいのではないかとのコメントもあった）。

###### 2) ICM Learning Center の設置について

- ・事務局から、統合的沿岸域管理（ICM）に関する地方政府関係者の能力開発を進めるため、“ICM Learning Center”としての教育プログラムの提供について、フィリピンの2つの大学と協定を結び、さらに東アジア諸国の6つの大学と協議を進めているとの報告があった。

###### 3) IUCN アジア事務所のパートナーとしての参加について

- ・事務局から、世界最大の環境団体である IUCN のアジア事務所について、パートナ

ーとして PEMSEA への参加を認めることが提案され、了承された。

#### 4) その他

- ・事務局から、PEMSEA としての活動範囲を明確化するため、各国の関係機関と master contract を結ぼうとしている旨報告があった。本件については、複数のメンバーから、パートナーシップを通じた実施機関としての PEMSEA の良さが損なわれないよう、できる限り弾力的なものとすべきとの指摘があった。

### (2) PEMSEA の法人格承認について

- ・事務局から、法人格承認に関する協定書の各国のメンバーと調整を終えた案文が示され、形式的な修正を加えた上で了承された。
- ・また、事務局から、各国メンバーは来年1月30日までに協定書への署名について意思表示することとされていること、すでに多くの国から前向きな感触を得ていることについて、説明があった。
- ・署名のタイミングについて、ASEAN+3（来年3月開催）又は EASC2009（来年11月開催）の機会を利用することが考えられるとの意見があった。多くのメンバーから、いずれにしても目立つ形でセレモニーを行い、より多くの国の署名を促していくことが重要であるとのコメントがあった。
- ・寺島常務からは、関係者の努力に感謝を表するとともに、以下の点についてコメントした。
  - 1) 日本では、国土交通省が外務省と交渉。外務省は、国会の承認が必要としており、その場合には署名まで相当な時間がかかる恐れがある。
  - 2) 署名の有無に関わらず、国土交通省は PEMSEA の活動を支援しており、引き続き事務局と協力していきたいとしている。
- ・中国国家海洋局からは、PEMSEA の成果について説明するなど外務省向けの手続きがさらに必要だが、プトラジャヤや海口での宣言からの一連の流れとして説明が可能であり、見通しについては楽観しているとのコメントがあった。
- ・各国内での手続きを支援するため、説明の材料となる資料をさらにメンバーに提供することが有益であるとのコメントがあった。

### (3) 閣僚級会合について

- ・事務局から、閣僚宣言の内容を含め、閣僚級会合の進め方について説明があった。
- ・メンバーからは、SDS-SEA（「東アジア海域の持続可能な開発戦略」）の上に積み上げられた PEMSEA としての活動目標を具体的に盛り込んだ宣言とすべきとの指摘があり、事務局でこれを踏まえさらに検討することとなった。

### (4) PEMSEA の今後の展開のあり方について

- ・事務局から、PEMSEA が南シナ海や黄海の LME（Large Marine Ecosystem）や Coral Triangle Initiative など東アジア域内の他のプロジェクトのアンブレラの役割

を果たすことについて検討してはどうかとの提案があった。

- ・チュア博士は、SDS-SEA は欧州の Marine Policy に匹敵するようなものとなっており、PEMSEA はすでに東アジアの海洋政策のアンブレラになっているとコメントした。他のメンバーからは、さらに検討に時間を要するとのコメントがあったのみで、事務局の提案に関して議論は深まらなかった。

#### **(5) その他**

- ・次回 EC 会合については、来年7月24日、25日の2日間、フィリピン・マニラで開催されることとなった。

## 第5章 東アジア海洋政策研究機関ネットワーク (OPINEAR)

### 1. 概要

東アジア海洋政策研究機関ネットワーク (Ocean Policy Institute Network in the East Asian Region/OPINEAR) は、海洋政策研究財団の呼びかけにより、2008年2月に東京で設立された東アジアの海洋政策研究機関のネットワークである。ネットワークを構成する6機関は、以下のとおりである (海洋政策研究財団以外は英文名のアルファベット順)。

東南アジア研究センター(Center for South East Asian Studies/CSEAS) (インドネシア)

中国海洋発展戦略研究所(China Institute for Marine Affairs/CIMA)

韓国海洋水産開発院(Korea Maritime Institute/KMI)

マレーシア海洋研究所(Maritime Institute of Malaysia/MIMA)

ラジャラトナム国際問題研究大学院(S.Rajaratnam School of International Studies/RSIS)  
(シンガポール)

海洋政策研究財団(Ocean Policy Research Foundation/OPRF) (日本)

本ネットワークは、東アジア地域の海洋政策研究機関の間で、海洋と沿岸域管理の現状および今後の課題に関して情報交換を行い、協力できる分野を模索し、今後の協力につなげることを主な目的としている。以下、OPINEARのこれまでの主な活動等について紹介する。

### 2. OPINEAR 第1回会合

#### 1) 会議概要

日時：2008年2月28日(木)～2月29日(金)

場所：東京都港区 日本財団ビル2階会議室

主催：OPRF

出席者：日本、中国、韓国、インドネシア、マレーシア、シンガポールの各機関からの参加者、及び1名のリソースパーソンを含む計11名(付録1-第1回出席者リスト)。

議題：東アジアにおける効果的な海洋管理を促進するための海洋政策研究機関の役割、ネットワークづくりの可能性、一層の協力が期待される分野等について(付録2-第1回アジェンダ)。

#### 2) 議事内容

##### (1) 各機関の活動について

6機関の代表者は、それぞれの国の沿岸・海洋管理の現状と施策及びそれぞれの機関の役割と活動に関して発表を行った。

##### (2) ネットワークの構築について

参加者は、地域的な海洋政策研究機関ネットワークの必要性と可能性に関しても議論し、沿岸・海洋管理における地域協力推進のためにネットワークを構築することに満場

一致で合意した。その詳細は、下記のとおり。

- ①ネットワークの性格：ネットワークは非公式、柔軟、かつ非政府ベースな形をとるべきである。参加は任意に行われ、参加資格も幅広く認められるべきであるが、活動の対象は研究・学術的な問題に絞るべきである。ネットワークの自立を可能にするメカニズムも検討されるべきである。
- ②ネットワークの目的：ウェブサイトや会議を通じた実効あるかつ効果的な情報と経験の交換、柔軟な二国間又は多国間協力メカニズムを通じた共通の課題や関心事項に関する共同研究、能力開発の3つである。
- ③ネットワークの組織：ネットワークは、現在の6研究機関メンバーによる小規模なものから始め、参加意欲のある他の研究機関をメンバーに受け入れて徐々に拡大していく。対象とする地域は東アジアである。ネットワークの性格で触れたように、関心のある関連研究機関がメンバーになることを認める。地域に高い影響力を持つ個人ないし政府高官をリソースパーソンとして個人の立場で招聘できるようにする。各研究機関は、自らを代表するフォーカルポイントを指名するとともに、ネットワークの日常的な運営などに関し事務局や他のメンバーとの連絡を担当するコンタクト・パーソンを指名する。
- ④ネットワークの運営：
  - ・組織—OPRF はコーディネーター及び最初の3年間の事務局を務める。
  - ・活動の範囲—ネットワーク活動は、学術・研究や提言作成、政策策定に関連する活動等を含む。紛争予防、境界横断的な海洋資源管理、係争水域における MPA 問題を含む EEZ 及び公海管理などの課題が提案されたが、結論に至らなかった。
  - ・活動—情報、経験、知識面の交流は、ネットワークの継続的な活動である。交流の第一歩として、個別研究プロジェクト、海洋・沿岸政策、関連する立法、沿岸・海洋のガバナンスに関連した各国の NGO 活動、取組みが進んでいるその他の地域的・国際的な活動に関する情報等の交換等が考えられるが、短期的な活動としては、下記に関して合意した。
    - a. ネットワークのホームページの構築：OPRF がホームページを開設し、各参加研究機関のウェブサイトとリンクすることを承諾した。
    - b. 定期会議：海洋政策研究機関ネットワーク会議を毎年一回開催する。開催時期は、関連する海洋のイベントのスケジュールにより調整する。毎回の会議に中心となる議題を一つ設けることが推奨される。
    - c. 他の国際的・地域的組織との協力：ネットワークは、PEMSEA や日本財団の国際海洋管理ネットワーク (IOGN) などの国際的・地域的な組織やプログラムとの協力を展開することも考えられる。具体的な協力事項は、関係する主体との協議で決められる。中期的・長期的な活動に関しては、ネットワークの発展状況をみながら検討する。

- ・財源一開始段階において、OPRF が事務局運営費を負担する。将来の共同研究については、他のスポンサーを求めるべきである。相互支援メカニズムに関しても議論した。定期会議に関しては、参加者が自らの航空運賃を負担し、開催地の機関が宿泊費、食費、開催国内の交通費、滞在費と会議のサポートを提供する。財政的に困難な参加者に対しては、事務局が支援を考慮する。
- ⑤ネットワークの名称：会議は、適切なネットワークの名称を定めることで合意した。但し略称は、発音しやすく覚えやすいものであるべきである。OPRF が適切な名称を検討し、すべてのメンバーの同意を求める。

### 3. OPINEAR 第2回会合

#### 1) 会議概要

日 時：2008年11月25日（火）

場 所：マレーシア・クアラルンプール コーラスホテル

主 催：MIMA（ローカルホスト）、OPRF（コーディネーター・事務局）

出席者：日本、韓国、インドネシア、マレーシア、シンガポールの各機関からの参加者、PEMSEA からの参加者、及び1名のリソースパーソンを含む計18名（付録3-第2回出席者リスト）。

議 題：OPINEAR の運営に関する事項、活動のあり方、新規メンバーの受け入れ、ウェブサイトの設定等について議論（付録4-第2回アジェンダ KL）。

#### 2) 議事内容

##### (1) 運営に関する事項について

- ①前回会議の議長報告の確認：前回共同議長を務めた Chua 氏が前回会議の議長報告の説明を行った。
- ②ネットワークの名称及び設立の確認：参加メンバーの意向を再度確かめ、OPINEAR という名称を正式に採択すること、この名称のもとにネットワークが設立されたことが再確認された。
- ③その他の議論：
  - ・OPINEAR メンバーの地理的範囲をきちんと定めるべきとの議論があった。これに関しては、PEMSEA で「東アジア海域」として定義されている黄海、東シナ海、南シナ海、スルー・セレベス海、インドネシア海、タイランド湾の沿岸国及びそれに準ずる国とすることが了解された。ラオスに関しても、川でつながっているため、申し出があった場合には認めることとされた。
  - ・政治的な問題を含む新規メンバーの加入問題、とくに台湾の機関の参加の可否が議論になった。OPINEAR は国ではなく研究機関のネットワークなので、コンセンサスが得られれば台湾の研究機関についても参加を認めてもよいということになった。
  - ・一国から複数の研究機関の参加を認めることが再確認された。



- ・必要に応じて地域機関や国際機関のオブザーバーとしての参加を認めることができることが合意された。

## (2) OPINEAR の活動について

- ①各機関からそれぞれの活動の現状及び OPINEAR としての今後の活動計画等について発表を行った。
- ②各機関の発表を踏まえた議論：
  - ・ WOC 2009 の NGO フォーラムかサイド・イベントに OPINEAR として参加できないかとの意見があった。
  - ・政策決定者に訴えるには WOC 2009 は規模が大きすぎる、来年 11 月にフィリピン・マニラで開催される East Asian Seas Congress 2009 (EASC 2009)が規模的にも適当ではないかとの意見があった。

## (3) 新規メンバーについて

- ①事務局から提案された新規メンバーの参加手続き案については、a.「反対がなければ受け入れる」を「全会一致による承認」とする、b.「東アジアに関心のある機関」を「東アジアの海域に関係のある機関」とする、の 2 点の修正を加えた上で合意された。
- ②事務局の OPRF が、修正した参加手続きについて、文書で各メンバー機関に確認することとなった。
- ③PEMSEA から、PEMSEA は地域機関であるので、オブザーバーとして OPINEAR 及びその正規メンバーである各機関と協力していきたいとのコメントがあった。また、PEMSEA の機構及び EASC 2009 のスケジュールの紹介等のプレゼンテーションがあった。

## (4) ウェブサイトについて

- ・各機関が既に独自のウェブサイトを持っているため、これとの関連で OPINEAR のウェブサイトの目的を明確にすることが必要であるとの意見があった。
- ・東京会議の議長報告では「ネットワークは、最初の段階では、ウェブサイトや会合を通じ、实际的・効果的な情報と経験の交換を行うために設立される」とされていることが確認された。
- ・メンバーがウェブサイトを通じ、特に情報・意見交換等に関し、互いに協力し合うことが必要であることが合意された。
- ・定期更新やホットトピックスを随時アップすること等を通じて、ウェブサイトを活性化させ、インパクトを持たせる必要があるとの意見があった。

## 4. 今後の展開

- ・次回会合は 2009 年 10 月後半に韓国の KMI のホストにより開催されることとなった。

- ・ WOC 2009 か EASC 2009 のどちらかで OPINEAR の活動について発表をしてはどうかとの意見があったが、これについては、事務局が検討し追って提案することとなった。

付録 1—第 1 回出席者リスト

**OPINEAR Tokyo Meeting  
Participation List**

	Institution	Name	Designation
1	The Center for South East Asian Studies Indonesia	Dr. Hashim Djalal	Director
2	China Institute for Marine Affairs State Oceanic Administration China	Dr. Zhang Haiwen	Deputy Director General
3	China Institute for Marine Affairs State Oceanic Administration China	Mr. Qiu Jun	Research Fellow
4	Coastal and Ocean Policy Research Department Korea Maritime Institute Republic of Korea	Dr.Dong-Oh CHO	Director
5	Korea Dokdo Research Center Korea Maritime Institute Republic of Korea	Mr. Kyung Shin KIM	Senior Researcher
6	Maritime Institute of Malaysia Malaysia	Prof H.M. Ibrahim	Director of Research
7	S.Rajaratnam School of International Studies Nanyang Technological University Singapore	Dr.Robert C Beckman	Adjunct Senior Fellow
8	S.Rajaratnam School of International Studies Nanyang Technological University Singapore	Mr. Kwa Chong Guan	Head of External Programmes
9	Ocean Policy Research Foundation Japan	Masahiro Akiyama	Chairman
10	Ocean Policy Research Foundation Japan	Hiroshi Terashima	Executive Director
11	Resource Person	Chua Thia-Eng	Former Regional Programme Director, PEMSEA

**OPINEAR Tokyo Meeting  
Agenda**

**Day1 : February 28<sup>th</sup>, Thursday**

- 09 : 00—09 : 10      Welcome Remarks, Mr. Hiroshi Terashima,  
Executive Director, Ocean Policy Research Foundation
- 09 : 10—09 : 30      Opening Address, Mr. Masahiro Akiyama  
Chairman, Ocean Policy Research Foundation
- 09 : 30—09 : 45      Nomination of Chair and Co Chair  
Adoption of agenda

**Session 1: Presentation by participating institutes**

**Each institute will have 30 minutes for its presentation.**

- 09 : 45—10 : 15      Ocean Policy Research Foundation ( Japan)
- 10 : 15—10 : 45      Center for South East Asian Studies ( Indonesia)
- Coffee Break
- 11 : 00—11 : 30      China Institute of Marine Affairs (China)
- 11 : 30—12 : 00      Korea Maritime Institute (Republic of Korea)
- Lunch Break
- 13 : 00—13 : 30      Maritime Institute of Malaysia (Malaysia)
- 13 : 30—14 : 00      S. Rajaratnam School of International Studies (Singapore)
- 14 : 00—14 : 30      Questions and Answers
- Coffee Break

**Session 2: Discussion on the role of ocean policy institutes**

- 15 : 00—17 : 00      Free Discussion
- 17 : 30—19 : 30      Reception

**Day2 : February 29<sup>th</sup>, Friday**

**Session 3: Possibilities and prospects for an ocean institute network**

- 09 : 00—11 : 15      Free Discussion
- Coffee Break
- 11 : 30—12 : 00      General Overview
- 12 : 00                  Closing Address, Mr. Masahiro Akiyama  
Chairman, Ocean Policy Research Foundation

付録3—第2回出席者リスト

**OPINEAR Kuala Lumpur Meeting  
Participation List**

	Institute	Name	Designation
1	Center for South East Asian Studies (CSEAS)	Prof. Dr. Hasjim DJALAL	Director, CSEAS
2	Korea Maritime Institute	Dr. LIM Chin Soo	Director, Planning and Coordination Division, KMI
3	S Rajaratnam School of International Studies (RSIS),	Prof. Robert C BECKMAN	Associate Professor, Faculty of Law, National University of Singapore (NUS)
4	Nanyang Technological University	Mr. KWA Chong Guan	Head (External Programmes), RSIS
5	Maritime Institute of Malaysia (MIMA)	Dato Cheah Kong WAI	Director General, MIMA
6		Prof. Capt. Dr. Mohd. IBRAHIM Hj. Mohamed	Director of Research, MIMA
7		Mr. Mohd Nizam BASIRON	Research Fellow, Head, Center for Coastal and Marine Environment, MIMA
8		Mr. TAN Kim Hooi	Senior Researcher, MIMA
9		Ms. Siti Nazatul IZURA	Researcher, MIMA
10		Mr. Kevin HIEW Wai Pang	Manager, Peninsular Malaysia Seas Programme, WWF-Malaysia (as a member of MIMA member)
11	Ocean Policy Research Foundation (OPRF)	Mr. Hiroshi TERASHIMA	Executive Director, OPRF
12		Mr. Takashi ICHIOKA	General Manager, OPRF
13		Dr. Fengjun DUAN	Research Fellow, OPRF
14		Dr. Kanae KOMAKI	Research Fellow, OPRF
15		Mr. Tetsuo KOTANI	Research Fellow, OPRF
16		Dr. Yinji LI	Research Fellow, OPRF
17	Resource Person	Dr. CHUA Thia-Eng	Former Regional Programme Director, PEMSEA
18	Observer	Prof. Raphael P. M. LOTILLA	Executive Director, PEMSEA Resource Facility (PRF)

**OPINEAR Kuala Lumpur Meeting**

**Agenda**

- 0900—0930 Registration**
- 0930—0940 I: Opening Session**
1. Election of the chairman and co-chairman of the meeting
  2. Opening Remarks
- 0940—0945 II: Adoption of Agenda
- 0945—1000 III: Organizational Matters**
1. Chair's Report of the Tokyo Meeting
  2. Confirmation of establishment and official name of the network
- 1015—1230 IV: OPINEAR Activities**
1. Proposals on OPINEAR activities by member institutes (15m each)
  2. Discussion
- 1230—1400 Lunch**
- 1400—1440 V: New Membership**
1. Discussion on new membership procedure
  2. Presentation by new members
- 1440—1600 VI: Establishment of OPINEAR Website**
1. Presentation
  2. Discussion
- 1600—1630 VII: Next Meeting (Date(s), Venue)**
- 1630—1645 VIII: Others**
- 1645—1700 Closing Session**
- 1700 Adjournment**

## 第6章 その他の国際会議への参加

### ① 2008 厦門国際海洋週間 (2008 World Ocean Week in Xiamen)

「厦門国際海洋週間 (World Ocean Week in Xiamen)」は、地球規模での地域協力を実現するため、かつ、海洋に関する政策決定を行ううえで必要な社会科学、科学技術、教育分野等他分野との連携を図るための議論の場として2005年に開始された。本年度は、「海洋環境保護の意識をもった文明の促進 (Promoting Marine Ecological Civilization)」というテーマのもと、中国国家海洋局(以下、SOA)、UNDP (国連開発計画)、厦門市人民政府、PEMSEA(東アジア海域環境管理パートナーシップ)主催で開催される。厦門国際海洋週間は、国際海洋フォーラム、海洋をテーマにした博覧会、海洋文化に関するイベントにより構成されている。特に、本年度の国際海洋フォーラムには、UNDP、UNEP (国連環境計画)、UNESCO (国際連合教育科学文化機関)、NOAA (アメリカ海洋大気圏局)、SETPC (中欧技術促進センター)、PEMSEA 等国際機関参加のもと、海洋生態系・環境の保護のための政策とその促進について積極的に議論される予定である。昨年の参加者数は、33カ国の政府代表者、7つの国際機関、有識者、中国国内の地方自治体、一般市民を含め約500名が参加した。

#### 1. 会議概要

- ・日時：2008年11月7日(金)
- ・場所：中国厦門市マンダリンホテル

#### 2. 会議の内容

マンダリンホテルにおいて、9時よりフォーラムが開催された。まず、アモイ市人民政府の副市長 Pei Jinjia 氏を議長にむかえ、市長 Liu Cigui 氏より開会の挨拶が述べられ、引き続き、中国国家海洋局代表 Chen Lianzeng 氏、UNDP 中国の Guo Yinfeng、PEMSEA の Raphael P.M.Lotilla 氏が来賓の祝辞を述べた。

第1セッションでは、「海洋生態系の現状と適切な政策の構築」というトピックのもと、SOA が海洋保護区設置を中心とする今後の中国海洋政策について、UNEP が、2010年ー2013年中期戦略について (MTS)、NOAA (米国海洋大気庁) が、2009年から実施予定の気候変動に関連した計画について、他に PEMSEA、SIWI (ストックホルム国際水協会) 等、主に各機関の今後の実施計画の内容について発表がおこなわれた。SIWI プロジェクト管理者 Jakob Granit 氏は、EU (欧州連合) とバルト海地域プログラムを事例に、水管理・開発の重要な地域経済枠組みについて発表したが、興味深いことに、EU とその近隣国間では、膨大な情報を管理する「Information and Communication Technology (ICT)」とよばれる WEB を利用し、社会ネットワークを構築していた。

第2セッションでは、「市における海洋生態環境の向上方法」というトピックのもと、地域プログラムが紹介され、情報のシェアがおこなわれた。まず、アモイ市副市長 Pei Jinjia 氏から、「海洋環境保護の意識をもった文明の促進 (Promoting Marine Ecological Civilization)」実行のための行動計画が発表された。第1の目標として、海洋と沿岸域のゾーン管理の強化、海洋資源の持続可能な利用と生態系環境の効果的な保護を促進すること、第2に、海洋環境の向上を実行し、調和した美しい海洋環境を構築することが述べられた。第1の目標を達成するための行動計画は、①海洋保護と開発を確実にするための計画をたてる。②実質的な規則を制定し、法律に基づき海洋を管理する。③科学的・技術的サポートシステムを構築し、海洋管理を強化する。④海洋管理の調整機能を強化し、共通の海洋法を執行する。⑤海洋管理について、国際的かつ地域的協力を強化する、等である。第2の目的を達成するために、①海洋環境を保護する環境汚染コントロールを促進する。②湾地域の総合的な技術革新を実行し、美しい生活環境を構築する等である。

米国チェサピーク・メリーランド州課長 Matthew J. Fleming 氏からは、チェサピーク湾の特異性、再生プログラム、プログラム実行過程で難しかった点、今後の課題等が紹介された。チェサピーク湾の再生プログラムは、栄養分と堆積物が水質を悪化させていたため、海洋生物資源を保護するために水質を向上・維持し、人間の健康を守ることを目標に開始された。そのために、新しい水質基準を設定したが、管理海域が広がったこと、150もの河川等が湾に流れ込んでいること、さらに流域には1,500万人の人々が住んでいたことがプログラム実行をさらに困難にさせていた。そこで、流域レベルでクリーンアップ戦略を実行し、1983年のプログラム実行開始から湾や河川の状態は格段に向上した。今後は、どの地域でどんなアクションが必要なのか、限られた予算を最も効果的に利用することが必要であると述べられた。

カナリア諸島自治省の前大統領 Lorenzo Olarte Cullen 氏からは、人間活動と海洋システムについて発表がなされた。他に、UNDP/GEF 中国・黄海プログラムマネージャー Jiang Yihang の発表では、漁業、養殖、生物多様性、海洋汚染等に関連したプロジェクトの実施について、生態系ベースの管理計画が紹介された。SOF からは中国南東部の沿岸域における生物多様性の管理についてプレゼンがおこなわれた。

第3セッションでは、まず、「海洋生態系管理」というトピックのもと、Biliana Cicin-Sain 教授から、「海洋・沿岸・島嶼に関するグローバルフォーラム」の紹介と、ハノイ会議の報告がなされた。ハノイ会議では、気候変動、沿岸域統合管理、漁業と養殖、海事輸送、能力開発等12の政策について議論された。今後は、気候変動を考慮にいた海洋アジェンダの構築が必要であると述べた。次に、中国科学院の Su Jilan 氏からは測深学とエコ地域について、東シナ海の漁場とアラスカのエコ地域を事例に、生態系ベースの海洋管理について発表された。ワーゲンゲン大学教授 Ekko C. van Ireland 氏は、漁業資源の乱獲や、生態系の破壊を予防するためには、オープンアクセスによる漁業活動を制限するための国際的なシステムが必要であると述べた。また、TAC (漁獲可能量)・ITQ (譲渡可能個別割



当制)の有効性についても言及した。オランダ・ライデン大学教授 Gerard A. Persoon 氏からは、アリューシャン列島と北シエラマドレ自然公園、ワッデン海の Co-management (共同管理)を事例として、沿岸域管理のコンフリクトと協力について発表がされた。

次に、「地球気候変動と海洋生態系の保護」というトピックのもと、NOAA、中国科学院、UNEP、EATRO (研究および技術組織の欧州協会)から、気候変動に関する発表がなされた。

最後に、Dr. Chua Thia-Eng 氏が以下のとおりフォーラムのまとめをおこなった。今回のフォーラムの発表テーマは主に、①生態系ベースの管理、②気候変動、③生物多様性、④沿岸域および海洋のガバナンス、⑤漁業における国際協力、⑥海洋科学調査、⑦海洋資源をめぐるコンフリクト問題にわけられる。生態系ベースの管理については、よりいっそうの政府の努力、総合的なアプローチ、あらゆるレベルでの生態系ベースの管理が必要である。気候変動では長期的な管理、政治的かつ市民の啓蒙活動、さらなる行動計画とその実施が必要である。生物多様性については、国家・地域レベルでの統合管理が必要である。ガバナンスについては、多様な利用によるコンフリクトを解決するために、境界管理、地域管理をさらに推進していく必要がある。国際協力については、国連がイニシエイティブをとる必要があり、モニタリングや報告システムの実行が求められる。さらにこれらの海洋問題を解決するためには能力開発が欠かせないと結論づけた。

### 3. 所感

既に述べたとおり、アモイ市は、1994年に開始した PEMSEA (UNDO/GEF プログラム)の最初のパイロットサイトであり、ICM フレームワークのもと、海洋汚染の削減と同時に、地域開発がおこなわれてきたといえる。そのため、しばしば、アモイ市の事例は、地方自治体を中心となって実施した ICM の成功事例ではなく、UNDP/GEF というドナーが実施した開発途上国における開発協力の事例だといわれる。また、トップダウンシステムをもつ共産主義のため、ICM の実施は容易であったとも指摘されている。一方、政治的、経済的にすでに成熟した日本社会において、将来どのように ICM を実行していくのか、アモイ市の事例についてさらに分析する必要がある。

## ② 2012 海洋目標：欧州海洋戦略と公海における課題 (2012 Marine Targets: European Marine Strategy and Issues in the High Seas) セミナー

フランスは、2008年後半7月1日より、12回目となる欧州連合 (EU) 議長国に就任し、在任期間中、すべての閣僚理事会で議長を務める。そこで、EU 議長国体制のもと、フランス・ブレストにおいて、「2012 海洋目標：公海における欧州海洋戦略と課題」というテーマで、エコロジー・エネルギー・持続可能・空間計画省 (Ministry of Ecology, Energy, Sustainable Development and Spatial Planning)、国立海洋開発研究所

(Ifremer)、海洋保護区庁 (Marine Protected Areas Agency) 主催により、セミナーが開催された。セミナーは、(1)「海洋戦略指令(Marine Strategy Directive)により定義された Good Environmental Status (GES)」、と、(2)「公海上における課題」、の2つのトピックにより構成された。セミナー発表者は、欧州委員会環境理事会、国連海事海洋法課 (UN/DOALOS)、国連環境計画 (UNEP)、国際海事機関 (IMO)、国連食料農業機関 (FAO)、バルト海洋環境保護委員会 (HELCOM)、北東大西洋の海洋環境保護のための条約 (OSPAR)、国際海洋探査委員会 (ICES)、グローバルフォーラム事務局、国際自然保護連合 (IUCN) 等国際機関、政府間組織をはじめ、アソーレス大学 (ポルトガル)、バルセロナ大学 (スペイン)、ブリティッシュコロンビア大学 (カナダ)、フライブルグ大学 (ドイツ)、エクセター大学・ヨーク大学 (英国) 等学術機関も参加した。

## 1. 会議概要

- ・日時：2008年12月8日(月)～12月13日(土)
- ・場所：フランス・ブレスト オーシャノポリス

## 2. セミナーの内容

### (1) 12月9日 11:30～21:30

セミナー会場となった Oceanopolice において、参加者登録、記者会見、ウェルカムランチ終了後午後1時よりセミナーが開始された。セミナーは、①開催挨拶、②公海上の課題に関する国際的対話状況、③「海洋戦略枠組み指令」の大きく3つのセッションで構成されており、まず、開催場所である Oceanopolice の代表 Celine Liret 氏、フランス大西洋地区担当の副海軍大将 Ann Francois 氏、エコロジー・エネルギー・持続可能開発・国土整備省 (MEEDDAT) の水・生物多様性部局長 Judith Jiguet 氏より開催の挨拶がおこなわれた。Judith Jiguet 氏は、今回のセミナーの目的が、情報のシェア、諸外国とのより一層の協力体制の構築、公海上の情報データベースの作成であると述べた。

第2部の公海上の課題セッションでは、6人のスピーチがおこなわれた。まず、Biliana Cicin-Sain 教授から、「海洋・沿岸・島嶼に関するグローバルフォーラム (以下、グローバルフォーラム)」の活動紹介と、11月3～5日に開催されたシンガポールでの作業部会の報告がなされた。グローバルフォーラムでは、生態系に基づく管理と気候変動を考慮にいれた海洋政策を目指しており、その手段としてシンガポール作業部会では、沿岸域統合管理と海洋空間管理の必要性が議論された。これらを実施するために、クロスセクトラルアプローチ (異なる分野の歩み寄り) や、地域の特性に応じたマッピング作成の重要性が強調された。

次に、フランス持続可能開発および国際関係研究所 (IDDRI) の Lucien Chabason 氏より、モナコ作業部会 (プリンスアルバート2世・オブ・モナコ財団) における主な協議内容について報告がなされた。本作業部会では、①科学の位置づけ、②現在の法的・機関的

枠組み、③新しい手段の必要性、④気候や森林といった地球公共財の利用経験から学ぶこと等 4 つの課題のもと、i) 生物多様性消失、ii) 国際的共通指針の策定、iii) 緊急対処を要する海洋活動、iv) 国際海洋法条約実施に関する議論、v) 科学と意思決定間の関係の見直し、という 4 つの作業部会がおかれた。Lucien Chabason 氏は、公海上の生物多様性のガバナンスに関して、国際海洋管理体制の構築 (Beyond national jurisdiction) の必要性を述べた。

3 番目の講演者 IUCN の Kristina Gjerds 氏は、公海上のガバナンスの弱さ (プログラム実施能力・法的執行力の弱さ、意思決定プロセスの不備、分野的アプローチ) を強調した。また、ドイツ政府が公開上の利用・管理を目的とした海洋政策「New High Seas Initiative」について、顧問委員会 (Advisory Board)、科学委員会 (Science Board)、科学チーム (Scientific team) が設置されたことが報告された。最後に、オサガメ (Leatherback turtle) の保全活動が紹介され、国際協力・協調、生態系に基づく管理、予防的アプローチ、透明等の必要性を訴えた。

4 番目の講演者フランス Ifremer の Daniel Desbruyeres 氏は、深海底の生態系と生物多様性に関する先行研究、特に海山 (seamounts)、深海サンゴ (deep coral)・冷水サンゴ (cold coral)、冷水湧出域 (cold seeps) を整理した。最後に、深海は化学合成細菌に基づく管理が必要と述べた。

5 番目の講演者スペイン・バルセロナ大学環境科学技術研究所 Sybille van den Hove 氏は、公海上の人間活動のうち、特に社会科学的影響について報告した。具体的には、深海漁業、石油・ガス採掘、海洋深層水の利用・開発、深海鉱業、パイプライン、ケーブル、炭素隔離の利用が与える影響について発表し、最後に OSPAR 地域のマッピング活動を紹介した。

6 番目の講演者 FAO の Jessica Sanders 氏より、公海上の深海漁業管理のための国際ガイドラインについて報告がなされた。世界における深海漁船数は 285 隻 (2006 年) で、漁獲高は 25 万トン (2006 年) である。深海生物は、生産性が低いが寿命が長いのが特徴で、延縄漁業、トローリング、刺網漁業にて捕獲されている。FAO では、食料の供給と、地域漁業管理機関 (RFMOs) の活動促進を目的に、深海漁業に関する国内管轄権を超えた国際ガイドラインが 2007 年 8 月に採択された。また、脆弱な海洋生態系 (VMEs) 地域のマッピング作成もおこなわれている。

次に第 3 部「海洋戦略枠組み指令」では、7 人の講演がおこなわれた。まず、欧州委員会環境委員長 Peter Gammeltoft 氏より、今年 6 月に採択された「海洋戦略枠組み指令」について全体レビューがなされた。「海洋戦略枠組み指令」とは、人間経済活動と生態系の保全を両立させ、欧州海域における GES の達成を目的とする。欧州委員会がこれまでに採択した、「生息地指令」、「水枠組み指令」、「共通漁業政策」等と深く関係しており、2009 年には、海洋戦略調整グループの設置や、水情報システムの構築が予定されている。

2 番目に、フィンランド環境局 (SYKE) Anna-Stilina Heiskanen 氏より、「水枠組み指

令」から得た教訓について報告がなされた。「水枠組み指令」と「海洋戦略枠組み指令」との間には共通点が多いが、前者は1海里内の水域を対象としているのに対し、後者は1海里以上の水域を対象としている。両者において、GESの定義に一貫性をもたせること、モニタリング活動の充実、パンヨーロッパ的アプローチと調和の必要性が述べられた。

次は、欧州における4つの地域協定、HELCOM、オスパール条約、黒海委員会、バルセロナ条約より活動内容が報告された。バルト海では、富栄養化、有害物質による汚染、生物多様性の減少、海事活動による影響等問題を抱えており、2007年に大臣級レベルで行動計画が採択された。また、HELCOMと欧州連合の協定が推し進められている。オスパール条約は、北東大西洋の海洋環境保護のための条約である。国際海洋探査委員会（ICES）とともに水枠組み指令の実施に努め、ボン条約（移動性野生動物の保全に関する条約）とも活動をおこない、危険物質の生態系への影響の削減、油流出、海洋投棄、外来侵入種、気候変動問題にも取り組み、GESに向けた作業を実施している。黒海委員会は、黒海における汚染を防止するための委員会で、汚染者負担の原則、持続可能な農業活動の推進、富栄養化の削減を目指しており、そのためには沿岸域統合管理が必要であるとしている。バルセロナ条約では、フランスにBlue Planと呼ばれる沿岸域統合管理計画があり、また、国連工業開発機構（UNIDO-ICS）とも共同プロジェクトを実施している。他にも、MED POL（The Programme for the Assessment and Control of Pollution in the Mediterranean region）プログラムや、SPAMIs（Specially Protected Areas of Mediterranean Importance）について紹介された。

7番目の講演者、欧州連合との共同研究所（JRC）のWoultter van de Bund氏は、「Clean, healthy and productive ecosystem」と定義されたGESの実現にむけて、基準と方法論の確立が必要であると述べた。また、水枠組み指令との一貫性や沿岸域統合管理の必要性も加えた。

## （2）12月10日 9:00～19:00

セミナー2日目は、「公海」と「欧州海洋戦略」の2つのワーキングショップが同時に別々の場所で開催された。「公海」ワーキングショップは、①「現在の課題：漁業と海上運送に係る特別な関心」、②「将来のための資源：鉱物、遺伝資源、新展望」、③「公海上における生物多様性のマッピング：天然資源、モデル、ホットスポット」、④公海上における生態系のマッピング：生物学的な特徴の確認」という4つのセッションにわけて実施された。

第1セッション前半の漁業部分では、3人のスピーチがおこなわれた。まず、FAOのMarc Taconet氏より、公海上の漁業と情報システム構築について報告がなされた。FAOでは、統合的漁獲情報システム（ICIS）、漁業資源モニタリングシステム（FIRMS）の構築を推し進めている。次に北東大西洋漁業委員会（NEAFC）のKjartan Hoydal氏より、北大西洋公海上における漁業活動のマッピングが報告された。マッピングの目的は、脆弱な海底生息地を保護するため、禁漁区・休漁区を設置することであり、2005年より5つの地域で

漁業活動が禁止されている。3番目に、フランス海洋開発の **Benoit Caillart** 氏からは、欧州加盟国の欧州海域外の漁業活動について報告がなされた。主な課題は、資源の保全、混獲、絶滅危惧種の保護、脆弱な生態系の保存があげられる。そのためには、現存する規則の執行、違法・無報告・無規制の漁業 (IUU) 取締りのための国際的協力が必要であると述べた。

第1セッション後半の海上運送部分では、まず、IMO の **Natalia Martini** 氏より、公海保護のため IMO が果たす役割について報告がなされた。船舶による汚染防止のための国際条約 (MARPOL) 付属書 I、II、V 及び VI には、「特別地域」が定義されている。特に、付属書 I、II、V には、特別敏感地域 (PSSA) に認定されるための手続きが記載されており、海洋環境保護委員会 (MEPC) において決定され、現在は 12 箇所が指定されている。公海上の PSSA は誰が管理するのかが今後の課題となる。次に、欧州共同体船主協会 (ECSA) の **Xavier Guerin** 氏より、欧州海運の予定航路について報告がなされた。エネルギー (石油、ガス) 輸送ルートは、主に中東・アフリカ-ヨーロッパ間ルートと、ケープ航路である。物資運送ルートは、ヨーロッパ-オーストラリア、ヨーロッパ-アフリカ、ヨーロッパ-南アメリカルートが主である。世界貿易ルートは、ヨーロッパ-アジア、ヨーロッパ-北アメリカ、ヨーロッパ-カリブ諸国、ヨーロッパ-南アメリカ、アジア-アメリカ間ルートとなっている。客船航路は、ヨーロッパ-北アメリカ、地中海、太平洋、北海等地域交通がある。航路は、危険地帯の発生やモーターウェイの構築により変化すると述べた。また、北極航路開発について欧州連合では現在のところ開発等のプロジェクトはおこなわれていないと報告された。

第2セッション「将来のための資源：鉱物、遺伝資源、新展望」では、3人の報告がおこなわれた。まず、Ifremer の **Sophie Arnaud** 氏より、公海における生物資源探査の特許、特に海洋遺伝子の特許について報告がなされた。現在 5 つの国が 194 種類の生物資源について特許を得ているが、これは、全体の 90% にあたり、生物資源探査やバイオテクノロジーの発展は計り知れない可能性をもっていると述べた。次は、国際海底機構 (ISBA) の **Michael Lodge** 氏より、ニッケル、銅、石炭等の採鉱活動について報告がなされた。一度破壊された底生生物の生態系を復活させるには時間がかかるため、保護区を設定すべきであるが、そのためには、最初に明確な保全目標をたてること、クロスセクトラルアプローチの必要性、既存の法律・規則を遵守すること等述べられた。3番目の、フランス海洋保護区庁 **Pierre Watremez** 氏は、公海における新しい海洋エネルギー、具体的には、波力発電、潮力発電、化石エネルギー (天然ガス、超深海底石油)、鉱物資源 (コバルト) の利用や深海漁業について報告がなされた。今後、海底資源の利用はますます増加する可能性があるが、利用と保全のバランス、予防的原則、生態系をベースとした管理が必要であると述べた。

第3セッションでは、公海上のマッピングについて報告がおこなわれた。ブリティッシュコロンビア大学の **William Cheung** 氏は、気候変動シミュレーションを使って公海上の

生態系（魚類、無脊椎動物、海棲性哺乳動物、海洋は虫類、の生息地）の変化を予測した。その結果、気候変動は特に高緯度の熱帯地域において種の豊富さ（species richness）の変化が大きいと結論付けた。次に、フライブルグ大学（ドイツ）の Kristin Kaschner 氏より、現在及び将来の気候シナリオを基に海棲哺乳動物の多様性のホットスポット（保護すべき重要地域）に関して報告がなされた。まだサンプリングされていない地域が多く残されており、今後は、RES（分解）モデリングや Aquamaps を利用して、種が豊富な地域の特定や気候変動の影響を 2050 年まで予測することになっている、と報告した。3 番目は、エクセター大学（英国）のグリーンピース研究室より Paul Johnston 氏が、グリーンピースが現在推し進めている公海上の海洋保護区（MPA）世界ネットワーク構築に関して報告がなされた。外洋性の大型動物相や海山（太平洋に 50,000 個、世界に 100,000 個存在している）は特異性があると同時に脆弱であり、公海上の野生生物は危機的状況にある。そこで MARXAN と呼ばれる保全計画のためのソフトウェアを使用し、ネットワークデザインを構築中であると述べた。4 番目にはヨーク大学（英国）の Callum Robert 氏より OSPAR 地域における MPA 設置の可能性について報告がされた。生物やその生息地が減少しているところ、重要な生物やその生息地、生態学的に重要なところ、海山等を MPA として設置すべきと主張した。問題点として、データ不足、大陸棚の延長が決定されていない旨指摘した。

第 4 セッションでは、公海上の生態系におけるマッピングについて、5 人のスピーチがおこなわれた。まず、海洋保全生物学協会（MCBI）の Jeff Ardrone 氏より、MPA に設定すべきエリアの選定基準として、生物多様性条約（CBD）の付属書 と、IMO の VMEs をあげた。選定順序として、まず、オービスデータ（104,000 生物種 16,4 百万個の記録）をもとに候補地となるエリアを選定・分類をおこない、最後に情報の統合をおこなうというものだが、ここには、情報の結合やデータの不確かさ、データ不足等の問題点があると指摘した。第 2 発表者、フランス研究開発研究所（IRD）の David Kaplan 氏からは、MPA に関して、陸上生物生息地地図から作成された陸上動物の保護区計画アプローチが沿岸域にも適用できた事実をもとに、同様に公海上（インド洋）に MPA をアプローチする試みが発表された。引き続き、フランス海洋保護区庁 Frederic Quemmerais 氏より、OSPAR 地域を事例に、外洋性データと海洋底データの結合に関して、フランス海軍水路海洋局（SHOM）の Jean-Luc Deniel 氏より測深学について、UNEP-WCWC の Colleen Corrigan 氏より情報・データ・知識の共有についてそれぞれ簡単に報告がなされた。

### **（3）12月11日 9:00～14:00**

IMO の Natalia Martini 氏より、「公海」ワークショップのまとめがおこなわれた。公海では現在、生物探査、深海底採鉱、メタンハイドレート開発、深海漁業、気候変動緩和方法（炭素隔離、海洋肥沃化）等、さまざまな利用やアクションがおこなわれている。しかし、それらの活動の恩恵や逆に生態系に与える影響については、不明な部分やその知識にもギャップ

が存在している。さらに、これらの管理は分野的なアプローチのままである。そのため、科学的知識をさらに習得すること、予防的アプローチ（深海漁業）、統合的アプローチ、協調・協力が今後ますます必要となる。そして地球レベル（国連や CBD）の枠組みのもと、北西大西洋等地域レベルをテストケースとして試みを開始し、それを他の地域に広げていく試みが求められている。第 1 段階として、地域レベルのサイトの選択方法については、CBD の付属書 の基準を用いる。これは、1) 特異性/希少性、2) 種の生活史にとって特に重要、3) 種やその生息地が脅かされている、絶滅しかけている、又は減少している、4) 無防備、脆弱、過敏又は回復が遅い、5) 生物学的に生産性が高い、6) 生物多様性、7) 自然のままである場所、となっている。第 2 段階として、得られたデータの活用方法について、i) 全てのソースから得た情報を結束させる、ii) アナログ、デジタル、その他代用できるものを用いて情報のギャップを埋め、ピクチャーを完成させる、iii) 多層性の地図データベース（GIS）を使用する、iv) ステークホルダーにその利用を可能にさせる、v) S 社会を引きこむことが重要である、とまとめた。

### 3. 海洋保護区庁訪問

セミナー終了後、2007 年にブレストに設置された海洋保護区庁へ訪問し、フランスの海洋保護区政策について聞き取り調査を実施した。海洋保護区庁は、2006 年に制定された「国立公園・海洋自然公園及び地方自然公園に関する法律」の下、エコロジー・エネルギー・持続可能開発及び国土整備省の外局として設置された。上記法律で定義されている MPA のタイプは、ナチュラ 2000 のサイト、自然保護区、海洋自然公園、国立公園、沿岸域保全整備機構の管理化にある公共海事財産、ビオトープ保護令に指定された場所、海外領土に設置されている保護区等があり、将来は、海棲哺乳動物保護区や、休漁区/禁漁区も MPA に加えられる予定となっている。

海洋保護区庁の短期目標の一つは、2012 年までに 10 個の海洋自然公園を設置することである。設置過程は、まず、1) 3 種類のマッピングを作成し、2) そのマッピングより経済的、生態的に重要地域を選定し海洋自然公園の範囲を決定する、そして、3) 管理するステークホルダーを選出する。これらの過程を経て、2007 年ブレスト沖に最初の海洋自然公園であるエロイズ海洋自然公園が設置された。

フランスの海洋自然公園の特徴は、あらゆる人間活動が許されており、ステークホルダー自らが管理を実施する区域であり、トップダウン・一方的に設定された人間活動が制限された自然保護区ではなく、あくまでも人間経済活動と生態系保護との両立を目指しているところである。将来、海洋自然公園の中に、人間活動が制限された自然保護区の設定も可能であるが、これは、その海域を利用するステークホルダー自らの決定により設置されることになっている。

#### 4. 所感

3日間のセミナー参加者は、29カ国200人以上と発表された。日本人の参加者は筆者1名、アジアからは他香港1名、韓国1名と合計3名であった。今回のセミナー主催者の一つである海洋保護区庁によると、今回のセミナーの目的は、情報の収集とシェアであることを強調していた。ただ、情報収集は、集めた情報から地域の特性を把握し（マッピング）、優先的に管理する対象や管理地域、管理方法（誰が、どうやって）を決定するためにすべきことであり、ただ単に集めてシェアすることが目的ではない。フランス海洋保護区庁のMPA政策にもみられるように、3種類のマッピングを作成し管理地域、つまり海洋自然公園となるエリアを決定している。その管理システムは、人間活動を排除・制限しているものではなく、生態系保護と経済の発展の両立を図ろうとしているところに特徴がある。つまり、生物・生息地・生態系の保護・保全を目指すと共に、利用者の調整（開発含めて）も目的としている。海洋自然公園とは、（人間活動を排除し、自然を手付かずの状態を残す）MPAではなく試験的な管理地域ともいえる。今後の動向を引き続きフォローしたい。

### ③ 世界海洋会議 2009 (World Ocean Conference 2009)

#### 1. 概要

インドネシア政府は、2009年5月11日～14日の4日間、同国の北スラウェシ州・マナドで世界海洋会議 2009 (World Ocean Conference 2009) を開催する。同会議については、2008年10月に同国のリアウ諸島州・ビンタンで開催された「世界海洋会議 2009に関する国際円卓会合」及び2009年2月に米国・ワシントンDCで開催された「海洋・沿岸・島嶼に関するグローバル・フォーラム (Global Forum on Oceans, Coasts and Islands)」(以下「グローバル・フォーラム」という。) 運営委員会において、同国政府による説明があり、以下の通りその内容が明らかになっている。

世界海洋会議 2009 は、地球規模の気候変動が海洋に及ぼす影響と気候変動の緩和に対する海洋の役割について、共通の理解と強固なコミットメントを形成することを目的としている。政府間の会合が中心となっており、11日～12日には政府高官会合、14日には大臣級会合が開催される。大臣級会合では、政治的コミットメントとして「マナド海洋宣言」が決議され、公表される予定である。同宣言は、気候変動が海洋に及ぼす影響、気候変動の影響の緩和 (mitigation)、気候変動への適応 (adaptation) における海洋の役割、地域的・国際的な協力の可能性について述べるものとなる見込みである。

これら会合のほか、期間中には、展示会や科学者によるフォーラムが多数開催される。また、13日には民間セクターも参加するイベント「世界海洋政策の日」が予定されており、具体的には、グローバル・フォーラムを中心としてパネル・ディスカッション等の行事が企画される。



なお、15日には、コーラル・トライアングル・イニシアティブ（CTI）サミットが開催される。CTIは、インドネシア、マレーシアからフィリピンにかけての世界で最も生物多様性が豊かな海域とされる「コーラル・トライアングル」において、インドネシア・マレーシア・フィリピン、パプアニューギニア、東チモール、ソロモン諸島の6ヶ国が協力し貴重なサンゴ礁生態系の保全に取り組むプロジェクトである。インドネシアのユドヨノ大統領の提唱により2007年に関係国が合意し、同年9月のAPEC首脳会合で支持された。ADB（アジア開発銀行）がプロジェクトの実施に参画し、GEF（地球環境ファシリティ）が資金支援を行うこととなっている。また、米国やオーストラリアも支援を行っている。CTIサミットでは、関係国の首脳が一堂に会し、サンゴ礁、漁業、食料安全保障に関する行動計画を決定する予定である。

## 2. 会議の意義

世界海洋会議2009に向け、グローバル・フォーラムでは、気候変動と海洋との関係、特に、気候変動の緩和（mitigation）、気候変動への適応（adaptation）における海洋の役割について、実行可能性を考慮した政策的見地からの議論を重ねてきており、地球環境問題への国際的な取組みにおいて海洋政策が適切に位置づけられるよう求めている。世界海洋会議2009は、このような政策提言を関係国政府の大臣級メンバーによる政治的コミットメント「マナド海洋宣言」とすることを目指している。これまでグローバル・フォーラムという非公式な枠組みの中で議論されていた海洋政策の方向性が、世界規模の政府レベルの会議でオーソライズされることから、地球規模の気候変動問題との関連での海洋政策に関する国際社会の取組みが進展する契機となることが期待される。

また、同会議は、GEFやUNEP、UNDPなど、ドナー側の国際機関が参加することが見込まれていることから、今後策定される地球環境問題への対応の新たな枠組み（いわゆるポスト京都議定書）の中での海洋政策の具体化につながることを期待される。

さらに同会議は、東西5千kmに及ぶ広大な海域を擁する海洋大国であり、ASEANの盟主であるインドネシアが、コーラル・トライアングル・イニシアティブへの取組みでリーダーシップを発揮しているように、トップレベルのイニシアティブにより積極的に海洋政策に取り組んでいることを示すものであり、大いに注目すべき動きである。

こうしたことから、我が国としても、世界海洋会議2009に関連する取組みの内容や、同会議を契機とした世界的な新しい海洋政策の流れについて注視していく必要があると考える。



## 【参考資料】



資料 1 (海洋政策研究財団 訳) ※

「環境グルネル」会議

第 12 実行委員会「海洋および沿岸域の統合的管理」報告書

2008 年 7 月

---

※ 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

## 目次

1. 要約
  2. 海洋：フランスにとって重要な、経済・環境分野における課題
  3. 第 12 実行委員会：その任務、成員、背景
  4. 第 12 実行委員会の作業の総括
    - 総合的なアプローチ：戦略的なビジョンを策定すること、すべてのステークホルダーを意思決定と施策により関与させること
    - テーマ別のアプローチ：諸活動の管理を改善すること、諸活動の影響を削減すること
  5. 第 12 実行委員会の結論
  6. 第 12 実行委員会の提案
    - 法律上の提案
    - 規則上の提案
    - その他の提案
  7. 第 12 実行委員会の提言
    - 作業の継続
    - 海洋分野の環境税
    - 海洋管理のための資金調達
- 
- 付属書 1 実行委員会の任務
  - 付属書 2 「グルネル」の決定事項 — 第 12 実行委員会の提案内容
  - 付属書 3 第 12 実行委員会とその作業グループの成員
  - 付属書 4 法律案（2008 年 3 月 30 日版）
  - 付属書 5 遊漁憲章案

## 1. 要約

環境グルネル会議の実施措置のうち、海洋分野を扱うために設置された第12実行委員会（以下、COMOP 12）の作業は、2008年の1月から6月までの間に行われた。「グルネル」の決定事項に由来するこの任務を果たすにあたり、COMOP 12は、さまざまなレベル（国際レベル、地域レベル、EUレベル、国内レベル）がからむ海洋分野の複雑な法的背景を踏まえ、かつ、フランスの管轄する海域の広さ（世界第2位）、その独特な性格（当該海域の97%が海外の領土に位置する）、および各海外自治体に固有の地理的・制度的背景（海洋に関する行政権限の配分は自治体の種類によって異なる）を考慮して、検討を進めた。

COMOP 12の作業により、真に総合的なアプローチの採用に向けて、海洋および沿岸域の管理を再考することが急務であることが確認された。なぜなら、こうした総合的な取り組みこそが、海洋および沿岸域における人間活動の均衡ある発展、すなわち、人間活動が海洋環境全体におよぼす影響の抑制、海洋資源の持続可能な開発とその管理、同じ空間と同じ資源をめぐる競争する諸活動間に生じる恐れのある紛争の予防を同時に確保する唯一の手段であるからである。

かくして、COMOP 12は、いくつかの重要な課題を確認し、それを踏まえ、以下のような法律的次元の提案を行った。

- **戦略的な計画**：上記の管理アプローチを実施するには、諸活動の展開および環境保全のための基準枠組みとなる戦略的なビジョンと計画を、適切な地理的レベルで策定しなければならない。国レベルのビジョンは海洋・沿岸域戦略ガイドラインの形で、生態系管理レベルのビジョンは戦略計画（海洋管理の権限を有する行政当局が策定する）の形で示すことが考えられる。
- **ガバナンス**：公共財である沿岸域と海洋の管理には、公的・民間セクターのすべてのステークホルダーを関与させなければならないだろう。このガバナンスは、適切なレベルの管理機関によって確保する必要がある。それゆえ、国レベルでは国家海洋・沿岸域審議会（国家沿岸域審議会の後継機関）、戦略計画レベルでは海洋・沿岸域審議会を設置することが考えられる。
- **資金調達**：COMOP 12は、海洋管理資金を持続的に確保できるようにするほか、共同の施策およびプロジェクトのため、さまざまな担い手間で資金を共有するツールを備える必要があると主張し、海洋・沿岸域管理国家基金の創設を提案した。

また、COMOP 12は、環境グルネル会議の決定事項についての、さらに限定された領域を扱うための作業グループを設置した。ひとつは、漁業を対象とする作業グループである。このグループでは以下に関する実施案が準備ないし提案された。

- 遊漁：これに関して、COMOP 12 は、海釣り許可制度ではなく、遊漁者を律する憲章を通じて具体化する自発的な措置（有害物質の含有表示など）を推奨した。
- 持続可能な水産エコラベル制度

もう一方の作業グループは、海洋環境に対する人間活動の影響の削減をテーマとするものである。こちらでは、以下のことが確認された。

- 陸域活動の影響が大きいこと：ならびに陸域の水政策ツールにおいて海洋への配慮が不足していること。したがって、海洋の管理と陸域の水管理をより広範に統合する必要がある。ただしこれは、陸域の水管理を沿岸域の水管理にまで広げることに限定されるものではない。
- 施策にランク付けする必要性があること：海洋での活動の中には（あまり注目されていないが）大きな影響をおよぼすものがあり、こうした活動に対しては優先的な施策を講じなければならないと考えられる。

これらの問題の複雑さゆえ、COMOP 12 とその作業グループは、すべての作業で実施案を提示することはできなかった。それゆえ COMOP 12 は、例えば国家沿岸域審議会を枠組みとして、再度すべてのステークスホルダー（事業者、議員、NGO、国、専門家）を招集し、作業を継続することが必須であると判断した。その際には、海洋活動の環境影響への削減、環境税、そして、海洋管理のための資金調達が主たる検討事項となる。

## 2. 海洋：フランスにとって重要な経済と環境分野における課題

海洋と沿岸域は、フランスにとって重要な、環境および持続可能な開発の分野における課題である。というのも、フランスは、1100 万 km<sup>2</sup>を超える海域をその主権下または管轄下に置いているからである（世界第 2 位）。大半が海外の領土に位置するこの海域は、4 つの大洋に広がっている。

海洋および沿岸域の管理という課題（持続可能な資源管理、空間および資源の公平な配分、環境保護、その他）は、持続可能な開発アプローチによって、しかるべく対応しなければならない。沿岸地域の利用の拡大、沿岸域および海洋における活動の増大、かつては陸域で行われていた活動の海洋への進出（発電、鉱物資源の採掘、レジャーなど）、そして、利用者間の紛争の増加とそれに起因する圧力。これらの問題に対処するには、早急に、諸活動の個別的な管理から、より総合的な管理に移行する必要がある。こうした総合的な管理によって、個別のあらゆる課題、海洋と沿岸域のあらゆる課題とそれらの関係、そしてあらゆる活動とそれらの影響を同時に考慮しなければならない。

---

<sup>1</sup>全世界の国家管轄下にある海域の 10%近くに相当。





フランスの管轄下にある海域（出典 SHOM）

COMOP12「海洋および沿岸域の総合的管理」の任務は、環境グルネル会議の決定事項に由来するものが主であったが、国内レベル、EU レベル、国際レベルのあらゆる背景に留意するため、その考察の領域を広げざるを得なかった。それゆえ、COMOP 12 の提案は、グルネル会議で提起された、しばしばきわめて限定された領域の問題に比してスケールが大きく、かつ、そうした問題よりもずっと川上に位置する問題を扱っているように思われるかもしれない。このような限定的な問題から出発して、なぜ海洋・沿岸域政策の新しいアプローチを提案する必要性が生じたのかを本報告書に示す。

### 3. 第 12 実行委員会：その任務、成員、背景

COMOP12 は、環境グルネル会議の決定事項に基づいて、それを実行に移すための実施措置（法律、規則、その他）を策定することを任務として設置された。

#### 任務

Jérôme BIGNON に送付された 2007 年 12 月 26 日付の委任状に示された実施プログラムの概要は、付属書 1 に示す。

COMOP 12 は、次に掲げる事項についての提案を行うことを任務とする。

- 必要な法律および規則の準備
- 実施組織
- 必要な資金調達手段
- スケジュール案

- 担い手（場合により一般市民）を対象とする訓練、情報提供、動員

### 実行委員会の成員

当実行委員会を組織するにあたっては、法令の領域において権限を有していることが重視されたが、すべてのステークホルダーを加えることはできなかった。そこで、COMOP 12 に不足する技術的側面を補い、その検討領域を広げるため、作業グループが組織された。COMOP 12 の全体会議とその作業グループの成員は、付属書 3 に示す。

### 背景

「グルネル決定事項」に関する COMOP 12 の作業は、当然ながら、複雑かつ急速に変化しつつある海洋および沿岸域の法的背景を踏まえて行われた。考慮された主な背景要素は、以下の通りである。

- 国際的な取り決め（国連海洋法条約、国際海事機関を枠組みとして調印された各種の条約、地域レベルの海洋条約<sup>2</sup>、生物多様性条約など）
- EU レベルの法的枠組み：例えば、水枠組み指令（DCE）や「NATURA 2000」関連指令などであるが、このレベルの法的枠組みは、海洋戦略枠組み指令<sup>3</sup>（海洋環境に対する人間活動の影響を抑制するため、加盟国に、海洋エコシステムのレベルで海洋戦略の策定を課すもの）の発効により、2008 年から大きな変化を見せるはずである。
- 総合的な EU 海洋政策に向けた漸進的な進展（2006 年のグリーン・ペーパー、2007 年のブルー・ブック、そしてとりわけ最近欧州委員会が公表した「海洋政策の総合的アプローチのための基本方針」<sup>4</sup>）

また、COMOP 12 の作業は、沿岸域の総合的管理の促進に関する 2002 年 5 月 30 日の欧州勧告（フランスは 2004 年から実施している）の延長線上に置かれたものでもあった。

これらの文書および作業に鑑みて、また、COMOP 12 が行った検討から、環境のみならず経済・社会にも関係している海洋・沿岸域の問題は、整合性あるアプローチによって、総合的に扱わなければならないことは明らかである。

海洋のみならず国家行政組織に特有の制度的背景も、海外の領土が占めるきわめて重要な地位（というのも、フランスの管轄する海域の大部分は、海外の領土、とりわけ太平洋とインド洋に位置しているからである）とともに、COMOP 12 による特別な考察の対象と

---

<sup>2</sup> OSPAR 条約、バルセロナ条約、カルタヘナ条約、CCAMLR（南極の海洋生物資源の保存に関する条約）、ナイロビ条約、ヌメア条約

<sup>3</sup> 海洋環境政策分野における欧州連合の施策の枠組みを定める 2008 年 6 月 17 日の、欧州委員会から欧州議会・理事会に対する指令第 2008/56/CE 号（海洋戦略枠組み指令）

<sup>4</sup> 欧州委員会から理事会、欧州議会、経済社会評議会および地域委員会への伝達—COM (2008) 395、2008 年 6 月 26 日

なった。

まず海洋は、諸国家の法である国際法によって人類の共通財産であると規定されている。国際法に基づくフランスの義務は、関係する地域にかかわらず、すべての国民、公的セクター（国と地方自治体）および民間セクターを拘束するが、その遂行においては、関係する地方によって大きく異なる制度上の権限配分を考慮しなければならない。国は、本国および DOM（海外県）において、海洋分野の主たる公的アクターであるが、海洋に関する法律は、とりわけ太平洋の特定の自治体にとって、きわめて重大な役割を果たしている。

#### 4. 第 12 実行委員会の作業の総括

**総合的なアプローチ：戦略的なビジョンを策定すること、すべてのステークホルダーを意思決定と施策によりよく関与させること**

##### 戦略的な計画とガバナンス

COMOP 12 は、自らに与えられた任務を果たす上で、ガバナンスと戦略的な計画の問題が重要であると考えた。

具体的には、グルネル会議の決定事項によって提起された、限定的・個別的な領域の問題をばらばらに扱うのではなく、それぞれの領域で提起された問題を全体的に解決する方法をまず探るべきであることが確認された。COMOP 12 は、以下のような問題があると考えた。

- 活動アプローチに戦略性が不足している。そのため、問題（紛争、環境影響、資源の濫獲など）に備えるどころか、問題が現れてからようやくその存在に気づくことになる。
- ガバナンスが海洋問題に適合できていない（公的な空間と資源が問題なのに、その主要なステークホルダーが意思決定に常に参加しているわけではない）。
- 海洋での活動ならびに海洋に影響を与える陸域の活動において海洋への配慮が不足している（陸域に起因する汚染）。

こうして COMOP 12 は、真に総合的なアプローチを実施するための国家的な枠組みが現在存在しないこと、そして、こうした枠組みが存在しなければ環境グルネル会議によって提起された海洋および沿岸域に関する問題の多くが解決できないことを確認した。したがって、COMOP 12 は、その作業を、この国家的な枠組みに向けて集中し、このような枠組みの創出に寄与する法律的措置を提案することを優先目標とした。

これはガバナンスの問題だとも、補完性の問題だともいえるが、COMOP 12 は、その提案において、原則と基本方針のみを定めた国家的な枠組みを背景に、自分たちで目標を設定し、共同で選択を行う権限を、ローカル・レベルのステークホルダーに与えることにこだわった。

しかし同時に、COMOP 12 は、国と関係自治体が共同で施策を展開することを可能とするアプローチとツールを開発することにもこだわった。ローカル・レベルのステークホルダーが十分な手段を持っていないとすれば、連帯的なアプローチをとらなければならないだろう。このことは、扱うべき問題の重要性とその複雑性によって正当化されるはずである。

意見交換および作業によって得られた主な結論は、以下の通りである。

- 海洋のみならずそれと緊密な関係にある沿岸域の領域において、フランスの諸施策にとって基準となるような国家的枠組みを設けることが不可欠である。地理的状況は多様である（というのもフランスは、すべての大洋および緯度にわたる総面積 1100 万 km<sup>2</sup>を超える海洋を管轄下に置いているからである）。また、制度的状況も同様である（フランス本国および DOM では、国が海洋に関して多くの権限を有する。一方、仏領ポリネシアでは、当該権限は主に地方自治体が有する）。それでも、共通の管理原則を各地域に適用することはできるし、また適用しなければならないだろう。そして、それがどこであれ、共通の基本方針によって、海洋管理の責任を方向づけなければならないだろう。
- 海洋分野の実施措置の管理は、全国レベルでは意味をなさない。したがって、意味のあるレベルで実施しなければならない。COMOP 12 は、次の 2 つのレベルがとりわけ有意義であると考えた。
  - 「ファサード（沿岸地域）」レベル：これは、自然（エコシステム）と人的側面に留意して規定しなければならない（その管理が問題であるため）<sup>5</sup>。このレベルにおいてこそ、戦略的な目標（例えば上限基準や達成すべき最低基準）ならびに整合性のある管理方法（規制、調停、資源や空間の配分方法など）を定めることができる。
  - ローカル・レベル：これは、プロジェクトのレベルである。地域プロジェクト（一般的に陸域と海域の双方に関係し、地方自治体が主体となるもの）、総合管理または保護プロジェクト（海洋保護区など）、あるいは特定の活動に関するプロジェクト（海洋レジャー水域、風力発電サイト、漁区など）。
- 上記の各レベルについて、課題、優先順位、実施すべき施策、とるべき措置を共有するための戦略的ビジョンを定める。このビジョンは、全員が共有する個別活動の枠組みとならなければならない。これにより、利用者間の紛争および予定される活動の環境への影響（環境影響評価）や経済・社会への影響に備えることができる。こうした戦略的な計画を、すべての種類の実施措置の基準（空間計画、地方計画および分野別計画など）

---

<sup>5</sup> COMOP 12 は、この「ファサード」の範囲を規定しなかった。本国では、当然ながら、「エコリージョン」、および「海洋戦略枠組指令の「サブリージョン」と関連づけたものとなるだろう。海外の領土の場合も、この規定の仕方が多くの DOM にとって明快だと考えられるが、自治体の中には、より適切な範囲の規定を希望する可能性がある（例えば諸島単位など）。

として利用する必要があるだろう。各レベルの計画には、補完性の原理に従って、それより上位の計画のみならず既存の陸域の計画（水管理や国土整備などの計画）との整合性を持たせるべきである。こうした戦略的な計画の遵守は、海洋を管轄する行政当局が確保しなければならない。しかし、その策定、決定事項のモニタリング、およびその有効性の評価には、関係するすべてのステークホルダーを関与させなければならない。

- ガバナンスの機関組織を、上記の各レベルに設置しなければならない。これらの機関は、戦略計画およびそれに対応する管理措置について議論し、それらを策定し、評価する場とならなければならない。これには、公的および民間セクターのすべてのステークホルダー（国、沿岸の自治体、業界関係者、市民、NGO、専門家）を関与させ、海洋分野に必要な均衡を確保すべきであろう。また、これらの機関は、陸域の領域におけるその他の機関と連携しなければならない（とりわけ水政策に関係するガバナンス機関）。
- 管理は、共有された知識および総合的なモニタリング（環境、資源、活動のモニタリング）によって実施されなければならない。これにより、各ステークホルダーは、自己の活動について、また、それが環境および他の活動におよぼす影響の可能性について、さらに関係する区域のすべての課題について、広いビジョンを持つことができる。
- 海洋分野の公共施策は、重要である。これには、言うまでもなく、国（さまざまな省を通じて）が関与するし、最近では地方自治体（とりわけ幅広い権限を持つ海外の領土の自治体）が関与することも増えている。しかし、海洋分野の施策には、利用者自身、とりわけ事業者も加わっている（彼らは自らが利用する資源の管理に参加する）。したがって、海洋の管理を、公共施策だけに、また従来型の政府予算メカニズムだけに任せることはできない。海洋の管理は、長期的ないし超長期的なスパンの、多元的かつ共有化された資金に基づいて、共同で遂行される施策によって支えられなければならない。

### 資金調達

海洋および沿岸域の管理に関わる諸措置の資金調達の問題は、当実行委員会で中心的なテーマと見なされた。総合的な管理は、長期的なプログラムに資するような、管理の担い手全員の間で共有された資金によって、また、持続性をもった資金によって支えられなければならない。

COMOP 12 は、現状が満足できるものではないと判断した。海洋および沿岸域の管理のための資金は十分ではないし、その持続性も保証されていない。資金は、多くの担い手（国、自治体、その他）の間に分散している。また、それを共有し、シナジーを生み出すことのできる手段も存在しない。この問題は、総合的管理のための共同施策の枠組みとなるような適切なガバナンス機関と戦略計画を設けようという場合、さらに重要である。

### 共有化

個別的な施策の調整のみを支えとして総合的な管理を実施することは考えにくい。総合

的な管理は、言うまでもなく、共有化されたツールと共同的な施策という共通の土台によって支えられなければならない。知識とモニタリングの 2 つは、総合的管理の担い手間で共有すべきものの代表である。これには、資金を共有し共同で利用するための枠組みを設ける必要がある。適切なガバナンスを設置することによって、共同の意思決定を確保することができる。しかし、それだけでは共同で行動するには十分ではない。

### 資金の共有

政府の予算手段（例えば予算組織法の「プログラム」）の調整を向上させるというだけの方法は、実施が煩瑣であるし、結局すべてのニーズに答えるものとはならない。なぜなら国は、海洋および沿岸域の管理に関する重要な担い手であるが、唯一の担い手ではないからである。その制度的権限（とりわけ海外の領土において）のみならず海洋および沿岸域の管理に寄与する正当性ゆえに、管理の担い手として、自治体の重要性が増している。そしてまた、自治体自身が、さらなるステークホルダー（海洋とその資源の利用者、沿岸域の利用者）を関与させることも増えてきた。

したがって、COMOP 12 は、海洋および沿岸域に関する知識および管理に係る国家的、共同的、または協調的な施策の資金調達に寄与する特別な支援基金、すなわち海洋・沿岸域国家基金の創設を推奨した。

この基金は、公的資金（国、自治体）、税および料金収入、海洋利用者（とりわけ管理の担い手）の出資金を財源とすることが考えられる。

財源としては、以下のものが考えられる。

- 公的予算（国、沿岸の自治体）
- 資源および空間の利用料
- 海洋・沿岸域環境への悪影響を名目として徴収する税
- 罰金収入
- 海洋管理に係る経済セクターからの出資金
- 寄付および遺贈

### 資金の持続化と多様化

このテーマは、COMOP 12 に、税、利用料および環境税の問題について考えることを促がした。

COMOP 12 は、海洋・沿岸域の公共空間およびその天然資源（生物資源、鉱物資源、エネルギー資源）の利用にかかる税および料金が、管理のための大きな財源となり得ると考えた。我が国の課税・料金制度を欧州諸国のそれと比較した場合に明らかであるが、この宝の山は、現在十分に活用されているとは言い難い。例えば、以下のものが挙げられる。

- 海上の公共物利用料（それほど高くないことに加えて、さまざまな免除が設けられている）

- 鉱物資源の採掘権料（隣国やライバル国に比べてあまりにも安い）
- 炭化水素の採掘権料（フランスではなぜか無料である）
- 海洋が存在することの恩恵を受けている経済活動（港湾地区の商業活動やレジャー関係の活動）

COMOP 12 は、海洋でのすべての活動および海洋から恩恵を受けているすべての活動から薄く徴収することで、管理の向上に寄与する多額の資金を確保できると考えている。

また、COMOP 12 は、既存の収入がしばしば誤った方向の使途に充てられていることを確認した。海洋によって生じた収入が、海洋のために使われることはほとんどないのである。例えば、海上の公共物利用料や採掘権料の収入は、一般会計予算に配分されているし、新エネルギー産業活動（風力発電など）にかかる料金の一部は、補償費あるいは海洋・沿岸域管理に無関係な施策に配分されている<sup>6</sup>。

そのほか、上記のような料金の金額が低いことは、陸域の活動の海洋への進出、したがってそれに伴う圧力の増大を引き起こす可能性がある（例えば海砂利の採掘）。こうした料金を市場価格に連動させるようにすれば（現在は連動していない）、必要な資金を確保することができるばかりか、主要な経済的規制手段ともなり得るはずである。

海洋および沿岸域の管理に関しては、*規制*にかかる費用が概して高い。例えば、許可申請の審査（数年間にわたることもある！）、監視活動（海上交通の監視など）、あるいは警察活動（取り締まりなど）などにかかる費用がそうである。これらの費用の大部分は、現在、利用者ではなく、自治体が負担しているが、この原則は、特にこうした費用を負担することができるような規模の大きな経済活動に対しては、再考する余地がある（典型的なのは、海上輸送のケースである。航空監視費用は、その大部分を利用者が負担しているのに対し、海上交通監視の場合、その費用はすべて自治体が負担している）。確かに、こうした方式の変更は、一国の決定だけでどうにかなるものではないのかもしれない（とりわけ海上輸送の場合）。しかし、海洋向けの公的予算に占める海上輸送の割合の大きさに鑑みて、状況の異常性は強調しておく必要がある。

当然ながら、

- 海洋・沿岸域の空間および天然資源の利用料
- 諸活動の規制にかかる税および料金

に由来する資金は、COMOP 12 が創設を推奨する *海洋・沿岸域管理国家基金* に配分すべきだろう。

---

<sup>6</sup> ただし、この分野の管理に直接的に関係する施策に配分された料金も存在する。例えば、プレジャーボートのフランス船籍取得料は、沿岸域保全機構に配分された。当該取得料は、この機構の主たる財源となっている。

## 基金の使途

共有化された資金から構成されるこの基金は、出資者が共同で管理しなければならない。また、出資者は、その使途に関する決定に参加する必要がある。たとえこの基金が国家レベルのものだとしても、その管理は、それより低いレベル（ファサード、地域圏、プロジェクト？）の共同施策を可能とするよう多様な事業主体（国、自治体または自治体の連合体、その他）に任せなければならないだろう。

共同の施策を促進するため、管理に寄与し得る施策をこの基金によって支援するメカニズムを設けることが考えられる。例えば事業者が産業プロジェクトを準備するために行う探査、調査等の作業は、収集されたデータが国のデータベースに送られる場合（例：石油探査や鉱脈調査）、あるいは当該データが科学調査プログラムと関係している場合、この基金で補助することができるものとする。

この基金は、とりわけ以下の活動に対して資金援助することが考えられる。

- 海洋・沿岸域の資源の探査およびモニタリング活動
- 海洋・沿岸域の調査および研究
- 海洋・沿岸域に関する公的なデータベースまたは知識データベースの構築
- 海洋・沿岸域の環境および活動のモニタリング（とりわけ当該モニタリングに対する海洋ステークホルダーの参加<sup>7)</sup>
- 海洋・沿岸域の観測、沿岸域の海洋地図の作成
- 海洋・沿岸域に関する政策評価に必要な資料作成
- 海洋・沿岸域に関する将来予測
- 海洋・沿岸域管理に関する訓練
- 管理者および一般市民に対する情報提供
- 一般的に、海洋・沿岸域環境の知識の改善および当該知識の普及に寄与するすべての施策

## **テーマ別のアプローチ：諸活動の管理を改善し、その影響を削減すること**

COMOP 12 は、総合的管理に適した国家的枠組みを設置するための基本作業のほか、このセクター諸活動の環境的側面に的を絞った作業を実施した。諸活動の複合的な影響を抑制するには、諸活動を調整するためのアプローチが不可欠である。実際、このセクターの大半の活動が環境に対しておよぼす悪影響を削減するには、そのための努力が必要であるし、可能である。

扱うべきテーマの複雑さと、いくつかのテーマの特殊性に鑑みて、COMOP 12 は、以下の分野を扱う 2 つの作業グループを設置した。

---

<sup>7)</sup> 漁業者および海運会社は、すでにこのモニタリングに貢献している（船載式の、または漁具に連結された測定システム）。



- 漁業（遊漁規則、エコラベル、責任ある漁業）
- 海洋環境に対する人間活動の影響の削減

#### テーマ「商業漁業とレジヤール」

このテーマを扱うために設置された作業グループは、P.G.DACHICOURT（CNP MEM 委員長）が議長を務め、以下の事項について検討した。

- 水産エコラベル制度の創設
- 資源管理の取り組み（とりわけ地中海のマグロ）
- 海面遊漁の統制

この作業グループは、「水産エコラベル」という概念を設ける法律条文を提案し、当該エコラベルの内容について議論した。持続可能な漁業のための基準、認証および検査の手続きは、政令に委ねる。当該基準の内容に関する検討は、OFIMER（全国水産養殖同業者連合会）の作業グループを枠組みとして実施する。

この作業グループが提案した法律条文は、以下のとおりである。「持続可能な管理に基づき捕獲された水産物は、これにエコラベルを与えることができる。当該エコラベルを取得するために水産物が従うべき条件ならびに検査方法は、政令で定める。」

地中海のマグロに関する個別割当てを試験的に導入するという「グルネル」の決定事項に関しては、欧州委員会が、すでにこの義務を 2007 年 12 月 17 日の欧州規則(CE)1559/2007 号に採り入れている。また、このテーマは、マグロの割当ての配分方法を定めるフランスの省令（2008 年 4 月 9 日の省令）でも扱われているため、作業グループは、これに関しては提案を行わなかった。

作業グループが、漁場別アプローチおよび共同管理・利用単位について、漁業者の代表、NGO、行政当局と議論した結果は以下の通りである。

- 現行の資源管理（CFP：欧州共通漁業政策）を見直す必要がある。
- 基本提案に基づいて「管理区」を規定する。
- 「漁場」または「管理単位」の定義について合意する。
- ガバナンスを国内および EU レベルの規則の中に位置づけ直す。その際、ローカル・レベルの規則に留意するほか、各種の利用制度（ライセンス、釣り許可制度、割当て）、測定に関する規則および生物地理学的単位との整合性に配慮する。
- 欧州委員会が設置した地域諮問評議会（RACs）にならって、ステークホルダー間の協議を組織する。
- 漁場に関して同じ分析データを共有し、目標（資源と漁船保有数の適正化）を定めるこ

とが必要である。これに関しては、より詳細な作業が必要となるだろう。

違法漁業のテーマについても議論され、以下の点が明らかになった。

- 海洋分野への諸資源（人員と技術、漁船モニタリングシステムの検査、監視員の配置）の動員の必要性
- 取り締まりを担う国家サービス間の連携の必要性
- 法律的な側面に関する作業の必要性（1997年の法律に設けられた罰則をより厳しいものとする。違法漁業に関する欧州規則を提案する。）
- 海洋水産物の規定に関してよりよい判断への必要性（固有の関税コードを有さない魚種がある）、および一般的にはトレーサビリティ確保の必要性
- 漁業者を違法漁業対策に参加させることのメリット（ケルゲレン／クローゼ漁場では、監視を強化するため、漁業者の協力によって武装した船が利用されている。）
- 消費者を啓蒙することのメリット（違法漁業の根絶に向けた漁業者の努力を支援するため）

作業グループは、遊漁（潮干狩りや舟釣り）の統制についても取り組んだ。まずは、遊漁をめぐる問題の性質が分析され、いくつかの問題行動が確認された。また遊漁に関する問題（エコシステムへの圧力、漁業資源への圧力、漁業者と遊漁者との間の利用をめぐるコンフリクト、水産物の違法な販売）の多くが、規則による統制不足以上に、こうした問題に関係していることが明らかになった。したがって、作業グループは、これらの問題を優先的に話し合った。

議論の結果、「遊漁の統制」（環境グルネル会議の決定第 87 号において使用されている表現）においては、水産物の違法な販売や行商を止めさせること、およびグッドプラクティス（模範的行動）に関する遊漁者の知識を改善することが、主な目標であることが確認された。

COMOP 12 の「遊漁」作業グループが提案した措置および提言は、以下のとおり 2 つのグループに分けることができる。

- A. スピア・フィッシング以外の遊漁
- B. スピア・フィッシング

また 4 つのテーマに分けることができる。

1. 不正行為および密漁を防止する。
2. 違法な販売行為を防止する。
3. 資源を保全する。
4. 遊漁者を啓蒙する。

作業グループ参加者は、目標が自発的な措置によってほぼ達成可能であると考え、法律または命令による強制力のある措置を課すべきか否かは、結果を踏まえて行政当局が判断すべきであるとした。

#### テーマ「海洋汚染および海洋環境に対する人間活動の影響の予防と削減」

海洋および沿岸域の人間活動（材料の採掘、海洋での発電、港湾活動、浚渫物の海洋への投棄、故意の排出、大型廃棄物の海洋への投棄）が環境におよぼす影響に関して、グループ会議で提起された諸問題を検討するための作業グループが設置された。

この作業グループには、議員、国の行政機関の代表者、実施機関（水管理事務所など）、業界関係者（漁業、レジャー、海上輸送、採掘、エネルギー）のほか、NGO や環境団体、専門機関（公的機関および公施設法人）が参加した（付属書 3 を参照）。

活発に展開された議論を要約することは難しいが、主に以下のテーマが取り上げられた。

- 海洋環境に対するさまざまな影響および汚染の原因と規模
- 海洋での活動がおよぼす影響、とりわけ海上輸送、レジャー、港湾活動（浚渫物の海洋への投棄）、砂利の採掘および発電の影響

この作業グループは、諸活動とその影響について個別的なビジョンを持つことだけでは、もはや環境に対する諸活動の影響を抑制するには十分ではないという点で、COMOP 12 全体会議と意見が一致した。これらの影響が複合化していること、あるいは脆弱な、しかし生態的に重要な地域（河口など）に集中していることに鑑みて、**全体的な戦略ビジョン**と総合的な環境評価（個別的アプローチでは不可能である）が不可欠である。

作業グループは、環境問題が活動の種類によってかなり異なった扱いを受けていることを確認した。従来型の活動の多くは、いまや不適切とされる行動をなかなか改めることができない（海上輸送と港湾活動がこれに該当する）。一方、新しいタイプの活動は、概してその事業展開に環境的側面をうまく統合している。NGO は、とりわけ港湾活動に関して、行動改善に向けた行政の施策が不十分だと判断した。

また、作業グループは、**河川の流域管理と、対応する河川の注ぐ沿岸海域の管理との間に緊密な連携を打ち立てる必要がある**としつつも、影響が複合化しているからといって、関係者や活動があまりにも異なる空間に対して単一の管理を実施することには、難しさとリスクがあることを明らみに出した。そのほか、陸域の活動による汚染および影響が**海洋・沿岸域の環境にとって重大な脅威**となっているにもかかわらず、海洋環境は、規則の制定やその適用において十分には考慮されていないとした。さらに作業グループは、現在の組織体制（流域管理事務所と水管理事務所）ならびに関係する環境税も、海洋の課題を十分には考慮しておらず、海洋活動の管理にもうまく適合していないことを確認し、以下のことを指摘した。

- ガバナンスの問題：流域のガバナンスは、その構成からいって、きわめて「陸域色」の強いものとなっている。海洋のステークスホルダーは、流域のガバナンスにほとんど関与しておらず、海洋環境問題もごく限られた者によってしか取り上げられない。したがって、流域ガバナンス機関においては、構造的に、陸域の問題が重視され、海洋の問題が軽視される。
- 税制の問題：税金の大部分を支払っているのは水の利用者であり、海洋環境を最も強く脅かしている汚染の原因である活動、例えば農業（農薬、肥料など）セクターではない。水の税制は、「汚染者負担の原則」に正しく従っているとは言えない（とりわけ海洋での活動の場合）。
- 戦略レベルの問題：河川の流域レベルで策定される計画（SDAGE[水資源整備管理基本計画]やSAGE[水資源整備管理計画]）をその下流に位置する沿岸海域に広げることは、海洋におけるすべての環境問題を正しく扱うことはできない。このことは、例えば沖合い（排他的経済水域）や非居住地域（南方・南極地域）の問題に当てはまる。
- もっぱら海洋を対象とする戦略的な計画を策定するとしても、河川流域の計画との緊密な連携を確保する必要がある（ここで問題となるのは、流域の下流、したがって沿岸海域である）。

作業グループ参加者は、海上輸送の分野では、とくに大気汚染について、さらなる改善余地があることを確認した。国内法制（事実上、汚染の現行犯である船舶しか罰することができない）を改める必要があることが指摘された。このテーマに関して、COMOP 12は、ほぼ全会一致で、NGOの提案の質の高さを認め、国際機関またはEU機関においてフランスがイニシアティブをとって海上輸送に関する規則を設けることのメリットを強調した。海上輸送が環境におよぼす影響への配慮を改善するために、海上輸送を戦略的な計画に統合すべきであるという指摘がなされた。

レジャー分野では、徐々にではあるが環境への配慮に向けた行動の改善が見られる。しかし、依然としてなすべきことは多い（例えば港湾施設について）。いまやレジャー分野は、港湾活動以上に、その環境への影響（例えば自然保護区でボートを利用することの影響）を包括的に考慮しなければならないであろう。

港湾活動は、活発な議論の対象となった。その結果、この分野が環境配慮に関して改善の余地が大きいことが確認された。いくつかの国は、この領域において、フランスよりも大きな努力を払っており、かつ、それほど競争力が落ちていないように見える。浚渫物（汚染されているか否かにかかわらず）の管理は、港湾活動が河口環境におよぼす影響（大型港の多くは、生態学的に重要な役割を持つ河口に設置されている）の削減と並んで、真剣に議論しなければならないテーマである。

採掘活動（砂や砂利の採掘）は、フランスでは、まだそれほど活発ではない。また、陸

域から進出して来たこの活動は、これまでそのプロジェクトに環境配慮をうまく統合してきた（プロジェクトは環境影響評価が義務付けられている）。しかし、その対象地域は、生態環境に重要な地域であることが多く、今後、活動が広がっていくことが懸念される。戦略的なアプローチ（ファサード・レベルの計画の策定）を採用することによって、戦略的な環境影響評価と、地域のステークホルダーとの協議を、同時に確保することができるだろう。

発電活動（風力発電、水力発電など）も、まだそれほど盛んではないが、計画は多い。この分野でもまた、環境への影響を抑制するため、他の活動にも留意した総合的な戦略ビジョンを策定することが不可欠であると考えられる。

最後に、作業グループは、あらゆる活動が必ず環境に影響をおよぼすこと、しかし、そうした影響はどれも削減することができること（たとえ完全に排除することはできないとしても）を強調した。ただし、作業グループは、きわめて大きな影響をおよぼす活動が存在することを明らかにした。そうした活動を分類した上で、施策にランク付けし、散漫化することを避けるほか、最も少ない努力で大きな改善効果が期待できる領域を優先することが必要であろう。戦略的な計画と環境評価が、ここでもやはり重要なアプローチであると考えられる。

扱われるテーマの複雑さ、そして適用される規則（しばしば国際海事機関が国際レベルで規定する）の複雑さゆえ、この作業グループは、法律ないし命令の形での提案を行うことができなかった。COMOP 12 という枠組みを越えて、かつその豊かさ（このテーマに関する NGO および関係する活動の代表者の作業の質が高かったこと、それが的を得ていたことは、強調しておかなければならない。これによって本格的な議論が可能となった）を保ったまま、そして、関係分野の規制を担当する行政当局のより適切な参加を確保して、作業を継続することが不可欠であると思われる。

## 5. COMOP 12 の作業の結論

海洋および沿岸域に関する問題は、当初、環境グルネル会議の作業では、個別的な対応案が計画されていなかった。しかし、いくつかの作業グループおよび地方で開催された会議の場で、海洋環境問題の重要性が明らかにされ、その結果、この問題を専門的に扱う実行委員会が設置されることになった。「グルネル」には、環境保護団体（とりわけ「海洋」法案を提案していた IUCN）から強い要望が寄せられていたのである。

COMOP 12 の作業によって、海洋での活動に関する法制の分野で意欲的な施策を実施する必要性のあることが確認された。この施策は、以下の 2 つの方向から実施すべきである。

- 「総合的」なアプローチ：海洋および沿岸域の問題を扱う総合的なアプローチを実施するのに適した法的枠組みを設置することが必要であると考えられる。COMOP 12 は、この枠組みが、環境に対する諸活動の影響（とりわけ陸域の活動と海洋での活動の複合

的な影響)を受け入れ可能な水準にとどめるだけでなく、海洋の資源と海洋の空間を合理的に管理するための前提条件であると見なした。

- 「テーマ別」のアプローチ：海洋および沿岸域での活動の多くに適用される法令は、現在、環境問題への配慮、より広くは総合的な管理に、ほとんど、ないしは不十分にしか適合していない。法令は、この新しい枠組みに適合させなければならない。

かくして COMOP 12 は、ガバナンスの問題が主要な課題であることを確認した。すべての主要なステークホルダーを海洋および沿岸域の管理に関する意思決定に関与させなければならないだろう。主要なステークホルダーには、国、地方自治体（海洋に関する権限を有する自治体、例えば海外領土の自治体や、海洋問題を抱えている自治体、例えば沿岸の自治体）、海洋利用者、非政府組織（とりわけ環境保護団体）、そして専門家が含まれる。COMOP 12 は、陸地の問題を重視する既存のガバナンス機関が、海洋をめぐる環境・経済・社会問題に十分に対応していないことを指摘した。

戦略的な計画も重要な課題だと考えられる。戦略的な計画は、共同の意思決定を契約化する手段であるのみならず、紛争および環境への圧力を上流で調整する手段でもある。これは、全国レベル（原則と基本方針を定める）および「ファサード」レベル（「ファサード」は、生態系管理の単位であり、このレベルのガバナンス機関と連係して規定しなければならない）で策定する必要があるだろう。

共同施策のための資金調達を確保する能力も重要であると判断された。国と自治体の公的資金、EU の資金、民間セクターの資金、税および料金収入の共有は、大規模かつ長期的な共同施策（知識、モニタリング、その他）のための共同かつ持続的な資金調達に不可欠である。

海洋分野の税・料金制度の見直し（空間および資源の利用、規制費用など）および海洋での活動に適した環境税の導入は、諸活動およびその影響をよりよく規制するために不可欠な施策であるように思われる。

この分野の法令は、海洋環境への配慮を向上させるために、改善しなければならないだろう。それぞれの活動の影響の抑制（最も影響の大きいいくつかの活動に努力を集中する）のみならず複合的な影響の抑制（これは適切なレベルでの計画の策定および適切な環境評価を通じて確保する）が問題となる。

最後に、COMOP 12 は、海洋および沿岸域での活動（漁業、大型廃棄物、港湾活動および海上輸送による汚染、採掘）による環境配慮を（法令またはその代替手段によって）改善する可能性を検討した。

## 6. 第 12 実行委員会の提案

COMOP 12 は、主に海洋および沿岸域の活動を規制するための枠組設置に関係する法律案を作成した。これにより、環境に対する人間活動の影響を適切にコントロールすること

が可能となるだろう。より限定的・個別的ないくつかの提案は、特定の活動の統制に関するものである。最後に、COMOP 12は、法令とは異なる形の措置案を作成した（とりわけ遊漁に関して）。

付属書 2 に、グルネル会議の「海洋および沿岸域」分野の決定事項のために COMOP 12 が提案した対応を要約した。

## 法律上の提案

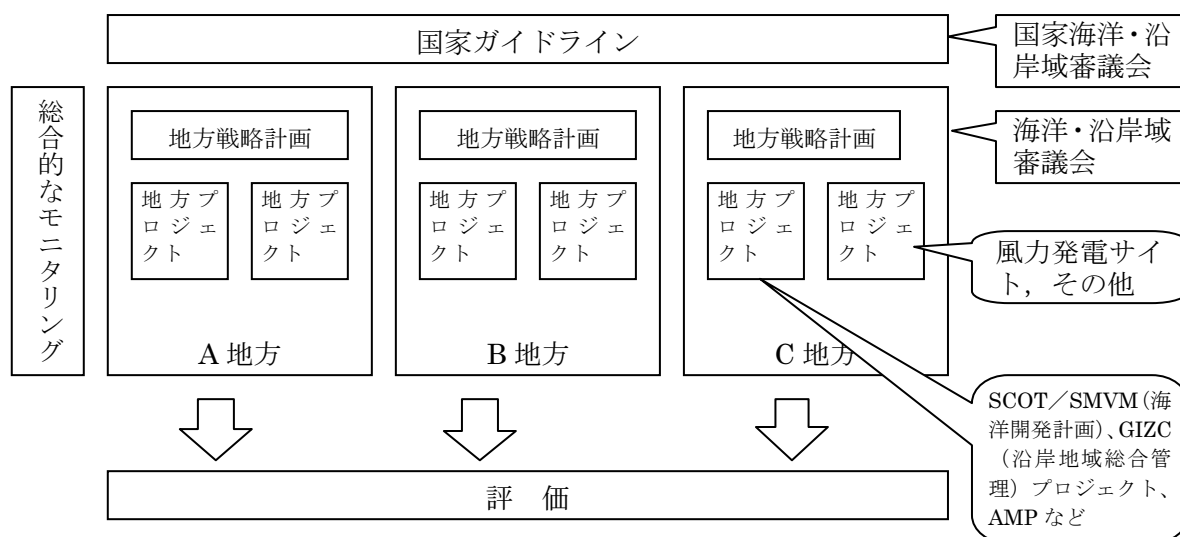
COMOP 12 は、法律案を作成し、MEEDDAT（エコロジー・エネルギー・持続可能な開発・国土整備省）に提出した。この第 1 法律案の内容は以下の通りである。

- 提案理由説明（海洋および沿岸域の課題、ならびにこれに関するフランスの義務について記したもの）
- 海洋問題について行政当局に助言し、かつ海洋に関する政策の評価に参加する海洋・沿岸域について権限を有する国家審議会の創設（国家沿岸域審議会の権限を拡大する）
- 国家の主権下または管轄下に置かれるすべての海域について海洋・沿岸域管理の原則および基本方針を定める国家ガイドラインの起草
- 適切なレベル（海洋ファサード）におけるガバナンス機関、すなわち海洋・沿岸域審議会の創設
- ファサードの全ステークホルダーとの協議により、地域の管理目標（環境的・経済的・社会的目標）および目標達成のために設ける管理方法を規定した当該ファサード・レベルにおける戦略計画の策定
- 総合的な管理に必要な共同施策のための資金の共有化を目的とする海洋・沿岸域管理国家基金の創設

2008 年 3 月 30 日に MEEDDAT に提出されたこの法律案の第 2 版を、付属書 4 に示した。こちらは、2008 年 6 月に国会に提出された「グルネル 1」と呼ばれるプログラム法案（提案理由説明のほか、戦略的な計画およびガバナンスに関して検討された主要な措置の総括的な記述を持つもの）に記載された諸措置を踏まえたものである。この 3 月 30 日版では、COMOP 12 の最終的な結論は考慮されていない（COMOP 12 は、政府によるグルネル実施法の策定と並行して作業を進めた）。

COMOP 12 の法律案を、下図（総合的な政策の土台となるレベルとツールを要約したもの）に示した。COMOP 12 の提案によるガバナンス機関および戦略ツールを点線で囲んで示した。図中にあるその他のツールまたは事項は、すでに存在するものだが、場合によっては調整が必要となるかもしれない。例えば、AMP（海洋保護区）、「海洋」部門を備えた SCOT（地域統合計画）、ポリネシア海域管理計画などのローカル・レベルの管理ツールがそうであり、これらは改める必要がある（モニタリング、評価などについて）。この基本図は、本国および海外の領土に適用されるものであるが、実施を統率する機関や計画・管理

ツールは、確定したものではない。これらは、ローカル・レベルの地理的・制度的な背景に合わせて調整しなければならない。



### 規則上の提案

COMOP 12 は、与えられた時間の中では、提案した法律の施行に必要な規則を提示することはできなかった。こうした政令または省令レベルの措置によって、以下の事項を定める。

- 国家ガイドラインの内容およびその策定方法
- 審議会（国家およびファサード・レベルの）の構成
- 国の組織（既存の閣僚会議および海洋事務総局の改編、本国ファサード・レベルのパイロット機関の指定）
- 地方戦略計画の内容および当該計画を関係行政機関とその他のステークホルダーが共同で策定する方法
- 海洋国家基金の設置および使用の方法

### その他の提案

COMOP 12 の「遊漁」作業グループは、遊漁に関しては、法令ではなく自発的な措置によっていくつかの行動を規制できると考え、国、主要な環境保護団体、主要な遊漁者団体が署名する憲章案（付属書 5 を参照）を作成した。この憲章の主な規定事項は、以下の通りである。

- 科学研究（専門機関に対する支援）
- 県または地域圏の監視委員会の創設



- 遊漁による捕獲物への表示
- 不正対策
- 釣り届出制度
- スピア・フィッシング
- 将来的な規則の変更

## 7. COMOP 12 の提言

「グルネル」に由来する任務と、要求された活動の性質自体（限られた時間内に実施案を策定すること）ゆえに、本実行委員会は、「決定事項」で提起され、当委員会に委ねられた問題を徹底的に議論することができなかった。グルネル会議の決定事項には、具体的な措置を伴なければならないが、その策定は与えられた期限内では不可能であった。やりかけた作業と、この機会に構築されたネットワークを継続・維持すべきである。COMOP 12 は、作業の継続を提言する。

### 作業の継続

「グルネル」方式（「五者ガバナンス」の全ステークホルダーを参加させる期間限定的な組織）で COMOP の作業を継続する必要があることは明らかであるように思われる。なぜなら、COMOP 12 は、与えられた時間の中では、参加者の提案と意見のごく一部しか活かすことができなかったからである。

COMOP 12 の提案する国家海洋・沿岸域審議会が創設されるまでは、作業の継続に適した枠組みは、国家沿岸域審議会であると思われる。実際、法律は、この審議会の役割について、「沿岸域に係るあらゆる問題について政府の諮問に応じて提案し、意見を表明する役割を担う。当審議会は、その意見および提案を通じて、沿岸地域における公共施策の調整に寄与する。」と定めている。

COMOP12 は、**国家沿岸域審議会が、COMOP 12 の延長線上で、新しいテーマ別作業グループを設置する可能性を検討することを提言する**。当該作業グループの一つは、海洋環境に対する諸活動の影響を削減するための措置を抜かなければならないだろう。というのも、このテーマに取り組む作業グループは、(NGO の精力的な働きによって、また、海洋利用者の著しい貢献によって) すでに興味深い作業に着手しているからである。この作業は継続し、やり遂げる必要がある。

### 海洋分野の環境税

COMOP 12 は、環境税において、海洋および沿岸域が十分に考慮されていないと考えた。そこで、以下の点が確認された。

- 陸地の活動：海洋および沿岸域の汚染源は、ほとんど陸域である。しかし、汚染源である陸域活動に対する課税方式（とりわけ水政策ツールを通じたやり方）は、現在、この

状況に適切に対応していない。

- 海洋での活動：海洋分野の環境税が存在しない。したがって、グッドプラクティスを促進する経済的規制手段や、環境への悪影響を補償するための資金が存在しない。

こうした海洋および沿岸域をめぐる環境税の問題についての本格的な検討に着手すべきであろう。

### 海洋管理のための資金調達

COMOP 12 は、海洋管理のために、共有化された資金（その持続性が保証されたもの）を確保することが必要であり（現在はこれが確保されていない）、以下の2点が重要である。

- 意欲的かつ継続的な国家プログラム（とりわけ知識、モニタリング、評価に関するもの）の資金調達に寄与することのできるすべての資金を、その出所（国、自治体、欧州の資金、税および料金）にかかわらず受け入れる、海洋管理のための特別な資金調達ツールの創設：海洋管理のためのこのツールの利用に関する決定には、すべての出資者を関与させなければならないだろう。
- 海洋利用（空間の占有、資源の利用）にかかる税および使用料の一部ならびに環境税による収入の（とりわけ上記の共有化された資金調達ツールを通じた）海洋管理への配分

「グルネル」法による、海洋・沿岸域管理国家基金を創設するという提案は、以上の目標の一部に限って答えるものである。したがって、新たに作業グループを設置して、税・使用料制度の変更を提案する必要がある。

## 付属書 1 実行委員会の任務

### 1)生態系アプローチに基づいた共同的かつ総合的な管理：2008年

- 沿岸地域を、生態系アプローチに基づき、共同的かつ総合的に管理するという原則の促進：GIZC（沿岸域統合管理）戦略の拡大に向け2008年春季に行う新たなてこ入れ（新規プロジェクトを支援・認証するための国家的なメカニズムの設置、2005年のDATAR（国土整備・地方開発委員会）のプロジェクト募集で採用された25件のプロジェクトの実施に対する支援、地方研修デーの開催、その他）
- 2012年を目途とする海洋保護区総合・共同管理ネットワークの設置（8つの海洋自然公園を含めた10の海洋保護区から構成。領海の10%に相当）
- こうした総合的かつ共同的な管理のための地中海パイロット・プログラムを2008年から導入することを検討する

### 2)漁業資源の持続可能な管理：2008-2009年

- 共同利用・管理単位の設置、遊漁の統制（海釣りおよび潮干狩り）、フランス管轄海域における違法漁業対策の強化
- 特定の水産物を対象とするエコラベル制度を2008年から導入する
- 地中海のマグロに関する譲渡不可能個別割当制度を2008-2009年から試験的に導入する

### 3)陸域に起因する汚染およびダメージの削減と予防：2008-2010年

- 採掘活動、浚渫泥、発電など。海洋では、生物多様性の喪失を引き起こす可能性のある活動に抑止力ある罰則を課すことで故意の汚染を防止する（例：「ガス抜き／バラスト水排出」、外来種の導入）
- 漂流ゴミおよび漂着ゴミ（大型ゴミ）の収集と管理
- 港湾活動によるリスクおよび汚染の削減と予防
- 海洋の産業利用制度（海洋採掘制度など）を海洋環境に関する全体的なビジョンのもとに改革・単純化する
- きわめて重要な機能を持つマエル（紅藻の一種）の利用を早急に制限する（また、代替物が存在することに鑑み、飲料水処理場での使用をやめさせる）

グルネル実施法に「海洋」に関する章を設ける。

付属書 2 「グルネル」の決定事項 — COMOP 12 の提案した対応

通常の字体：COMOP 12 の提案の対象となった措置

イタリック字体：作業が完了していない措置

海洋および沿岸域を整合的かつ共同的に管理する

決定事項	COMOP12 の提案した対応
決定第 85 号：生態系をベースとした共同管理の原則	生態系レベルでの戦略的な計画
決定第 86 号：陸域に起因する汚染源の削減と予防（とりわけ以下を参照）：採掘活動、浚渫泥、発電など。生物多様性の破壊を引き起こす可能性のある活動に抑止力ある罰則を課すことで故意の汚染を防止する（例：ガス抜き、バラスト水、外来種）。	環境評価の一般化 環境税：これは実施措置の形で提案しなければならない。
決定第 87 号：共同利用・管理単位の設置および捕獲禁止ゾーンを含む海洋保護区共同管理ネットワーク（10 の海洋保護区から構成。領海の 10% に相当）の設置による漁業資源管理。潮干狩りタイプの遊漁を統制する。フランス管轄海域における違法漁業を根絶する。	AMP（海洋保護区）：「生物多様性」分野の COMOP の措置を参照。 遊漁：憲草案を参照（COMOP 12 による法案の提案なし） 漁業資源管理：漁業規制改革を枠組みとして作業が進行中。
決定第 88 号：共同管理のための地中海パイロット・プログラムを導入する。	PCP（欧州共通漁業政策）および全国レベルでの実施方法の見直しを枠組みとして作業を実施しなければならない。
決定第 89 号：水産物を対象とするエコラベル制度を 2008 年から導入する。	OFIMER が作業に着手。
決定第 90 号：地中海のマグロに関する譲渡不可能個別割当制度を 2008・2009 年から試験する。	漁業規制改革を枠組みとして試験実施中。

決定第 91 号：浮遊する廃棄物および打ち上げられた廃棄物（大型廃棄物）の収集と管理	「廃棄物」分野の COMOP の作業を参照
決定第 92 号：港湾活動によるリスクおよび汚染の削減と予防	COMOP の提言：作業を継続し、法令および制度の変更を提案する
決定第 93 号：海洋探掘制度を海洋環境に関する全体的なビジョンのもとに改革・単純化	戦略的な計画の原則を鉱業法典に組み込まなければならぬ
決定第 94 号：きわめて重要な機能を持つマエルの利用を早急に制限（また、代替物が存在することに鑑み、飲料水処理場での使用をやめさせる）	法的措置（グルネル・プログラム法）が提案された
決定第 95 号：グルネル実施法に「海洋」に関する章を設ける	COMOP 12 は、「海洋」分野について提案した
決定第 96 号：サルコジ大統領政権のもと、国立自然史博物館をいきもの博物館として再生させる	実施措置に関する COMOP の提案はなし。提案への支持はあり
決定第 97 号：重大な危機に瀕しており、資源再構築に向けた強力な措置を必要とするマグロの壊滅的な状況に関する警告	この決定は、マグロ資源管理に関する欧州規則によって義務化された

## 付属書 3 COMOP 12 とその作業グループの成員

実行力を確保するため、また、与えられた時間の短さに鑑みて、COMOP12 は、限られた人数で作業を行った。ただし、限定された領域の問題を扱うために設置されたテーマ別作業グループが、COMOP 12 の活動の場を広げるとともに、他の多くのステークホルダー（業界、NGO、行政）の参加を得る機会となった。

### 第 12 実行委員会の構成員

委員長：Jérôme BIGNON、ソナム県選出国民議会議員、リバージュ・ド・フランス会長、国家沿岸域審議会常設委員会委員長、海洋保護区庁および沿岸域保全機構理事長

プロジェクト・マネージャー：Dominique BRESSON (DIACT、後に MEEDDAT)、後に Christophe LE VISAGE (MEEDDAT、後に SGMer)

#### 構成員：

Alain SPADA - ヴァール県議、フランス県連合会 (ADF) 代表

Emmanuel LOPEZ、Jean-Claude BONNAFE および Denis CLEMENT - 海洋・湖沼沿岸地域保全機構 (CELRL)

Janick MORICEAU - 全仏地域圏連合会 (ARF)

Yvon BONNOT および Christine LAIR - 全国沿岸域議員協会 (ANEL)

Pierre-Georges DACHICOURT - 国家沿岸域審議会

Ségolène EVEN - 国土整備・競争力開発省庁間委員会 (DIACT)

Olivier LAROUSSINIE (海洋保護区庁)

Yves HENOCQUE - フランス海洋開発研究所 (IFREMER)

Gilbert LE LANN および Loïc ABALLEA - 海洋事務総局 (SGMer)

Catherine BERSANI - 土木総評議会 (CGPC)

Eric FEUNTEUN - 国立自然史博物館

Hubert CARRE - 全国海洋漁業・養殖委員会 (CNPMEM)

### 作業グループ「商業漁業および遊漁」に代表を送る組織

CNPMEM

OFIMER

DPMA (海洋漁業・水産養殖局)

IUCN

グリーンピース

リーグ Roc (野生動物の会)

ニコラ・ユロ財団

WWF

LPO (野鳥の会)

フランス・ナチュール・アンヴィロンヌマン

CSNPSN (水上レジャー・スポーツ高等審議会)

IFREMER

DIACT

### 作業グループ「海洋汚染源および海洋環境に対する人間活動の影響の予防と削減」への参加者

(COMOP 12 の構成員の大半がこの作業グループの会合に参加したが、これは以下のリストに含めなかった。)

Michel ALBRECHT (CETMEF[海洋・河川調査センター])

Pascale ARNOLD (MEEDDAT)

Christian BERANGER (UNPG[全国骨材生産者連盟]海洋骨材セクション)

Pierre BOISSERY (ローヌ・地中海・コルシカ水管理事務所)

Jacky BONNEMAINS (ロバン・デ・ボワ)

François BOUILLE (全仏レジャー港連盟)

Daniel BOURGEOIS (全仏レジャー港連盟)

Sébastien CHANTEREAU (全国貝類養殖委員会)

Perrine DUCLOY (CNPMEM)

Sophie Dorothée DURON (MEEDDAT)

Sophie DUVAL (国民議会議員兼ブーローニュ=シュール=メール市長 F. CUVILLIER の協力者)

Xavier FOATA (MEEDDAT)

Philippe FOURRIER (水上スポーツ業界連盟)

Philippe GOUVERNEUR (SER[再生可能エネルギー組合]—FEE[全仏風力発電協会]オプショア委員会)

Vincent HAMMEL (アドゥール・ガロンヌ水管理事務所 アキテーヌ地域圏担当)

Fabien JORET (MEDDAT)

Vincent de LALEU (EDF[フランス電力公社])

Camille LECAT (WWF フランス)

Marion LETTRY (再生可能エネルギー組合 : SER)

Stéphane LOUHAUR (外務・欧州問題省)

Nolwenn MASSON (保健省)

Alain MATESI (CoLLecT-IF : アライアンス・プール・ラ・プラネット加盟団体)

Philippe MAZENC (MEEDDAT)  
Katrin MOOSBRUGGER (MEEDDAT)  
Denis ODY (WWF フランス)  
Louis Axel ROMANA (IFREMER 環境セクション)  
Patrick RONDEAU (フランス海上輸送業者団体)  
Vianney SEVAISTRE (水上レジャー・スポーツ高等審議会)  
Soumicha SOUM (MEEDDAT)  
Marie-Claude TABAR-NOUVAL (MEEDDAT)  
Stéphanie TACHOIRES (CNPMEM)  
Thibaut THIERRY (CELRL)  
Nardo VICENTE (ポール・リカール海洋研究所)  
Nicolas VUILLIER (UNPG 海洋骨材セクション)

#### **聴聞会対象者**

このほか COMOP 12 は、何度も聴聞会を実施した。以下の者が召喚され、COMOP 12 の最初の結論およびその提案の最初の版について意見を述べた。

- NGO および公施設法人
- それぞれ水、自然、景観および経済・環境評価を担当する MEEDDAT の各中央局長

#### **作業スケジュール**

##### 全体会議

COMOP 12 は、パリ (DIACT、CNPMEM、国民議会) において 10 回の全体会議を開催した。開催日は以下の通りである。

- 2008 年 1 月 4 日
- 2008 年 1 月 18 日
- 2008 年 2 月 1 日
- 2008 年 2 月 19 日
- 2008 年 3 月 12 日
- 2008 年 3 月 14 日
- 2008 年 4 月 15 日
- 2008 年 5 月 14 日
- 2008 年 6 月 6 日
- 2008 年 6 月 26 日



この一連の会議によって、COMOP 12 の柱となる作業を確認し、提案された諸措置の「総合的な」部分を練り上げることができた。また、税・使用料や総合プログラム（モニタリング、知識、評価）などのテーマについて大まかな検討を行うことができた。

#### 作業グループ

職業およびレジャーとしての海洋フィッシングの統制について検討するためのグループは、以下の通り招集された。

- 3回（1月16日、2月14日、3月6日）：全国海洋漁業・養殖委員会において、海洋漁業について検討。
- 3回：CSNPSN（3 square Desaix、パリ）において、海面遊漁について検討。
  - 3月12日：UNAN（全国船員団体連合）の代表が参加。
  - 3月19日：FFESSM（全仏潜水調査・スポーツ連盟）の代表が参加。
  - 2008年3月26日：FFPM（全仏海釣り連盟）およびFNPPSF（全仏遊漁者連盟）からなるCNPPM（全国海面遊漁者連合）が参加。

「海洋汚染源、および海洋環境に対する人間活動の影響の予防と削減」について検討するためのグループは、パリ（DIACT および CNPMEM）において以下の通り3回招集された。

- 2008年1月14日
- 2008年2月14日
- 2008年3月6日

## 付属書 4 法律案 (2008 年 3 月 30 日版)

COMOP 12 は、数度にわたって法律案を作成した。この最終版は、環境グルネル会議に由来する法律案で採用された構成（提案理由説明およびプログラム法律、施行規則）を踏まえたものであり、「プログラム法律」の部分で提示された諸原則の実施措置を提案するものである。

### 第 1 条：国家海洋・沿岸域戦略ガイドラインについて

I. 海洋・沿岸域戦略ガイドラインは、諸活動の管理、海洋および沿岸域の環境の保全、ならびにその資源の利用のための基準となる国家的な枠組みを構成する。

海洋・沿岸域戦略ガイドラインは、国家の主権下または管轄下にある沿岸域および海洋空間、つまり海上と海面下に適用する。海洋・沿岸域戦略ガイドラインは、「特定の公的および民間プロジェクトの環境影響評価に関する欧州指令第 85/337/CE 号」および「特定の計画およびプログラムの環境影響評価に関する欧州指令第 2001/42/CE 号」にいう計画、プログラムおよびプロジェクト、ならびに海洋または沿岸域の管理に関係するあらゆる行政行為に適用する。

II. 国家海洋・沿岸域戦略ガイドラインは、海洋および沿岸域の管理の一般原則を示し、および次に掲げる領域におけるその方針を規定する。

- 海洋・沿岸域環境ならびにその景観の保護および保全
- 海洋・沿岸域の観測および監視
- 海洋・沿岸域の生物・鉱物・エネルギー資源の保全、探査および利用
- 自然・技術リスクの管理ならびにあらゆる原因の汚染および公害の予防
- 海洋・沿岸域空間における活動規制
- 海洋・沿岸域における科学的・技術的研究
- 国民に対する教育、訓練、啓蒙および情報提供
- 評価

III. 国家海洋・沿岸域戦略ガイドラインは、2010 年 1 月 1 日までに国が策定する。国家海洋・沿岸域戦略ガイドラインは、第 2 条の規定により設置する国家海洋・沿岸域審議会の意見を徴した後に、国务院の議を経た政令によって採択する。国家海洋・沿岸域戦略ガイドラインは、まず 2014 年に、その後は 6 年ごとに見直しを図る。その実施は、継続的な評価を受け、政府は、当該評価について国会に報告する。

## 第2条：国家海洋・沿岸域審議会について

I. 首相が統率する「国家海洋・沿岸域審議会」という名称の海洋・沿岸域の保護、利用および総合的管理のための国家審議会を設置する。

II. 国家海洋・沿岸域審議会の構成および機能は、政令でこれを定める。

国家海洋・沿岸域審議会は、国会議員、本国および海外の領土の海洋ファサード自治体の代表者、関係する公設法人の代表者、海洋・沿岸域の活動および利用にかかる利益を代表する科学的小および職業的な機関の代表者、ならびに市民社会の代表者で構成する。

III. 国家海洋・沿岸域審議会は、国家海洋・沿岸域戦略ガイドラインの策定に参加する。国家海洋・沿岸域審議会は、当該ガイドラインが内閣府に付託される前に、意見を表明する。国家海洋・沿岸域審議会は、当該ガイドラインの評価を主導し、およびその実施方法を提案する。

IV. 国家海洋・沿岸域審議会は、海洋または沿岸域に関係するあらゆる法案について、ならびに海洋または沿岸域に関係するあらゆる問題について、政府の諮問に応じて提案し、意見を表明する役割を担う。国家海洋・沿岸域審議会は、その意見および提案を通じて、海洋および沿岸域における公共政策の調整に寄与する。国家海洋・沿岸域審議会は、統合的管理の観点から目標を提示し、海洋および沿岸域の管理、保護または利用に必要なだと判断する施策を規定する。

国家海洋・沿岸域審議会は、この法律および海洋または沿岸域に関係する法令の実施の監視に参加する。国家海洋・沿岸域審議会は、第5条の規定により設置される海洋・沿岸域国家基金の優先支出案件および資金配分の一般条件について諮問を受ける。

国家海洋・沿岸域審議会は、欧州、国および地方間レベルで海洋・沿岸域に関して実施される将来予測、観測および評価の作業に参加する。国家海洋・沿岸域審議会は、専門研究機関に研究提案をすることができる。

V. [国家海洋・沿岸域審議会 (CNML) に再編する国家沿岸域審議会 (CNL) 以外の機関、例えば水上レジャー・スポーツ高等審議会 (CSNPSN)、海運業高等審議会 (CSMM) 等の権限]

## 第3条：海洋・沿岸域審議会および海洋・沿岸域戦略計画について

I.適切な生態系レベルにおいて海洋ファサード別に海洋・沿岸域審議会を設置する。

海洋・沿岸域審議会は、国、地方自治体およびその他の海洋・沿岸域ステークホルダーの権限を妨げない限りにおいて、その管轄地域内で戦略計画を策定し、国家海洋・沿岸域戦略ガイドラインの実施に寄与する。海洋・沿岸域審議会は、当該戦略計画の評価およびその見直し作業に参加する。

関係する各海洋・沿岸域審議会は、国と地方との間に締結された契約に従って規定されたプロジェクトについて諮問を受ける。当該海洋・沿岸域審議会は、その意見および提案を通じて、海洋および沿岸域における公共施策の調整に寄与する。当該海洋・沿岸域審議会は、海洋または沿岸域に関係するあらゆる問題について、国および地方自治体の諮問に応じて意見を表明することができる。

II.海洋・沿岸域戦略計画は、国家海洋・沿岸域戦略ガイドラインの定める原則および方針に従って、その管轄地域の総合的な管理および生態系アプローチの目標を規定する。海洋・沿岸域戦略計画は、国家海洋・沿岸域戦略ガイドラインの公布された翌年に策定する。

とりわけ、海洋・沿岸域戦略計画は、その管轄地域の生態系のため、2008年に欧州委員会環境総局が発表した海洋戦略枠組み指令第3条の規定による海洋戦略であって、遅くとも2020年までに海洋環境の良好な生態環境の状態を達成または維持するために必要な措置の導入を目標とする海洋戦略を実施する。そのため海洋・沿岸域戦略計画は、次に掲げる通り段階的に見直しを図り、当該海洋戦略を統合する。

- 2012年から、海洋・沿岸域戦略計画に、海洋生態系の初期評価を含める。
- 2014年から、海洋・沿岸域戦略計画に、環境目標および指標ならびに対応するモニタリング・プログラムを規定する。
- 2015年から、海洋・沿岸域戦略計画に、2020年までに海洋環境の良好な状態を達成するための諸措置のプログラムを含める。

地域別および海洋サブリージョン別の共通アプローチおよび整合性を確保するため、海洋・沿岸域戦略計画の策定は、EU加盟国および第三国と連携して行う。

海洋・沿岸域戦略計画の規定は、国家海洋・沿岸域戦略ガイドラインと整合したものとす。当該規定は、海洋または沿岸域の管理に関係する分野別の計画、プログラムおよびプロジェクトに適用する。

海洋・沿岸域戦略計画は、関係する知事の提案に基づいて、一般市民および国家海洋・沿岸域審議会の意見を徴した後に、内閣の議を経た政令によって承認する。

III. コンセプトの議を経た政令で、次に掲げる事項を規定する。

- 国家の管轄および関係する流域の範囲内にあり、生物地理学的、水文学的、海洋学的、社会経済的および文化的な整合性を確保することができ、国家海洋・沿岸域戦略ガイドラインの実施の基準となるような、海洋・沿岸域審議会の管轄地域
- 上記管轄地域における、地方自治体およびその連合体の代表者、流域委員会および沿岸委員会の代表者、海洋関係活動の代表者、科学機関の代表者ならびに市民社会の代表者からなる、海洋・沿岸域審議会の構成
- 海洋・沿岸域審議会の機能、および国の代表者と地方自治体の代表者による共同的な統率の実施の条件
- 戦略計画の内容および一般市民からの意見徴集の方法

#### **第4条：ローカル・レベルの海洋および沿岸域の総合的な管理について**

I. 地方自治体またはその連合体、公設法人、公益団体または業界組織は、その権限の範囲内で、国家戦略ガイドラインおよび海洋・沿岸域戦略計画の実施に寄与する。そのため、海洋・沿岸域総合管理プロジェクトを策定する。

海洋および陸地のすべての関係当局のとりわけ諸措置の調整を改善するため、上記のプロジェクトは、とりわけ海洋・沿岸域環境の保護、海岸線の管理、海洋・沿岸域の文化遺産の利用、持続的な雇用を促進する経済活動の開発、ならびに海洋・沿岸域資源の持続可能な管理をめざすものとする。

III. 国と地方自治体およびその連合体との間に締結される契約は、それが海洋および沿岸域に関係するものである場合、総合的な管理の原則に従うものとする。

III. 戦略計画の管轄地域で実施されるプロジェクトは、総合的な管理の原則および当該計画の規定に従わなければならない。

#### **第5条：海洋・沿岸域管理国家基金について**

I. 国家海洋・沿岸域戦略ガイドラインおよび海洋・沿岸域戦略計画ならびに総合管理プロジェクトの実施に寄与するため、海洋・沿岸域管理国家基金を設置する。この基金の資金は、次に掲げるもので構成する。

- 国およびその公施設法人、ならびに地方自治体の出資金
- 公的な、または民間の補助金
- 配分された税・料金収入

## II.戦略計画の資金調達に対する水管理事務所の寄与

環境法典第 L.213-9-2 条に次の通り第 VIII 項を加える。

「第 L. 213-9-2 条 – VIII. – 水管理事務所は、海洋・沿岸域戦略計画の資金調達に寄与する。そのため、関係する海洋・沿岸域審議会との間に、当該寄与の方法を定めた協定を締結する。」

水および水生環境に関する 2006 年 12 月 30 日の法律第 83 条§ II に次の文言を加える。

「海洋および沿岸域について定められた環境目標を支援するため水管理事務所が支出する金額は、2008 年から 2012 年までの期間、xxx ユーロを下回ってはならない。」

*III.海洋・沿岸域環境の汚染の原因となる、またはそのエコシステムに悪影響を与える活動または利用にかかる料金を設ける。*

*当該料金の収入は、海洋・沿岸域国家基金に配分する。*

*当該料金の対象および金額は、毎年度、予算法によって定める。*

## 第 6 条：天然資源の持続可能な利用について

I.生物資源のみならずその成長に必要な生育環境を保全するため、政令によって、潮干狩りタイプの遊漁に関する規則を定める。

*II.舟釣りタイプの遊漁に関して、釣り許可制度を設ける。その態様は政令で定める。*

III.持続可能な管理の対象となる水産物は、これにエコラベルを与えることができる。当該エコラベルを取得するために水産物が従うべき条件、検査方法、および必要な場合その実施を担う機関の認証条件は、国家海洋・沿岸域審議会の意見を徴した後に政令で定める。

付属書 5 遊漁憲章案

**環境責任に配慮した海面遊漁のための誓約と目標に関する憲章**

- エコロジー・エネルギー・持続可能な開発・国土整備省
- 運輸担当閣外省
- 経済・産業・雇用省
- 産業・通信担当閣外省
- 商業・手工業・中小企業・観光・サービス業担当閣外省
- 法務省
- 農業・漁業省
- 保健・青少年・スポーツ・アソシエーション活動省
- スポーツ・青少年・アソシエーション活動担当閣外省
- 海洋事務総局

を一方の当事者とし、

- 全国海洋漁業・養殖委員会
- 全仏海釣り連盟および全仏遊漁者連盟を代表する全国海面遊漁者連合
- 全仏潜水調査・スポーツ連盟
- 全国船員団体連合
- フランス海洋開発研究所
- WWF
- 海洋保護区庁
- グリーンピース
- ロバン・デ・ボワ
- フランス・ナチュラル・アンヴィロンヌマン
- 全国沿岸域議員協会
- 水上レジャー・スポーツ高等審議会

を他方の当事者とする

**環境責任に配慮した海面遊漁のための誓約と目標に関する憲章**

前文

1. 環境という課題は、今日、海洋地域の住民ならびに海洋および海産物に関するレジャー消費者に広く共有されている。持続可能な開発の問題、なかでも漁業資源の保全

に関する問題への対応を望む声は、強まる一方である。

2. 環境グルネル会議は、こうした背景を踏まえ、持続可能な開発に反する行動を予防するため、次の通り海面遊漁の統制を決定した。

決定第 87 号：海洋および沿岸域を統合的に管理する。共同利用・管理単位の設置および捕獲禁止ゾーンを含む海洋保護区共同管理ネットワーク（10 の海洋保護区から構成。領海の 10% に相当）の設置による漁業資源管理。潮干狩りタイプの遊漁を統制する。フランス管轄海域における違法漁業を根絶する。

3. 団体または連盟の形に編成された海洋漁業者および海面遊漁者ならびに環境保護団体の構成員は、すでに、政府当局との関係の有無にかかわらず、責任と情報に関する自発的な取り組みに着手している。
4. 青少年・スポーツ担当大臣の認証を受けた全仏潜水調査・スポーツ連盟は、スピア・フィッシング特有の側面を考慮すべきであるとした。というのも、この活動は、以下の理由により、釣りというより、狩猟に近いからである。
  - レベルの高いスピア・フィッシング者は、1回の出漁で、かなりの量を捕獲することができる。そのレベルを保つため、スピア・フィッシング者は、集中的な、つまりほぼ日常的なトレーニングを行わなければならない。したがって、当該スピア・フィッシングによる捕獲物を自家消費のみにとどめることができないことは明らかである。
  - レベルの高くないスピア・フィッシング者は、例外的な場合を除き、それほど多く捕獲することはない。したがって、合理的な制限を設けることによって規制することはできない。

以上の理由から、本憲章では、遊漁者に適用する規定とは別に、スピア・フィッシング者を対象とする特別な規定を設けた。

5. 環境グルネル会議の結論およびソンム県選出国民議会議員 Jérôme BIGNON 氏が委員長を務めた「海洋および沿岸域の総合的管理」実行委員会の結論を遵守するため、海洋漁業者、海面遊漁者を代表する団体および環境保護団体は、漁業資源の保全のみならず開発に係るその規制体制の機能を、次に掲げる方法で大幅に改善し、より高い効率性、透明性、開放性を確保することを本憲章によって誓約する。
  - 継続的な対話を行う。
  - 持続可能な開発への配慮を強化する。
  - あらゆる形式の不正行為を防止する。



## 憲章

### 第1条：科学研究

遊漁者を代表する団体、漁業者を代表する団体および環境保護団体は、次に掲げる目的のため、行政当局が承認した科学技術機関に対し、そのデータを提供することを誓約する。

- その必要が明らかである場合、特定の魚種または特定の地域、および場合によっては特定の期間につき、捕獲物の体長制限を再規定する。
- 危機に瀕していると考えられる魚種に加えるべきもの、またはそこから除外するべきものを提案する。
- 特定の魚種に関して、生物学的休息期間を規定することを提案する。
- 危機に瀕している魚種に関して、1日あたりの漁獲量に制限を設けることを提案する。

遊漁者を代表する団体、漁業者を代表する団体および環境保護団体は、これらのテーマに関して周知を図ることを誓約するほか、必要な科学的データの収集に寄与するため、科学技術機関に対し、できる限りの支援を提供する。

### 第2条：遊漁監視委員会

遊漁者を代表する団体は、海洋沿岸を有する県または地域圏において、県または地域圏レベルの「監視委員会」が存在しない場合、これを設置し、これを枠組みとして、行政当局および市民社会と継続的な対話を行うことを誓約する。

この「監視委員会」は、県または地域圏の海事局長が統率し、遊漁者を代表する団体のほか、議事日程に定めた事項に関係する機関に参加を求める。

この「監視委員会」は、遊漁に関する行政決定を準備し、および当該決定を、団体に参加しているか否かにかかわらず、遊漁者に知らしめることを任務とする。

### 第3条：遊漁による捕獲物へのマーキング

遊漁者を代表する団体、漁業者を代表する団体および環境保護団体は、近く規則に加わる予定の、遊漁者の捕獲物のマーキング措置について広く周知を図ることを誓約する。

捕獲後ただちに実施されるこのマーキングによって、遊漁者が捕獲した魚であることを即座に確認することができるようになる。これには次に掲げる効果がある。

- 不正行為を防止する。国の代表者は、レジャーボート上で発見した、または陸揚げされた魚が当該マーキングを持たない場合、これを自家消費用ではないものと見なすことができる。また、こうしてマーキングされた魚が商業流通網で発見された場合、これを押収することができるほか、関係する事業所の責任者を起訴することができる。
- マーキングのある魚の購入または譲受を拒否するという、持続可能な開発に望ましい消費者の態度を促進する。

## **第4条：不正対策**

### 4.1.総則

遊漁者を代表する団体、漁業者を代表する団体および環境保護団体は、捕獲物を違法に販売し、または流通させる遊漁者が行う濫獲の防止に向けた取り組みに参加することを誓約する。

### 4.2.防止協定の締結

遊漁者を代表する団体は、漁業者および海産物流通業者（漁業者、卸売業者、レストラン経営者、小売業者など）を代表する機関、環境保護団体および知事の監督のもとに置かれた関係行政当局に対し、持続可能な開発を損なう行為の防止に取り組むことを誓約する。とりわけ、知事の監督のもと、そのための協定の策定に参加し、および策定された協定に署名する。

### 4.3.効果的な不正対策

国の諸機関は、沿岸各県の違法労働防止実行委員会（COLTI）による統制措置の実施を監視することで、その調整を改善することを誓約する。

### 4.4.罰則について

国の諸機関は、不正行為に対して定められた罰則および罰金の金額であって、明らかに不十分であると判断されたものについて、真の抑止効果を持たせるため、見直しを図ることを誓約する。とりわけ、使用された船舶および車両の差押えを実施する。

## **第5条：釣り客届出制度**

すべてのステークホルダーは、各遊漁者が署名する「釣り客届出」制度の導入のために活動することを誓約する。

無料かつ1度限りかつ義務的なこの釣り届出は、持続可能な開発の「グッドプラクティス」を遵守して釣りを行うことを各遊漁者に誓約させることを目的とする。

遊漁者団体は、国の諸機関と協力して作成する「グッドプラクティス」集を配布することを誓約する。

観光担当省は、沿岸遊漁案内業者が、大潮期間中、そのサービスを利用する者に対してこれに関する情報を提供する責任を担うようにすることを誓約する。

## **第6条：スピア・フィッシング特有の取り決め**

### 6.1.スピア・フィッシング許可制度

カテゴリ6または7の武器である水中銃は、強力な場合は届出が必要であるが、販売は自由である。取得者は、未成年であると成年であるとを問わず、行政またはスポーツ分野の

何らかの許可を受ける必要はない。

スピア・フィッシング者は、海事局に対して届出を行うか、または認可スポーツ団体の発行するライセンスを所持しなければならないと定める現行規則（改正された 1990 年 7 月 11 日の政令第 90-618 号）を強化するため、全仏潜水調査・スポーツ連盟、遊漁者を代表する団体、漁業者を代表する団体および環境保護団体は、安全上の理由から、陸地の狩猟について存在する制度にならって、スピア・フィッシング許可制度を導入することを支持する。

#### 6.2. 特定行為の禁止

遊漁者を代表する団体、漁業者を代表する団体および環境保護団体は、延縄の使用（主に地中海で見られる）や水中スクーターを用いたスピア・フィッシングなど特定行為の禁止に取り組むため、全仏潜水調査・スポーツ連盟と協力するほか、行政当局とともに定めた方法に従って当該禁止の周知を図ることを誓約する。

#### 6.3. 強化された生物学的休息期間の設定

全仏潜水調査・スポーツ連盟、遊漁者を代表する団体、漁業者を代表する団体および環境保護団体は、必要な場合に資源を保全するため、科学機関および行政当局とともに定めた方法に従って管轄行政当局が特定の捕獲対象魚種について生物学的休息期間を設定すること、または一年の内の特定の期間スピア・フィッシングを全面的に禁止することを支持する。

#### 6.4. 捕獲量の制限

全仏潜水調査・スポーツ連盟、遊漁者を代表する団体、漁業者を代表する団体および環境保護団体は、科学機関および行政当局とともに定めた方法に従ってスピア・フィッシング者が 1 回の出漁で捕獲する量に制限を設けることを支持する。

#### 6.5. スピア・フィッシング競技の制限

遊漁者を代表する団体、漁業者を代表する団体および環境保護団体は、行政当局とともに定めた方法に従ってスピア・フィッシング競技を削減するために全仏潜水調査・スポーツ連盟が取り組むことを了知する。

### **第 7 条**

国の諸機関は、各自関係する事項に関して、本憲章で検討された諸事項を規則に加えることを誓約する。

署名：当事者全員

資料 2 (海洋政策研究財団 訳) ※

グルネル実施法Ⅱ (案)

海洋に関する規定 第 5 節

2009 年 3 月

---

※ 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

第V節  
海洋に関する規定

第 60 条

- I. 環境法典第II編第I章の表題を「水、水域環境、海洋環境」に変更する。  
II. 環境法典第II編第I章第VIII節第8款第L.218-86条の後に、以下の規定を挿入する：

「第IX節  
「海洋環境政策

「第1款  
「国家海洋戦略

「第L.219-1条. 国家海洋戦略は、海洋環境の保護、海洋資源の活用、及び海洋並びに沿岸地帯に関する活動の合議に基づく統合的な管理に向けた基準枠組みを構成する文書の中で定義される。ただし国防又は国家安全を唯一の目的とする活動は除かれる。

「同文書は、フランス本国及び海外県・海外領土において、フランスの主権下又は国家裁判権下にある海洋空間、その上空の空間、海底、海底下に関して、及びこれらの空間に影響を与える陸上における活動に関して、原則及び全体的な方針を定める。

「同文書は、原則と方針を適用する区域である沿岸地方の境界を、関係する空間の水理学的・海洋学的・生物地理学的・社会経済的・文化的特徴に基づいて定める。本国の沿岸地方の境界画定は、海洋環境政策部門における欧州共同体活動の枠組みを設定する2008年6月17日の指令第2008/56/CE号第4条が特定する地域及び小区域と矛盾せず、共通漁業政策を考慮するものとする。

「同文書は、その実行に関する評価の手続きを定めるものとする。

「第L.219-2条. 国家海洋戦略は、政府が地方自治体と共に策定する。その条件については国務院の議を経たデクレ（政令）により定める。草案は一般に公開された後、デクレにより採択される。

「国家海洋戦略は、その策定手続きに従い6年毎に改定される。

「第 2 款  
「沿岸地方戦略文書

「第 L.219-3 条: 国家海洋戦略により境界画定されたそれぞれの沿岸地方に対して、戦略文書が、海洋統合管理の目標及び海洋環境の良好な自然環境を実現・維持するために必要な施策を定義する。これにあたっては、国家海洋戦略が定める原則及び方針を尊重するものとする。

「本国の沿岸地方に関しては、同文書の策定は次に掲げる 3 段階に分けられる：

「- 関係する水域の現状及び人間の活動が与える環境上の影響に関する初期評価、生態学的に良好な状態の定義、環境上の目標及び関係する指標の決定を含む、準備段階。

「- 連続的評価及び目標の定期的な更新に向けた、監視プログラムの策定・実施段階。

「- 対策プログラムの整備段階。

「上記の各段階の最初には、予定される方法や調査に関して電子的方法による一般大衆への情報提供及び意見聴取を行う。また各段階の最後にも実施する。この際にはそれまでに得られた要素の概略に関する内容となる。

「この文書は、海洋環境政策部門における欧州共同体活動の枠組みを設定する 2008 年 6 月 17 日の指令第 2008/56/CE 号が適用される地域又は小区域に関して、同指令に沿った海洋戦略に相当する。

「第 L.219-4 条: 沿岸地方の区域内で適用される計画、プログラム、基本計画、同区域内に位置付けられるプロジェクト並びに認可、同空間の管理のために行われる行政上の行為は、沿岸地方戦略文書の目標及び措置に適合するものとする。

「沿岸地方の区域内で重大な影響を及ぼす可能性がある場合、陸上空間に適用される計画、プログラム、基本計画、及び同空間に位置付けられるプロジェクト並びに認可は、沿岸地方戦略文書の目標及び措置を考慮に入れるものとする。

「第 L.219-5 条: 本国の沿岸地方については、国务院の議を経たデクレにより、沿岸地方戦略文書の内容、その策定・採択・修正・改正の方法を定める。同デクレは第 L.219-4 条

で言及された計画、プログラム、基本計画、認可、行為の一覧表を作成し、必要に応じて同条の適用条件を明記する。」

### 第 61 条

沿岸地方の整備、保護、活用に関する 1986 年 1 月 3 日の法律第 86-2 号を以下の通り修正する：

- 1° 第 41 条の「全国沿岸地方評議会と協議の上」という文言を削除する。
- 2° 第 43 条を廃止する。

### 第 62 条

憲法第 38 条の定める条件の下で、政府はこの法律の公布から 1 年以内に定められる 1 つ又は複数のオールドナンス（命令）により、国の管轄に属する環境法典第 L.219-3 条乃至第 L.219-5 条の規定を、それぞれの特徴や制約を反映させることができるよう、各県、地域圏、海外自治体に対する拡張及び調整を行うことができる。

本条の適用により定められる各オールドナンスに対して、その公布から 3 ヶ月目の最終日までに、政府は追認のための法案を議会に提出する。

### 第 63 条

農事法典第 L.644-14 条の後に、以下に掲げる規定を挿入する：

「第 3 款

「水産物

「第 L.644-15 条.- 持続的な漁業による水産物は、エコラベルを付与されることができる。この認証を受けるために満たすべき条件、及び認可された組織による認証・監督の方法については、デクレにより定める。」



この報告書は、競艇交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

平成20年度 各国および国際社会の海洋政策の動向  
(総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究)

平成21年3月発行

発行 海洋政策研究財団(財団法人シップ・アント・オーシャン財団)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16 海洋船舶ビル  
TEL 03-3502-1828 FAX 03-3502-2033  
<http://www.sof.or.jp>

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

ISBN978-4-88404-215-8